

日本社会福祉士会 三十年史



公益社団法人 日本社会福祉士会

■ 日本社会福祉士会三十年史 目次 ■

日本社会福祉士会設立三十周年を迎えて …… 1

歴代会長からのメッセージ …… 2

第1部 日本社会福祉士会三十年の歩み

第1章 総論 ～10年間の会の歩み～

- 2013年度（平成25年度）／ 8
- 2014年度（平成26年度）／ 9
- 2015年度（平成27年度）／ 10
- 2016年度（平成28年度）／ 11
- 2017年度（平成29年度）／ 12
- 2018年度（平成30年度）／ 14
- 2019年度（平成31年度・令和元年度）／ 15
- 2020年度（令和2年度）／ 17
- 2021年度（令和3年度）／ 19
- 2022年度（令和4年度）／ 20

第2章 各論

- 第1節 中期計画について／ 22
- 第2節 連合体体制の確立／ 27
- 第3節 権利擁護の取り組み
 - ①成年後見制度を取り巻く状況の変化／ 32
 - ②未成年後見支援体制の確立（養成・保険）／ 35
 - ③「高齢者・障害者虐待対応に関する提言」の取り組み／ 37
- 第4節 生涯研修制度と認定社会福祉士制度／ 39
- 第5節 政治的アプローチ／ 46
- 第6節 「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格に関わる経過について／ 49
- 第7節 ソーシャルワーカー関係団体との連携
～日本ソーシャルワーカー連盟の動き～／ 53
- 第8節 倫理綱領・行動規範／ 57
- 第9節 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う本会の対応／ 60
 - ◎コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究／ 66
- 第10節 災害支援／ 72

第2部 資料編

- 全国大会の概要／ 80
 - 本会が表明した声明文、意見書、要望書等（2013～2022年度）／ 85
 - 日本社会福祉士会 公的審議会及び委員会等への参画（2013～2022年度）／ 91
 - 日本社会福祉士会 補助金・助成金事業一覧（2013～2022年度）／ 99
 - 日本社会福祉士会 編集書籍一覧（2013～2022年度）／ 101
 - 日本社会福祉士会 災害支援一覧（2013～2022年度）／ 102
 - 日本社会福祉士会 正会員の構成している会員数推移（2013～2023年）／ 104
- 第三期中期計画（2019～2023年度）／ 107

編集委員会委員・執筆者一覧

日本社会福祉士会 設立三十周年を迎えて

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久



1993年1月15日、「歴史に一度！ 人生に一度！」を合言葉に東京都八王子市に有志が集まり、設立総会が開催されました。ここに「日本社会福祉士会」が誕生し、全国への組織化が呼びかけられました。翌日の16日には、第1回目の「研究大会」が開催されています。

昨年（2022年）7月には、第30回全国大会が東京都江東区で開催されました。新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、約1,500名の社会福祉士が参加し、一堂に会することができたことに強い感銘を受けました。本年（2023年）1月に本会は設立30周年を迎え、記念誌の発刊に至ったことを社会福祉士会会員の皆さまとともに喜びたいと思います。また、厚生労働省をはじめ、本会に対し、ご理解・ご支援頂いた皆さまに心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

はじめに、ここ10年前後の動きを少し振り返ってみたいと思います。

本会は2012年4月に47都道府県社会福祉士会を正会員とする連合体組織へ移行し、2014年4月に公益社団法人の認可を受けました。組織改編に伴い、翌2015年6月には、都道府県社会福祉士会を正会員とする職能団体として、倫理綱領の遵守、人々の権利擁護及び生活支援に向け、「公益社団法人日本社会福祉士会憲章」を定めています。

国の動向を見ると、2015年9月「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の提示、2016年7月「『我が事、丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置、そして、2017年9月には「地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」が示され、社会福祉法の改正も行われました。地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークの必要性が確認されています。

また、2018年3月には社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の役割等について」が取りまとめられ、社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮することへの期待や、養成カリキュラムの見直しの必要性が示されました。

これら国の動きに共通するのは、誰もが地域で安心して暮らしていくために、さまざまな分野でソーシャルワークを基盤とする支援が求められているということです。

子ども分野では、児童虐待により子どもの命が奪われる事案が繰り返されました。児童福祉法の改正をはじめ、子どもを守り育てる社会に向けての政策が進められ、2023年4月こども家庭庁の創設へと繋がります。この間、子ども分野における国家資格創設の動きがあり、本会は社会福祉士の活用を主張し続けています。

本会は、将来ビジョンに向けた中期計画に「ソーシャルワークの推進」「活動基盤の強化」「専門性の向上」を掲げ、社会福祉士の任用拡大と実質的な業務独占を目指して、政治的なアプローチも含めて取り組んできました。まだまだ、道半ばではありますが、ソーシャルワークへの期待を背景に、将来ビジョンの実現に向け、一步一步進んでまいります。

『日本社会福祉士会三十年史』には、本会の30年という歴史が刻まれ、過去の歩みを振り返りつつ、今を見つめ、未来へ向かう思いが綴られています。

必ずしも社会福祉士が十分に活躍できる環境とはいえませんが、30年を節目として掲げた目標の達成に向け、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が連合体として団結して取り組むことが大切です。そして、都道府県社会福祉士会の発展とともに日本社会福祉士会が発展するという思いを30周年の記念に重ねたいと思います。

歴代会長からのメッセージ

歴史を紡ぐこと

第2代会長

橋本 正明（社会福祉振興・試験センター 理事長）



日本社会福祉士会の30周年にあたり思うことは「歴史とは何か」という問いかけです。

或る辞書によると、歴史とは確かめられた事実の集成から成るとあります。「歴史とは現在と過去との対話である」と言ったのはイギリスの歴史学者 E.H. カークです。複雑な諸要素が絡み合っていて動いていく現代では、過去を見る新しい眼が求められます。ロシアのウクライナ侵攻を理解するには、1933年のホロドモールや1939年のフィンランド冬の戦争を知る必要があります。同様に温暖化、SDGsを考えるのには、産業化される前の生活を知ることが手がかりとなります。そして、その対話が現在の状況の理解と未来への展望をもつことに繋がります。

さて、日本社会福祉士会の30年です。10年、20年の節目には会の歴史の小括的な年史が発行され、そこで今回30年の小括です。足元を見ればこの10年間の社会の変化、また会の歩みにも激しいものがありました。

しかし、会の草創期に働いた者にとっては、その前史を含めた頃のことを抜きにしては現代を語れません。会員諸氏にぜひとも一読をお願いしたいのは、2003年に発行された『日本社会福祉士会十年史』（編集委員：西澤秀夫、池田恵理子、金井守、澤伊三男、戸栗栄次、原田正樹）に掲載された「日本社会福祉士会十年の歩み」です。序章から終章まで72ページの歴史の証言です。構成は序章「『社会福祉士』の誕生まで」、第1章「社会福祉士の誕生と組織化」、第2章「組織の発展と法人化」、第3章「法人化後の試練と成長」、第4章「社会福祉基礎構造改革と社会福祉士会」となっており、その時代の詳しい状況、事態の背景が赤裸々に明らかにされています。そこから私たちが現下の社会福祉士（会）、ソーシャルワーカーのあり様をどのように理解し、将来図を描くのか、過去と対話し現代を理解するのかという問いかけです。そこに歴史を紡ぐことの価値を見るのです。

2022年3月現在の会員総数は4万3,124人、2023年社会福祉士国家資格試験の合格者数は1万6,338人、認定社会福祉士の数は約1,000人、この数字の意味をじっくり見極める必要があります。

ホロドモール：1933年ソ連によって起こされたウクライナの人為的な大飢饉
フィンランド冬の戦争：1939年に起こったソ連によるフィンランド侵攻戦争

日本社会福祉士会 三十周年を迎えて

第3代会長

青木 孝志（公益社団法人埼玉県社会福祉士会 相談役）



二十年史のときのように「夢」が語れない。前は「21世紀を代表する専門職は社会福祉士である」と書いた。しかし、今はその実感を抱くことができない。

会運営はそつなく無難、研修制度は硬直化していると思えるほどに確固たるものになっている。ひと頃、本会に所属する社会福祉士の優位性を強調すると、既得権に胡坐をかく圧力団体のように言われたこともあったが、今はそれを感じることも少ない。本会の活動が成熟してきたといえるのかもしれないが、総じて発展途上のような熱気が感じられない。

そこにはさまざまな要因があろうが、最大のものは組織率の低下であると考え。あたかもこの国の出生率のように加入する社会福祉士の割合が減少し続けている。生まれた時から社会福祉士制度が存在していた若い人たちへの働きかけとして、子どもだましのような値引きや景品付与でよいのだろうか。考えられるさまざまなメリットを提示しても入会しないのはなぜだろう。

私はその根本的な要因は「社会福祉士の養成課程」にあると考える。今回は、この1点に絞って意見を述べておきたい。

授業のなかで職能団体（社会福祉士会）の存在意義と具体的な活動内容、そして生涯研修に励む必要性等を説明しているのであろうか。講義しているはずと言うかもしれないが、要はどれだけ実感を込めて説得できるかである。

社会福祉士の倫理綱領は本会が採択したものであり、それを社会福祉六法にも、養成講座のテキストにも載せている。なぜ強く「専門職能団体に入会して社会福祉士の倫理綱領を遵守した活動をしよう！」と繰り返し呼びかけることができないのか疑問である。

今回のカリキュラム改正で、実習時間が増えた。それだけ実践現場の社会福祉士とともに学ぶ機会が増えたということであり、資格取得後の職能団体加入を働きかけるチャンスが拡大したといえる。

どのような社会福祉士になりたいかを決定づける大切な実習場面の指導者と、演習・実習指導を担当する教員の使命は極めて重要である。今こそ、日本社会福祉士会は敢えてエゴを承知で、これら実習指導者及び教員を職能団体所属の社会福祉士に担わせるという要望活動（業務独占）を組織的に展開することを提案したい。

更なる高みを目指して

第4代会長

杉村 和子（社会福祉法人聖徳会 副理事長）



日本社会福祉士会設立 30 周年おめでとうございます。

日本社会福祉士会の設立総会は 1993 年 1 月 15 日ですが、国家資格である社会福祉士の誕生に至るまでには長い道のりがあります。「まぼろしの社会福祉士法制定試案（1971 年 11 月発表）」から始まり、1986 年 8 月に行われた「社会福祉教育懇話会」による提言が我が国の「社会福祉専門従事者の資格制度化」に発展したという経緯があります。

実に 16 年を経て、1987 年 5 月 26 日「社会福祉士及び介護福祉士法」が公布され、2 年後の 1989 年 3 月末に第 1 回目の社会福祉士国家試験が実施されました。この時の合格者は 180 名、第 2、3 回目の国家試験では合格者が 1,000 名を超え、会設立の機運が高まります。西澤秀夫氏が「新しい酒は新しい革袋に」と会創設に尽力されていたことを懐かしく思い出します。設立時の会員は 555 名でした。2023 年 7 月現在、4 万 5,326 名となり大きく発展しました。

私たちの会設立には多くの時間と、専門職団体をつくろうと動いた多くの人たちの熱い思いと支援があったことを忘れてはなりません。また、このことを語り繋ぐことも忘れてはならないと思います。

2003 年 6 月に発行された『日本社会福祉士会十年史』には、会の誕生前の秘話や 10 年目を迎えた嬉しさが凝縮されています。また、2013 年 7 月発行の『日本社会福祉士会二十年史』には「新公益法人制度」と連合体発足への苦労を重ねた移行時のことが記されています。

その後の 10 年も激動の時代でした。我が国の社会情勢が大きく変化するとともに、社会福祉士に期待されることが多くなり、社会福祉士の養成方法も大きく変わりました。

まさに会が成長していく証として『日本社会福祉士会三十年史』にはその詳細が記され、歴史となってこの後に継承されていきます。しかし、人に例えれば「青年期」、まだまだ若輩者ではないでしょうか。奢らず、地道に歩みを進めませんか。

私は 1993 年から 2001 年の間、会運営の中枢に関わらせて頂き、最後は会長の大役を仰せつかりました。会創立と社会福祉基礎構造改革の真ただ中、何事にも代えがたい経験をさせて頂きました。今でもその当時の仲間たちとの交流を大切にしています。

日本社会福祉士会がこの後も創立 40 年、50 年の節目を迎え、専門職団体として益々発展されることを祈念致します。

日本社会福祉士会 三十周年を迎えて

第6代会長

村尾 俊明（社会福祉法人清風会 理事）



公益社団法人日本社会福祉士会が設立 30 年を迎えられたことをお慶び申し上げます。

また、この間の会員の方々のご努力に敬意を表しますとともに、各方面の多くの方々からご支援やご激励等を頂いたことに改めて感謝し、御礼を申し上げます。

近年はコロナ禍の影響を受け、会員の皆さまも本来の活動が著しく制限されご苦労された時期が長く続きましたが、近時沈静化の兆しが見え、安堵されていることと存じます。

私が3期携わった会長時代の思い出は多々ありますが、その1つに事務所の移転があります。会員の皆さまのご努力で現在の四ツ谷駅近くに移転することができ、全国各方面からの本会へのアクセスの利便性が一段と増したことで、会員のみならず関係団体等とも広域で多様な交流等が促進され、本会の活動の活性化に大きく寄与することができました。

会長退任後の私は、一時期地区会の活動に参加しましたが、その後も一会員として成年後見や第三者評価などの業務に関わり、現在もいくつかの社会福祉法人や障がい者親の会との交流など、ささやかな活動を続けています。

本会や他の福祉関係団体等から、今も私宛にさまざまな資料等が送られてきており、我が国の最新の福祉施策の現状や課題の一端にも触れることができていることから、今後とも何らかの社会貢献に繋がる活動を私なりに続けたいと思っています。

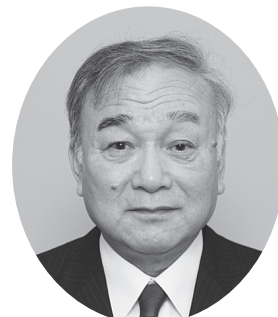
この度の日本社会福祉士会設立 30 周年を機に、本会会員の皆さまの今後の活動のさらなる活性化により、我が国の福祉施策の今後益々の充実発展に寄与して頂くとともに、ひいてはその成果が海外諸国等との交流促進にも活かされることを期待しています。

最後に、会員の皆さまのご健勝と本会の今後益々のご発展を祈念いたします。

日本社会福祉士会 三十周年を迎えて

第8代会長

鎌倉 克英（社会福祉法人祷友会 理事長）



1993年、東京八王子において行われた第1回全国大会から始まった私たちの「日本社会福祉士会」が30周年を迎えましたことを心からお慶び申し上げます。

『日本社会福祉士会二十年史』巻頭に故 山村睦会長が記された思いを引き継ぎ、会員一人ひとりの力を集結して、日本社会福祉士会は2014年4月公益社団法人となりました。今思い起こしても心が躍ります。

さて、日本社会福祉士会30年の歴史を振り返ってみますと、いくつかの分岐点が見えてきます。

1つ目は1995年1月17日の阪神・淡路大震災です。まだまだ未熟であった社会福祉士がそれぞれの立場で復興の一翼を担ったことは、会の財産となりました。

2つ目は1998年7月に国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）に加入したことです。1970年代にソーシャルワーカーは「Think globally, act locally」とよく言っていたものです。私はこの言葉が好きです。日本各地での福祉のはたらきが、日本でそして世界で認められる。すばらしいことです。

3つ目は認定社会福祉士制度です。この制度は、社会福祉士の実践力を担保する民間認定の仕組みとして制定され、2012年度から運用を開始し、2023年4月1日現在、908名の認定者が誕生しています。社会福祉士という国家資格は国民のために創設されました。資格者は知識と技術と使命に基づいて実践しているかが問われます。「少子高齢化時代」の大きな壁を乗り越える力をもっているのは認定社会福祉士であるということを私は信じています。

4つ目となる分岐点は「新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延」です。人が集まらないのです。Web会議、通信販売利用が当たり前になってしまいました。「人間らしく自分らしく生きる」ことができなくなる「災害」が身近にあり、規模も世界的であるというときにソーシャルワーカーはどう立ち向かうかという新たな課題を突きつけられました。

日本社会福祉士会には30年の歴史が刻まれました。さらに未来に向かって私たちの歴史を積み重ねることができるよう、会の発展と会員の皆さま一人ひとりのご健勝とご活躍を願います。

第 1 部

日本社会福祉士会 三十年の歩み

第1章 総論 ～10年間の会の歩み～

● 2013 年度（平成 25 年度）

【できごと】

- ・ アベノミクス始動、異次元緩和で円安・株高
- ・ 5月 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を批准
- ・ 6月 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律成立（保護者制度の廃止）
- ・ 12月 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律成立
- ・ 12月 特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）成立
- ・ 12月 アルコール健康障害対策基本法成立
- ・ 1月 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准

【中期計画】

- ・ 第一期中期計画の総括、第二期中期計画の策定
- ・ 社会福祉振興・試験センターで国試合格者通知発送時、本会チラシの同封を依頼・実施（2013年～）

【連合体の確立】

- ・ 7月12日 内閣府へ公益社団法人の移行申請

【権利擁護】

- ・ 成年後見委員会と子ども家庭支援委員会の合同で、未成年後見に関する現状と課題を共有する場を設置
- ・ 子ども家庭支援委員会にて、2回目となる「未成年後見人受任者アンケート」を実施（1回目は2011年に実施）

- ・ 『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き【帳票・事例編】』出版（中央法規出版）
- ・ 『権利擁護と成年後見実践～社会福祉士のための成年後見入門～〔第2版〕』出版（民事法研究会）
- ・ 障害者虐待対応帳票・モデル対応事例策定研究委員会を設置し、障害者虐待対応帳票とモデル事例を作成

【生涯研修と認定制度】

- ・ 認定社会福祉士認証・認定機構事務局を本会が担当（2011年11月～）
- ・ 認定社会福祉士登録機関運営委員会を立ち上げ、認定社会福祉士の登録審査を開始

【災害支援】

- ・ 災害支援コーディネーター研修を開催
- ・ 災害ガイドラインの検討
- ・ 社会福祉士養成校協会「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」に委員派遣

【国際的な動き】

- ・ 社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業へ社会福祉士3名を派遣
- ・ 全国大会（岩手大会）にて海外研修等報告会を開催
- ・ 2013年度アジア太平洋ソーシャルワーク会議（フィリピン・マニラ）に参加

● 2014 年度（平成 26 年度）

【できごと】

- ・ STAP 細胞論文発表・捏造事件
- ・ 4 月 消費税が 5 % から 8 % に
- ・ 4 月 韓国旅客船「セウォル号」沈没事故で死亡・不明 304 人
- ・ 5 月 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律成立
- ・ 8 月 広島市で土石流により多数の住宅が流され、死亡・不明 77 人
- ・ 9 月 御嶽山が噴火、死亡・不明 63 人

【中期計画】

- ・ 4 月 1 日 公益社団法人へ移行
- ・ 連合体会費は都道府県社会福祉士会に所属する会員一人当たり 5,000 円と定める
- ・ 都道府県社会福祉士会の会費算出基準の変更に伴う赤字を 3 か年計画で収支均衡へ計画立案。決算ベースではほぼ均衡達成
- ・ 業務執行理事による打合せを定例化
- ・ 寄附金規程を整備、本会 Web サイトに寄附金募集広告設置
- ・ 都道府県社会福祉士会の実態把握のため、正副会長による全国 47 社会福祉士会訪問、ヒアリング及び組織運営に係る全国実態調査を実施

【連合体の確立】

- ・ 第二期中期計画において、2018 年度末をもって都道府県社会福祉士会との会員管理及び会費徴収事務の委託契約を解除することを明記

【権利擁護】

- ・ 「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」（厚生労働省老人保健健康増進等事業補助金事業）実施
- ・ 子ども家庭支援委員会にて、未成年後見に関するヒアリング及び未成年後見人の候補者養成研修の開発等に関する協議を実施
- ・ 2015 年 1 月 29 日、厚生労働省老健局高齢者支援課

課長へ「指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する虐待事案の取り扱いについて（要望）」を提出

- ・ 「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を受託し、9 月 24 ～ 26 日、「都道府県・市町村虐待防止担当職員研修」、「障害福祉施設等設置者・管理者研修」及び「虐待防止マネージャー養成研修」を実施

【生涯研修と認定制度】

- ・ 基礎課程（基礎研修Ⅲ）を開始。423 名が修了
- ・ 178 名の認定社会福祉士が誕生（有効期間 5 年間）。本会 Web サイト及び『日本社会福祉士会ニュース』4 月号にて周知
- ・ 認定社会福祉士の分野の追加取得が可能となる

【SW 関係団体との連携】

- ・ 8 月 14 日「ガザ地区における人権侵害について（声明）」（社会福祉専門職団体協議会）
- ・ 1 月 28 日「シリアにおける日本人拘束に対する声明」（国際ソーシャルワーカー連盟・社会福祉専門職団体協議会）

【災害支援】

- ・ 災害支援コーディネーター養成研修を開催
- ・ 災害対応ガイドラインを制定
- ・ 日本社会福祉士養成校協会「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」に委員派遣

【国際的な動き】

- ・ 日本から国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋会長を選出（2014 年度～）
- ・ 社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業へ社会福祉士 2 名を派遣
- ・ 全国大会（鹿児島大会）にて海外研修等報告会を開催
- ・ 滞日外国人支援に携わる人材の養成に関する調査研究（日本社会福祉弘済会助成事業）の実施
- ・ ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同世界会議 2014（オーストラリア・メルボルン）に参加
- ・ ソーシャルワークのグローバル定義日本語訳を作成（社会福祉専門職団体協議会）

● 2015 年度（平成 27 年度）

【できごと】

- ・ 9 月 公認心理師法成立
- ・ 1 月 軽井沢スキーバス転落事故、死亡 15 人

【中期計画】

- ・ 日本社会福祉士会憲章を制定（総会可決、全国大会（石川大会）採択）
- ・ 委員会統合、プロジェクトチーム方式など体制の見直し
- ・ 事務局職員交流会の開催
- ・ 企画室を設置
- ・ アドバイザーリスト登録開始
- ・ 「グローバル定義」「アジア太平洋地域における展開」の日本語版、及び「日本における展開」の採択を日本ソーシャルワーカー連盟及び日本社会福祉教育学校連盟と共同実施（2015～2017 年度）

【権利擁護】

- ・ 「権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究」（厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事業）の実施
- ・ 子ども家庭支援委員会にて、未成年後見に関するヒアリングを実施
- ・ 子ども家庭支援委員会にて、未成年後見を担う社会福祉士が加入できる賠償責任保険の開発に関する協議を開始
- ・ 障害者虐待対応の手順とポイントを示すとともに、システムとしての虐待対応を可能とするための虐待対応帳票・解説並びにモデル対応例を収載し、2016 年 2 月に『障害者虐待対応の手引き』（中央法規出版）を出版

【生涯研修と認定制度】

- ・ 『基礎研修テキスト』を発行
- ・ 42 名の認定社会福祉士が新規登録。認定社会福祉士の「ベテランルート」の運用スタート
- ・ 認定社会福祉士登録者へスーパービジョンに関する実態調査への協力依頼

【子ども家庭 SW】

- ・ 9 月 17 日『『児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告』に関する提案及び依頼』を連名で厚生労働大臣に提出（社会福祉専門職団体協議会・日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会構成団体等）
- ・ 11 月 25 日『『新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案』についての要望』を厚生労働大臣に提出（社会福祉専門職団体協議会・日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会構成団体等）
- ・ 3 月「新たな子ども家庭のあり方に関する専門委員会」報告（家庭支援の強化による虐待の予防的観点の明確化等）

【SW 関係団体との連携】

- ・ 1 月 29 日「マイナンバーカード等の性別記載欄の廃止を求める声明」（社会福祉専門職団体協議会）
- ・ 2 月 22 日「認知症徘徊列車事故訴訟・最高裁判所判決に向けて」（社会福祉専門職団体協議会・日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会）
- ・ 3 月 15 日「認知症徘徊列車事故訴訟・最高裁判所判決への見解」（社会福祉専門職団体協議会・日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会）
- ・ アジア太平洋地域における災害対応等のソーシャルワーク実践に関するシンポジウム及びワークショップ開催事業（社会福祉振興・試験センター助成事業）

【災害支援】

- ・ 災害支援活動者養成研修開催
- ・ 災害対応マニュアルを制定（2018 年に新ガイドライン制定）
- ・ 日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会主催の「災害福祉支援活動基礎研修」及び会議に理事を派遣

【国際的な動き】

- ・ 社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業へ社会福祉士 2 名を派遣

- ・全国大会（石川大会）にて海外研修等報告会を開催
- ・2015年度アジア太平洋ソーシャルワーク会議（タイ・バンコク）に参加
- ・ネパール大地震被災者支援活動を実施（社会福祉専門職団体協議会）

- ・福祉人材養成・研修事業（アジア太平洋地域における災害対応等のソーシャルワーク実践に関するシンポジウム及びワークショップ開催事業）開催（社会福祉専門職団体協議会）

● 2016 年度（平成 28 年度）

【できごと】

- ・4月 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）成立
- ・4月 熊本地震、死亡・不明 273 人
- ・5月 児童福祉法改正（虐待対策の強化）
- ・7月 障害者施設「津久井やまゆり園」に元職員が侵入し、入所者 19 人を殺害
- ・米大統領選でトランプ氏勝利

【中期計画】

- ・都道府県ごとの会員数の指標を、加入率から前月比増減と人口当たりの会員数に変更
- ・会員管理及び会費徴収に係る全国共通システムの開発を総会で承認、開発に着手
- ・意思決定支援に係る中間まとめ公表
- ・社会保障審議会福祉人材確保専門委員会等で、社会福祉士に必要な資質と養成カリキュラム等について意見発表

【権利擁護】

- ・内閣府「成年後見制度利用促進委員会」への委員派遣
- ・子ども家庭支援委員会に未成年後見検討プロジェクトチームを設置。未成年後見人の候補者養成に関する協議及び未成年後見を担う社会福祉士が加入できる賠償責任保険の開発に関する協議等を開始
- ・国の行う障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を補完するものとして「現場のための障害者虐待防止研修～行政対応者コース～」プログラムを開発し、開催

【生涯研修と認定制度】

- ・137名の認定社会福祉士が新規登録
- ・2025年度認定社会福祉士7,000人構想のため、認定社会福祉士制度の定着及び推進について協議する認定社会福祉士制度推進委員会（準備委員会）を設置

【政治的アプローチ】

- ・第2回理事会において、「議員連盟設立準備プロジェクトチームの設置について」の協議がなされ、2018年度に超党派の議員連盟の発足を目指して進めることを承認
- ・都道府県社会福祉士会会長会議における意見交換を踏まえ、①さらに詳細な説明（イメージの共有）、②積極的な情報公開、③スケジュール観の再検討、の必要性を理事会で再度協議し、その結果、①のさらに詳細な説明をするためには、もう少し踏み込んだ協議と調査が不可欠であること、②として、共通理解を促進するために情報公開の機会を設けること、③として、そのためにもスケジュールを見直す必要があることを確認

【SW 関係団体との連携】

- ・社会福祉専門職団体協議会の会員団体統合に向けた検討に着手
- ・6月10日「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」（最高裁判所事務総局）に対する意見表明（社会福祉専門職団体協議会）
- ・アジア太平洋地域における児童家庭問題・災害対応等のソーシャルワーク実践に関するシンポジウム及びワークショップ開催等事業（社会福祉振興・試験センター助成事業）

【災害支援】

- ・平成28年熊本地震震災支援活動
4月16日に災害対策本部を立ち上げ、熊本県社会福祉士会と連携しつつ、西原村の地域包括支援センター、益城町の西部圏域地域包括支援センター（ひろやす荘）へ2名の社会福祉士を派遣
 - ・西原村地域包括支援センター
——派遣期間：6月13日～11月4日
——支援者数：65名、延べ331名
 - ・益城町西部圏域地域包括支援センター（ひろやす荘）
——派遣期間：8月29日～12月27日
——支援者数：50名、延べ257名
- ・災害支援プロジェクトチームの事業移管（移管先・移管内容）の検討

- ・災害支援活動者養成研修を研修認証申請
- ・災害支援活動者養成研修「社会福祉士の支援の実態——支援を受け入れた立場から」DVD制作及び都道府県社会福祉士会への配布
- ・災害支援コーディネーター養成研修を研修認証更新申請

【国際的な動き】

- ・社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業へ社会福祉士1名を派遣
- ・研究誌『社会福祉士』にて海外研修等報告を掲載
- ・ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同世界会議2016（韓国・ソウル）に参加
- ・ソウル会議出席、日中韓特別セッション開催（社会福祉専門職団体協議会）

● 2017年度（平成29年度）

【できごと】

- ・ミャンマーからバングラデシュへ多数のロヒンギャ難民
- ・1月 トランプ米大統領就任
- ・5月 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律成立
- ・7月 九州北部豪雨で死亡・不明41人

【中期計画】

- ・「2018年度予算・制度に関する提案書」を作成し、関係省庁等に提出
- ・成年後見制度利用促進に関する三士会協議の開催（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、本会）（2017年～）
- ・通常総会において連携強化・統合について日本ソーシャルワーカー連盟への発議承認
- ・成年後見部門の情報交換会の検討（日本精神保健福祉士協会）（2017年～）

【連合体の確立】

- ・苦情処理を円滑に実施してもらうために、6月の通

常総会において都道府県社会福祉士会に対して「苦情対応ガイドライン」を提示

【権利擁護】

- ・「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」（厚生労働省老人保健健康増進等事業）の実施
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」作成
- ・成年後見人養成研修カリキュラムの見直し（成年後見人材育成研修、名簿登録研修の開始）
- ・未成年後見検討プロジェクトチームが、子ども家庭支援委員会から権利擁護センターばあとなあ運営協議会に移管
- ・「2017年度未成年後見人養成研修」を開催
- ・社会福祉士が加入できる未成年後見に関する賠償責任保険の開発
- ・9月16日 第3回虐待対応専門職チーム経験交流会を開催

【生涯研修と認定制度】

- ・e-ラーニングシステムの運用を開始
- ・旧生涯研修制度の共通研修課程の修了申請受付が終了し、新生涯研修制度の専門課程修了申請受付に完全移行
- ・基礎研修講師養成研修の実施（～2017年度まで）
- ・47都道府県社会福祉士会がスーパービジョンコーディネートを実施
- ・SV研修（経過的対応）の継続的实施及びSV登録の推薦
- ・SV研修Ⅱの開発・実施
- ・SVフォローアップ研修の実施
- ・128名の認定社会福祉士が新規登録。更新対象者への広報及び周知（「認定社会福祉士取得のすゝめ、認定社会福祉士更新解体新書」をWebサイト上に掲載）
- ・認定登録者485名への実態調査を実施。「認定社会福祉士」に関する意識調査を都道府県社会福祉士会の会員2,500名に実施
- ・認定社会福祉士推進委員会設置

【政治的アプローチ】

- ・情報収集を行うと同時にスケジュールについても見直しを図り、「（ソーシャルワークを考える）政治的アプローチ検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、1年間さらなる議論を蓄積し、同時に都道府県社会福祉士会との意見交換も共同歩調で行っていくことを理事会で承認

【子ども家庭SW】

- ・8月 新たな社会的養育の在り方に関する検討会による「新しい社会的養育ビジョン」取りまとめ（人材育成、専門性の向上、資格化の可能性をはじめ、児童相談所の機能分化等）
- ・3月 5歳の女兒が虐待により死亡する事例が発生

【SW関係団体との連携】

- ・4月1日「社会福祉専門職団体協議会」が「日本ソーシャルワーカー連盟」に移行

- ・11月9日「ロヒンギャ民族に対する重大な権利侵害に対する声明」（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・12月19日「生活保護基準の引き下げに反対する緊急声明」（日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
- ・世界ソーシャルワークデー記念ビデオメッセージの配信
- ・世界ソーシャルワークデー記念シンポジウム「ソーシャルワーク専門職再考～危機を好機に～」(第3部公開)
- ・アジア太平洋地域における児童家庭問題・災害対応等のソーシャルワーク実践に関するシンポジウム及びワークショップ開催・国際交流事業（社会福祉振興・試験センター助成事業）

【災害支援】

- ・首都直下型地震等の不測の事態に備え、本会機能の分散化などそのあり方を検討
- ・各都道府県における災害時の福祉支援活動の把握のためのアンケートを実施
- ・今後の社会福祉士会の災害支援のあり方や方向性を検討
- ・都道府県社会福祉士会における災害時の連絡体制の整備及び災害支援活動の基盤整備の検討
- ・災害発生時の支援体制と継続的な支援に向けた体制の整備を推進
- ・平成28年熊本地震被災地支援活動の記録を作成し、都道府県社会福祉士会へ配布
- ・日本医療社会福祉協会「災害福祉支援活動基礎研修実施事業」委員会への委員派遣及び研修での講師並びにファシリテーター協力

【国際的な動き】

- ・社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業へ社会福祉士2名を派遣
- ・学会誌『社会福祉士』にて海外研修等報告を掲載
- ・2017年度アジア太平洋ソーシャルワーク合同地域会議（中国・深圳）に参加

● 2018 年度（平成 30 年度）

【できごと】

- ・ 7 月 西日本豪雨、死亡・不明 271 人
- ・ 「平成 30 年 7 月豪雨」のため、全国大会（山口大会）参加者の交通手段等が混乱
- ・ 北海道胆振東部地震、死亡・不明 43 人
- ・ 中央省庁等で障害者雇用水増し発覚
- ・ 7 月 ギャンブル等依存症対策基本法成立

【中期計画】

- ・ 第二期中期計画の評価、第三期中期計画の策定

【連合体の確立】

- ・ 2 月理事会において、本会主催研修への興業保険の導入について承認

【権利擁護】

- ・ 成年後見制度利用促進専門家会議への委員派遣（2018 年～）
- ・ 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業（厚生労働省社会福祉推進事業）を実施、「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」作成
- ・ 各都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあによる未成年後見人候補者のばあとなあ名簿への追記登録開始
- ・ 「2018 年度未成年後見人養成研修」を開催
- ・ 「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業」（厚生労働省老人保健健康増進等事業）の実施

【生涯研修と認定制度】

- ・ 184 名の認定社会福祉士が新規登録
- ・ 「認定社会福祉士登録機関運営委員会」と「認定社会福祉士推進委員会」を「認定社会福祉士登録推進委員会」に統合。本会の生涯研修センター企画・運営委員会と本委員会の両委員長が常設オブザーバーとして両委員会に関与
- ・ 「認定社会福祉士登録者 7,000 人達成に向けた検討委員会」設置（認定社会福祉士認証・認定機構）

【政治的アプローチ】

- ・ 前年度から本年度にかけて、政治的アプローチを既に展開している他団体のヒアリングを正副会長で実施。ヒアリング対象団体：日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会・日本医師会・日本介護支援専門員協会・日本作業療法士協会・日本理学療法士協会・全国社会福祉法人経営者協議会・日本グループホーム協会（計 8 法人）
- ・ 本年度から検討を継続するために 3 年間のプロジェクトチームを設置

【子ども家庭 SW】

- ・ 7 月 5 日「児童福祉に関する国家資格を創設するという報道について」声明（日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
- ・ 12 月 5 日「児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見」を社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループに提出（日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
- ・ 3 月 25 日「児童福祉司の質の確保及び向上に関する提案」作成（ソーシャルケアサービス研究協議会）

【SW 関係団体との連携】

- ・ 児童福祉に関する国家資格に関して、日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟で各種活動
- ・ 「ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクト」の開催（2018 年 7 月から 2020 年 6 月まで、合計 10 回）
- ・ 3 月 23 日 世界ソーシャルワークデー記念イベントのシンポジウム「外国人労働者の権利とソーシャルワーク」（日本ソーシャルワーカー連盟主催、国際ソーシャルワーク研究会共催）
- ・ アジア太平洋地域におけるグローバル化に対応できる若手ソーシャルワーカーの人材育成と国際交流事業（社会福祉振興・試験センター助成事業）

【倫理綱領・行動規範】

- ・日本ソーシャルワーカー連盟において、「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」が発足
- ・倫理綱領改定作業プロジェクトチーム発足

【災害支援】

- ・新災害対応ガイドラインの制定
- ・「これからの災害支援活動に向けて 災害支援あり

方検討プロジェクトチーム報告書 | 作成

【国際的な動き】

- ・社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業
へ社会福祉士4名を派遣
- ・研究誌『社会福祉士』にて海外研修等報告を掲載
- ・ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同
世界会議 2016（アイルランド・ダブリン）に参加

● 2019 年度（平成 31 年度・令和元年度）

【できごと】

- ・ 5 月 平成から令和に改元
- ・ 7 月 京都アニメーション放火により社員 36 人死亡
- ・ 10 月 消費税が 8 % から 10 % に
- ・ 10 月 台風 19 号による豪雨、死亡・不明 108 人
- ・ 10 月 首里城火災、正殿など焼失
- ・ 11 月 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律成立
- ・ 1 月 英国が欧州連合（EU）を離脱

【中期計画】

- ・社会福祉士会受託定着支援センター研究協議会への委員派遣（2019年度～）
- ・会員管理及び会費徴収に係る全国共通システムの稼働、運用開始

【連合体の確立】

- ・ 6月 通常総会において、都道府県社会福祉士会の財政基盤の確保と事務局体制の強化に対して、日本社会福祉士会もともに責任をもって取り組んでもらいたい旨、複数の都道府県社会福祉士会から提案
- ・ 9月 都道府県社会福祉士会会長会議において、財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けて日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が一体となって取り組むことが確認され、これを協議する場として「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクト」という）を立ち上げ
- ・ 11月に第1回プロジェクト会議を開催

- ・第3回プロジェクト会議にて、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトの中間報告（案）」を策定し、理事会で承認

【權利擁護】

- ・中核機関の先駆的取組調査研究事業（厚生労働省補助金事業）の実施、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～」作成
- ・『意思決定支援実践ハンドブック～『意思決定支援のためのツール』活用と『本人情報シート』作成～』出版（民事法研究会）
- ・『権利擁護と成年後見実践～社会福祉士のための成年後見入門～〔第3版〕』出版（民事法研究会）
- ・「2019年度未成年後見人養成研修」を開催
- ・未成年後見活動報告書のチェックについて協議
- ・e-ラーニングコンテンツ「子どもの発達課題と生活」を収録、配信
- ・2020年3月27日、自由民主党「虐待等に関する特命委員会」に「『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』の見直し等に関する意見」を提出
- ・「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式」（厚生労働省老健局委託事業）を実施

【生涯研修と認定制度】

- ・「基礎研修（eラーニング一部導入）」が認定社会福祉士認証・認定機構より認証
- ・生涯研修センター協議会及び全国生涯研修委員会議

において、生涯研修制度の見直しについて協議

- ・「現任社会福祉士に対する実践力向上のための育成等に関する調査研究事業」（厚生労働省社会福祉推進事業）を実施し、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」のプログラムを開発
- ・初の更新申請に係る、更新の受付及び登録審査
- ・463名の認定社会福祉士が新規登録（うち更新申請30名）
- ・委員会の方向性として、会員等への周知と、取得インセンティブの検討を確認
- ・会員等への周知については、新規申込と更新の対象者別周知を実施
- ・取得インセンティブについては、制度的任用や加算等の経済的優遇の可能性を検討
- ・「認定社会福祉士登録者7,000人達成に向けたタスクフォース」報告書を作成（認定社会福祉士認証・認定機構）

【政治的アプローチ】

- ・6月6日 ソーシャルケアサービス研究協議会が支援する、超党派の「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」の設立総会
- ・6月19日の通常総会において、本会独自の議員連盟の設立ではなく、「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への協力体制を強化することを承認
- ・政策提言の具体的な目標設定のため、都道府県社会福祉士会にアンケート調査及びその取りまとめ

【子ども家庭SW】

- ・3月から5月 児童福祉司の制度的任用に向けた署名活動（日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
- ・6月18日 国会等に「児童虐待を早急に根絶するために児童福祉司にソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の必置を求める全国署名」（4万4,389筆）を提出
- ・社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会に「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質向上策に関するワーキンググループ」が設置され、本会から栗原副会長が参加
- ・1月23日「日本ソーシャルワーカー連盟は子ども

の虐待を防ぎ安心して子育てができる環境を重要視し『子ども家庭福祉士（仮称）』の創設に反対します」発表（日本ソーシャルワーカー連盟）

- ・「子ども虐待防止研修会（共通研修）」（日本ソーシャルワーカー連盟）に132名参加

【SW関係団体との連携】

- ・6月28日「児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司にソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の必置に関する要望」（日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
- ・7月15日「成年後見制度の利用における診断書の改定と新たに導入された『本人情報シート』について」セミナー開催
- ・10月6日＜緊急企画＞「子ども家庭福祉に関わる『ソーシャルワーク』について考える～児童虐待の最前線から～」開催（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・11月21日「香港民主化活動における香港政府に対する要求」（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・世界ソーシャルワークデー2020記念イベント「国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）会長が語る！—いま、ソーシャルワークの社会変革を考える—」（動画公開）
- ・アジア太平洋地域におけるグローバル化に対応できる若手ソーシャルワーカーの人材育成と国際交流事業（社会福祉振興・試験センター助成事業）

【倫理綱領・行動規範】

- ・日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会で本会としての意見を発信するため、倫理綱領改定作業プロジェクトチームにおいて準備、意見の取りまとめ
- ・パブリックコメント募集

【災害支援】

- ・危機管理室の設置
- ・本会のBCP（事業継続計画）策定に向けた検討
- ・災害支援活動状況アンケートの実施

【国際的な動き】

- ・社会福祉振興・試験センター 海外研修・調査事業へ社会福祉士2名を派遣
- ・研究誌『社会福祉士』にて海外研修等報告を掲載
- ・2019年度アジア太平洋ソーシャルワーク会議（インド・ベンガルール）に参加

● 2020 年度（令和2年度）

【できごと】

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、緊急事態宣言
- ・「BLACK LIVES MATTER」をスローガンに全米各地で人種差別抗議デモ
- ・7月「令和2年7月豪雨」により九州で死亡・不明88人
- ・1月 各地で大雪のため除雪作業中の事故等で死亡35人

【連合体の確立】

- ・全国大会（高知大会）、新型コロナウイルス感染症対策のため中止
- ・4月の理事会において、高知県社会福祉士会が既に支出した高知大会経費の全額を本会が負担することを承認
- ・コロナ禍により開催できなかった3月の臨時総会の議案資料集に「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトの中間報告」を掲載し、都道府県社会福祉士会から意見募集
- ・その結果と対応について、6月の通常総会で報告
- ・計7回のプロジェクト会議を経て、「財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書（案）」が理事会で承認
- ・臨時総会において、「財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書」を承認

【権利擁護】

- ・日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業（厚生労働省社会福祉推進事業補助金事業）を実施
- ・「2020年度未成年後見人養成研修」を開催
- ・e-ラーニングコンテンツ「未成年後見と社会福祉士」の収録、配信
- ・「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式」（厚生労働省老健局委託事業）を実施
- ・「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」（厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事

業）を実施

- ・2月20日 第4回虐待対応専門職チーム経験交流会を開催

【生涯研修と認定制度】

- ・生涯研修制度見直しに関連する規程等を改正
- ・「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の実施
- ・『基礎研修テキスト2021（上・下）』発行
- ・43名の認定社会福祉士が新規登録（うち更新申請19名）
- ・日本社会福祉士会ニュースに認定社会福祉士を対象としたフォーカスグループインタビュー記事を掲載
- ・認定社会福祉士認証・認定機構において、大学院ルートが創設され、スーパービジョンの要件等の一部が緩和

【子ども家庭 SW】

- ・9月23日、10月23日、10月31日、11月3日、日本ソーシャルワーカー連盟による子ども虐待防止研修会（専門研修）に86名参加
- ・2月4日「『子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ』取りまとめに対する声明」（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・2月24日 厚生労働大臣宛「子ども家庭福祉に関する資格について（要望）」（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・3月4日 厚生労働副大臣宛「子ども家庭福祉に関する資格について（要望）」（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・2月2日「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質向上策に関するワーキンググループ」の取りまとめ

【SW 関係団体との連携】

- ・6月2日「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改定

- ・ 6月12日「地域共生社会の実現に向けた社会福祉士及び精神保健福祉士の活用に関する附帯決議に対する声明」(日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟)
- ・ 7月14日「新型コロナウイルス感染影響下における現場実習の実施について(お願い)」(日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟)
- ・ 7月17日「生活保護基準引き下げを巡る訴訟判決についての声明」(日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟)
- ・ 8月7日「旧優生保護法被害者の国家賠償請求訴訟に関する声明」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 8月9日「改正社会福祉法への参議院附帯決議の意義とソーシャルワーカー(専門職・団体)に求められる役割」開催(日本ソーシャルワーカー連盟・日本ソーシャルワーク教育学校連盟)
- ・ 8月21日「『黒い雨』訴訟判決の控訴に対する声明」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 12月22日「旧優生保護法訴訟大阪地裁判決に対する声明」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 世界ソーシャルワークデー記念イベント「コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践研修プログラム」(動画、社会福祉振興・試験センター令和2年度福祉人材養成・研修助成事業)を開催

【倫理綱領・行動規範】

- ・ 6月 書面評決にて、「改定 社会福祉士の倫理綱領」を採択
- ・ 倫理綱領改定作業プロジェクトチームにおいて、社会福祉士の行動規範の素案を検討
- ・ 3月総会において、「改定 社会福祉士の行動規範」を採択

【コロナ禍】

- ・ 都道府県社会福祉士会会長宛「新型コロナウイルス感染拡大に伴う生涯研修への対応について」を発出
- ・ 都道府県社会福祉士会会長宛「新型コロナウイルス感染症対策における集合研修及び会議等の開催について」を発出
- ・ 「本会主催の研修を受講する際に使用していただく Zoom 操作方法(受講者用)」・「Zoom ミーティングを活用した研修会運営方法の手引き」の作成

【災害支援】

- ・ 本会の BCP(事業継続計画)策定に向けた検討
- ・ 10月24日 都道府県社会福祉士会災害担当者会議(オンライン)
- ・ 令和2年7月豪雨災害被災地支援
- ・ 関東甲信越ブロック災害連携会議への参加

【国際的な動き】

- ・ 社会福祉振興・試験センター海外研修・調査事業の休止(※2021年度での終了が決定)
- ・ 研究誌『社会福祉士』にて海外研修等報告を掲載
- ・ 国際ソーシャルワーカー連盟総会に参加(オンライン)
- ・ 社会福祉振興・試験センター助成事業「COVID-19禍におけるアジア太平洋地域におけるネットワークの強化、キャパシティビルディングとアジア型ソーシャルワーク養成の研修プログラム開発及びシンポジウム開催事業」を実施(日本ソーシャルワーカー連盟)

● 2021 年度（令和3年度）

【できごと】

- ・ 1月 バイデン米大統領就任
- ・ 7月 熱海市で土石流、死亡・不明28人
- ・ 東京五輪・パラリンピック、1年延期で開催
- ・ 新型コロナウイルスへのワクチン接種開始

【中期計画】

- ・ 情報収集力、政策提言等発信力の強化
- ・ 『ソーシャルワーカーのための自殺予防対策入門』出版（ミネルヴァ書房）
- ・ 本会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有

【連合体の確立】

- ・ 前年度に承認された「財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書」を踏まえ、以下の取り組みを実施
- ・ 都道府県社会福祉士会の事務局体制の強化と組織率向上を目的とした「正会員に対する活動助成検討プロジェクトチーム」の発足
- ・ 10月の臨時総会において、都道府県社会福祉士会事務局の負担低減のために、ばあとなあの報告書のIT化導入を確認
- ・ 3月の臨時総会において、「正会員に対する活動助成規則（案）」について説明し、意見募集
- ・ 都道府県社会福祉士会の事務局体制の強化を目的に、「事務局代表者会議」を開催
- ・ 事務局代表者会議において、都道府県社会福祉士会における苦情対応のあり方について、本会で検討してほしいとの提案

【権利擁護】

- ・ ばあとなあ活動報告システムの開発を開始（2022年度に完成）
- ・ 「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式」（厚生労働省老健局委託事業）を受託

【生涯研修と認定制度】

- ・ 「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）」の実施

- ・ 62名の認定社会福祉士が新規登録（うち更新申請38名）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う研修の延期
- ・ 認定社会福祉士認定研修を実施（29名受講）
- ・ 更新手続きを促進するため、都道府県社会福祉士会に認定社会福祉士と効力停止者の情報を提供
- ・ 認定社会福祉士認定研修の開催回数やファシリテーター育成について検討

【政治的アプローチ】

- ・ 6月19日の通常総会において、ソーシャルケアサービス研究協議会が支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への協力体制を強化することを承認

【子ども家庭SW】

- ・ 4月21日 厚生労働省子ども家庭局長宛「子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見」を提出（本会と日本精神保健福祉士協会）
- ・ 4月21日 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会座長宛「子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見」を提出
- ・ 6月29日 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術が必要とする支援を行う者の資格の在り方等に関するヒアリング」が行われ、本会、日本精神保健福祉士協会及び日本ソーシャルワーク教育学校連盟が説明
- ・ 2月3日 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、子ども家庭福祉分野の資格について、社会人ルートのみ実施する「認定資格」を創設する方針が決定

【SW関係団体との連携】

- ・ 6月25日 「ミャンマーの民主主義にかかる声明について」（日本ソーシャルワーカー連盟）
- ・ 8月10日 「『黒い雨』被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話に対する声明」（日本ソーシャルワーカー連盟）

- ・ 9月17日「生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化に対する声明」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 2月25日「旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 3月2日「アフガニスタン情勢にかかる声明について」、「ウクライナにおける軍事侵略にかかる声明について」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 3月10日「国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)ヨーロッパによるウクライナ難民支援活動等への義援金募集について(お願い)」(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ 3月13日 世界ソーシャルワークデーイベント「多文化ソーシャルワークシンポジウム～総合的な支援のコーディネーション～」(オンライン開催)
- ・ 「多様な文化的背景をもつ地域住民(外国人等)に対する総合的な支援をコーディネートする多文化ソーシャルワークに関する調査研究」(社会福祉振興・試験センター福祉人材養成・研修助成事業)を実施

【倫理綱領・行動規範】

- ・ 社会福祉士の倫理綱領・行動規範の伝達に向けた試行研修

【コロナ禍】

- ・ 全国生涯研修委員会において、「オンラインツールの説明と体験会」を実施

【災害支援】

- ・ BCP(事業継続計画)の策定、ブラッシュアップ及び想定図上訓練
- ・ 全国災害担当者会議で想定された災害支援活動の課題検討
- ・ 2月27日 都道府県社会福祉士会災害担当者会議(オンライン開催)
- ・ 令和3年7月、8月の豪雨災害への対応
- ・ 関東甲信越ブロック災害連携会議への参加

【国際的な動き】

- ・ 2021年度アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議(オーストラリア・オンライン)に参加
- ・ 「多様な文化的背景をもつ地域住民(外国人等)に対する総合的な支援をコーディネートする多文化ソーシャルワークに関する調査研究事業」(社会福祉振興・試験センター助成事業)を開催(日本ソーシャルワーカー連盟)
- ・ ウクライナ国境等におけるソーシャルワーカーによる難民支援活動を実施(日本ソーシャルワーカー連盟)

● 2022年度(令和4年度)

【できごと】

- ・ 2月 ロシアがウクライナに侵攻
- ・ 4月 知床半島沖で乗客乗員26人が乗った観光船が沈没
- ・ 6月 児童福祉法改正(子ども家庭福祉の認定資格の導入)
- ・ 7月 安倍元首相が銃撃され死亡
- ・ 9月 エリザベス英女王死去
- ・ 10月 韓国の繁華街で雑踏事故が発生し、158人が死亡

【中期計画】

- ・ 国の成年後見制度利用促進専門家会議等における社会福祉専門職団体としての報告・意見の表明
- ・ 「成年後見制度の在り方に関する検討会」で意見表明
- ・ 多文化ソーシャルワークに関するPTの立ち上げ、多文化ソーシャルワークに関する実態調査、情報発信及び国等への要望・政策提言
- ・ 生活困窮者自立支援及び生活保護部会への理事派遣
- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(内閣府)への委員派遣

- ・都道府県社会福祉士会の事務局職員向け研修の企画及び事務局職員が相談できる機会の検討

【連合体の確立】

- ・6月の通常総会で「正会員に対する活動助成規則」が承認され、第1回目の公募の結果、8都道府県社会福祉士会の申請が採択
- ・会員管理・会費徴収事務に関する委託契約の解除を進めてきたが、都道府県社会福祉士会の要望に基づき委託事務を継続
- ・前年度の事務局代表者会議での提案を踏まえ、苦情対応の審査について、ヒアリング調査を経る審査だけでなく書類審査もできるよう苦情対応ガイドラインを改訂

【権利擁護】

- ・商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会」への委員派遣
- ・9月30日 厚生労働省老健局長宛「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の見直し等に関する意見」を提出
- ・「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）改訂に係る調査等業務一式」（厚生労働省老健局委託事業）を受託

【生涯研修と認定制度】

- ・77名の認定社会福祉士が新規登録（うち更新申請49名）
- ・本会 Web サイトの認定社会福祉士登録システムを開始
- ・生涯研修制度見直しに向け、生涯研修制度についての説明・広報のための動画コンテンツを作成
- ・『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』出版（中央法規出版）
- ・新カリキュラム対応の実習指導者講習会講師養成研修会の開催
- ・基礎研修Ⅰ～Ⅲのeラーニングコンテンツの作成（33本）及び字幕挿入
- ・eラーニングコンテンツの作成（基礎研修以外で7本）
- ・92名の認定社会福祉士が新規登録（うち更新申請56名）
- ・認定社会福祉士認定研修を本実施（19名）
- ・認定社会福祉士取得のインセンティブとして、本会の講師謝金規程細則を変更し認定社会福祉士を増額
- ・認定社会福祉士取得を促進するため、理論に関する動画（2022年度はシステム理論）を作成・公開

- ・認定社会福祉士認定研修受講促進のため、ファシリテーターを増員

【子ども家庭SW】

- ・8月31日「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」での検討がスタート。本会からは田村アドバイザーが参加
- ・11月3日、11月27日（2日間）「重層的支援体制とヤングケアラーを取り巻く現状から『子どもの権利擁護』を考える」（日本ソーシャルワーカー連盟）に62名参加
- ・12月21日 第7回地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟総会「福祉専門職の在り方～社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の現状と課題～」においてソーシャルケアサービス研究協議会から、「質の高い福祉・介護人材の確保」について報告

【SW 関係団体との連携】

- ・7月2日 全国大会（東京大会）シンポジウム「ソーシャルワーク4団体が紡ぐソーシャルワーク」
- ・「トルコソーシャルワーカー協会・シリアソーシャルワーカー協会によるトルコ・シリア地震被災地支援活動への義援金募集について（お願い）」（日本ソーシャルワーカー連盟）

【倫理綱領・行動規範】

- ・12月25日「倫理綱領・行動規範伝達研修講師養成研修」
- ・eラーニング教材制作
- ・『三訂 社会福祉士の倫理：倫理綱領実践ガイドブック』出版（中央法規出版）

【コロナ禍】

- ・全国生涯研修委員会において、都道府県社会福祉士会から先進的な取り組みについて紹介

【国際的な動き】

- ・国際ソーシャルワーカー連盟共催事業「グローバルピープルサミット：新しいエコソーシャルワールドの共同構築：誰も取り残さない」（オンライン）に参加
- ・3月12日「紛争時の難民支援とソーシャルワーク」（社会福祉振興・試験センター福祉人材養成・研修助成事業）として、世界ソーシャルワークデー記念シンポジウム「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」（オンライン）を開催（日本ソーシャルワーカー連盟）

第2章 各論

第1節 中期計画について

日本社会福祉士会は、社会福祉士の倫理の確立、専門的技能の研鑽、社会福祉士の資質並びに、社会的地位の向上に努め、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として、個人を会員とする日本で唯一の社会福祉士会として設立された。

その後、2008年12月に施行された新公益法人制度への対応を見据えた組織整備の方針として、2009年度末までに47都道府県すべての社会福祉士会を法人化すること、そして、そのうえでオールジャパンの組織として立ち上げるという目標を掲げた。それに向け、2009年度に5年を期間とした第一期中期計画を策定した。その後も5年度ごとに計画を策定し、現在は第三期中期計画へと引き継がれている。

1 第一期中期計画（2009～2013年度）の総括

2009年度は、連合体や公益社団法人への移行といった大きな組織改編や認定社会福祉士制度などが検討され始めた時期でもあり、中長期計画の必要性が議論された。設立20年を迎える2013年度が第一期中期計画の最終年度にあたり、次の通り総括を行った。

（1）会の事業戦略、政策提言機能

本会は、目的の実現に向け、事業戦略として社会福祉士の倫理、専門的技能に基づいて、国や地方自治体に対して、必要な政策等、提言していくことを掲げている。この時期は、山村会長（当時）の審議会への参画が増え、会長声明や成年後見制度運用改善提言などを行い、発信力の強化が見られた。また、他団体との連携も進み、連名での意見提出や国政政党への公開質問などを行ったが、シンクタンクの設置については、引き続き検討課題となった。

（2）組織率の向上

中期計画策定時に25%であった組織率を5年後には50%とすることを目標に掲げ、さまざまな努力を行ったが、組織率は逡減し、23%程度にとどまった。

（3）財務体質の改善

諸経費について全面的な見直しを行うとともに、予算執行状況についても毎月、管理するようにした。一時的に取り崩した財政調整基金を戻し入れ、継続的な積立もできるようになり、財務体質の改善が図られた。

（4）組織基盤の強化

2012年度連合体へ移行、2014年度公益社団法人への移行が確実となる反面、移行期限の制約から組織の激変緩和を意図して個人会員組織機能を一部残すこととなった。

（5）会員の質の向上

新生涯研修制度及び認定社会福祉士制度がスタートしたが、これらの定着・普及に向けて多くの課題を抱えている。

（6）広報・啓発活動

ホームページのリニューアルや現場で実践している社会福祉士を動画で紹介した。より市民に訴えることを目的とした映画制作は予算や方法論を協議したが、実現には至らなかった。

（7）その他

寄付等の検討は、公益社団法人移行後に寄付金控除が可能のため、第二期中期計画に委ねることになった。

2 第二期中期計画（2014～2018年度）の策定

2013年度に設立20周年を迎え、今後、より一層、支援を必要とする人の生活と権利を擁護し、社会福祉の増進に寄与しなければならない。今後も社会環境が大きく変わることが予想され、中長期的な視点をもって事業を計画し、柔軟に事業展開する必要がある。

2013年度に会長に就任した鎌倉会長及び新執行部は、第一期中期計画の成果と反省を踏まえ、次の5年間を第二期と位置づけて中期計画を策定した。

（1）第二期中期計画の特徴

- ① 中期計画で扱う項目は、本会が行う事業のうち今後5年間において方針（指針）を示すことが必

要な事項であること。

- ② 事業計画の詳細は各年度の計画で展開し、中期計画は取り上げた事項の5年間のアウトラインを示すものであること。
- ③ 中期計画は社会環境の変化に柔軟に対応するための定期的な見直しを前提とすること。

(2) 第二期中期計画の策定過程

計画策定にあたり、新旧正副会長による会合を開き、それぞれの立場から第一期中期計画の実績と反省点、第二期中期計画で重点事項とすべき事項について話し合いを行った。

(3) 第二期中期計画の策定手順

基本指針原案を常任理事会で吟味し、中期計画に落とし込む方法論を協議する。

- ・第1ステップ 各指針の5年後の目標設定
- ・第2ステップ 各目標に対するマネジメント項目（目標達成のための方法）の整理
マネジメント項目は、①組織に対するマネジメント、②事業に関するマネジメント、③財務に関するマネジメント、の3つとする。
- ・第3ステップ 各目標を通して、重複する度合いが多いマネジメント項目は重点事項として取り上げる。
- ・第4ステップ マネジメント項目が具体的な事業項目であることから、これらを総合的に見ることで中期計画における事業項目を整理する。

(4) 策定過程における見直し等について

常任理事会で第3ステップまでの案を作成し、都道府県社会福祉士会会長会議及び理事会に案を提示し、意見を求めた。

(5) 第二期中期計画案の内容

連合体としての機能強化を目指す。

- ① 日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有
 - ・安定的な連合体組織運営を実現する。具体的な目標として、連合体組織のアイデンティティの確立と財政を健全化すること。
 - ・財政と事業運営、組織運営は一体的であり、健全に運営するためには、現状分析と社会情勢を見通した将来予測が必要不可欠であり、これを担う部署として、企画室を設置すること。
- ② 都道府県社会福祉士会の組織強化
 - ・連合体組織に移行したことで、日本社会福祉士会

の会員は各都道府県社会福祉士会となり、すべての社会福祉士会が法人であることから、事務局体制の充実が求められること。

- ・本会が都道府県社会福祉士会を支援することで、専従事務局員を配置できること、全国共通の支援システム開発を進め、会員管理や会費徴収事務の委託を終了できるようにすること、入会促進キャンペーンなどの支援策に取り組むこと。
- ③ 情報収集力、政策提言力等発信力の強化及び実質的な業務独占の獲得
 - ・先の中期計画で継続検討となったシンクタンクを設置すること。
 - ・政策に影響を与える効果的な発信を行うには、制度政策の動きを予測しつつ調査研究を企画し、その結果を広く周知する広報活動が必要である。各委員会等が実施した調査・研究の成果を企画室が集約し政策提言として取りまとめる。この仕組みを構築することにより、本会の発信力が強化され、その延長線上に実質的な業務独占がある。
- ④ 社会福祉士の資質向上
 - ・新生涯研修制度の安定した運営体制の構築と、認定社会福祉士資格を個人会員が取得できる環境整備に努める。自己研鑽は専門職として当然だが、実践力を担保する認定社会福祉士制度は、制度政策との連動も視野に入れることができ、個人会員が認定資格を取得しやすい環境整備に取り組むこと。
 - ・スーパービジョン実施体制の確立は、大きな柱であり、各都道府県社会福祉士会単位で実施体制を確立すること。
- ⑤ アジアにおける発信力強化
 - ・国際ソーシャルワーカー連盟（以下、「IFSW」という）の世界定義をはじめ災害支援などには、世界的視点が必要である。本会は、IFSWへの参加を通して、日本のソーシャルワークを海外、特にアジア・太平洋地区に発信し、各国との交流を通して、ソーシャルワークの相互発展に結びつけること。
- ⑥ 関係団体との連携強化
 - ・ソーシャルワークが必要な分野において、ソーシャルワークがより効果的に発揮できる環境づくりを目指し、関係団体との連携を強化すること。
 - ・ソーシャルワーカーの国家資格には、現在、社会福祉士、精神保健福祉士という資格があるが、本来、ソーシャルワーカーの国家資格は1つである

べきであるという考えをもとに、社会福祉専門職団体協議会の連携と強化を中期計画に含めた。

以上が、第二期中期計画の概要である。本計画は、連合体組織を意識し、都道府県社会福祉士会の組織基盤強化に向けた支援を推進すること、及び企画室の設置による本会の機能強化に特徴がある。

3 第二期中期計画の総括

第二期中期計画について、次の通り総括を行った。

(1) 日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の

組織目標・指向性の共有

- ・2014年度に公益社団法人に移行し、連合体組織としての理念及び行動規範の策定に着手、2015年に日本社会福祉士会憲章を策定した。
- ・財源の健全化に向け、会費のあり方を検討し、2014年度より都道府県社会福祉士会が日本社会福祉士会に支払う会費を個人会員一人当たり5,000円とした。また、新たな収入源確保に向け、寄付金規程を整備した。

(2) 都道府県社会福祉士会の組織強化

- ・2014年度に都道府県社会福祉士会の実態把握のため、正副会長による全国47社会福祉士会訪問ヒアリング及び組織運営に係る全国実態調査を実施した。
- ・2015年に事務局職員交流会を開催した。
- ・2016年度に会員管理及び会費徴収に係る全国共通システムの開発について総会で承認を得て、開発に着手した。

(3) 情報収集力、政策提言等発信力の強化

- ・2015年度に企画室を設置、アドバイザーリストの登録を開始した。
- ・2016年度に「ソーシャルワークを考える政治的アプローチ」の準備に着手した。
- ・2016年度に「意思決定支援に係る中間まとめ」を公表した。
- ・2017年度に国に対して、「2018年度予算・政策に関する提案書」を提出した。

本会では、第一期中期計画に基づき、必要に応じて単発での声明や要望を発出してきたが、継続性や体系的な取り組みとしては課題があった。

本会の目的実現に向け、担当理事や各委員会の委員が関連分野ごとに、次年度の国の予算・政策反映に向け、「予算・政策に関する提案」の原案を作成し、都

道府県社会福祉士会からの意見も集約して理事会で組織決定した。

提案書については、会長・事務局長等が5月下旬に各省庁に持参し、説明後、意見交換を行う等、政策提言等発信力の強化、実現に向けた第一歩となった。

(4) 実質的な業務独占の獲得

社会福祉士の任用が教育分野、司法分野と拡大するものの、実質的な業務独占には至らなかった。引き続き、社会福祉士の専門性、優位性等に関する調査研究結果等のエビデンスに基づいた介護報酬上の加算等、実質的な業務独占に向けた要望活動に取り組む必要がある。

(5) 社会福祉士の資質向上

- ・基礎研修Ⅰ、Ⅱと段階的に実施してきた基礎研修について、2014年度より基礎研修Ⅲを開始した。2015年度に基礎研修テキストを発刊、基礎研修講師養成研修を2017年度まで実施した。
- ・2015年度に16の社会福祉士会がスーパービジョンのコーディネートを実施した。
- ・2016年度に認定社会福祉士新ルートを推進した。

(6) アジアにおける発信力強化

- ・2014年度にメルボルン会議に出席。
- ・2014年度に日本から国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域(IFSW-AP)会長を選出。
- ・2016年度ソウル会議出席、日中韓特別セッションを開催する。(社会福祉専門職団体協議会)

(7) 関係団体との連携強化

- ・2016年度に社会福祉専門職団体協議会統合の検討に着手。
- ・2016年度、児童福祉法改正時に協働して国に働きかけを行った。

4 第三期中期計画(2019～2023年度)の策定について

第三期中期計画の策定作業を行うにあたり、まず、理事会において第二期中期計画の評価を行うとともに、素案の作成を行った。そのうえで、会長・副会長が都道府県社会福祉士会を訪問して、それぞれの会の現状をヒアリングするとともに、第三期中期計画案に対する意見を求めた。都道府県社会福祉士会から提案された意見を踏まえて計画案を修正し、再度、都道府県社会福祉士会から意見を求めた。

(1) 第三期中期計画の内容

第三期中期計画1

第三期中期計画全体をわかりやすく理解できるよう

に、イメージ図として「第三期中期計画1」を新たに作成した。

各論ではなく、総論のスローガンとその説明文書が欲しい、計画全体を理解しやすい表現としてほしいという都道府県社会福祉士会からの意見を受け、図表を用いて作成した。

第三期中期計画のスローガンとしては、地域共生社会の実現のために、ソーシャルワークの機能を発揮できる体制づくりを推進し、社会福祉士の任用と拡大、実質的な業務独占を目指すこととした。そして、「社会福祉士の役割等の理解の促進」を中心に置き、その実現に向け、「ソーシャルワークの推進」、「活動基盤の強化」、「専門性の向上」に取り組む。これらは、それぞれの取り組みがお互いの向上に寄与するものであり、一体的に連動して取り組む必要がある。

【第三期中期計画2】

「第三期中期計画1」の作成に伴い、従来の計画を「第三期中期計画2」と位置づける。第二期中期計画から第三期中期計画に向けて、項目分類を再検討した。

【ソーシャルワークの推進】

- ① 情報収集力、政策提言等発信力の強化
 - ・情報発信・意見表明の実施に向け、シンクタンク機能を構築する。
 - ・政治的アプローチ、政策提言の活性化を掲げ、「ソーシャルワーク推進のための超党派議員連盟」設立への働きかけを行う。
- ② 権利擁護活動の強化
 - ・都道府県・市町村等における虐待対応力の向上と体制整備の推進として、国委託事業である虐待に関する国調査や虐待対応マニュアルの改定に取り組む。
 - ・中核機関への社会福祉士の必置を目指す。
- ③ 地域共生社会の実現に資する体制構築の推進
 - ・地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮するための役割や環境整備等の発信を行う。
- ④ 世界に向けた発信力強化
 - ・日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）を基盤として、IFSWへ参画し、IFSWにおける発信力を継続する。

【活動基盤の強化】

- ① 日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有
 - ・連合体としての体制の強化に向け、日本と都道府

県社会福祉士会の連携のあり方、小規模な社会福祉士会の支援について検討、実施する。

- ・倫理綱領・行動規範を見直し、普及啓発を行う。
- ② 財政の健全化及び安定化の確立
 - ・財源と事業の均衡状態の確立に向け、新たな収入源確保として寄付金控除の仕組みを活用する。
 - ③ 都道府県社会福祉士会の組織強化支援
 - ・都道府県社会福祉士会の事務局体制の強化のため、専従職員確保に向けた支援について検討、実施する。
 - ・会員数増加（5万人）に向け、都道府県社会福祉士会会員入会促進支援について検討、実施する。
 - ④ 実質的な業務独占の獲得
 - ・社会福祉士必置に向け、取り組む。
 - ・社会福祉士配置加算の拡大に向け、取り組む。
 - ⑤ 関係団体との連携強化
 - ・ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向け、連携及び統合の手順を策定し、実施する。
 - ⑥ 不測の事態における対応の強化

【専門性の向上】

- ① 実践能力の向上
 - ・地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化に取り組む。
- ② 生涯研修制度の充実
 - ・生涯研修制度をより身近な制度にする。
 - ・基礎研修実施体制の確立に向け、e-ラーニングの拡充に取り組む。
 - ・会員の学習機会の確保に向け、e-ラーニングの拡充（30本作成）に取り組む。
- ③ 専門的力量の形成
 - 認定社会福祉士制度の普及・推進（2025年までに登録者7,000人）に向け、取り組む。スーパービジョン体制の強化に取り組む。

以上が、第三期中期計画の概要である。本計画では、ソーシャルワークの推進に向けた政策提言等発信力の強化として、「ソーシャルワーク推進のための超党派議員連盟」の設立への働きかけを位置づけていること、連合体としての体制の強化に向け、日本と都道府県社会福祉士会の連携のあり方、小規模な社会福祉士会の支援について検討及び実施、ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向け、手順を策定し、実施することを位置づけているところに特徴がある。

5 第三期中期計画の総括及び第四期中期計画(2024～2028年度)の策定に向けて

現在(2023年3月末当時)、第三期中期計画に基づいて事業を実施している。第三期においては、2019年12月に中国武漢市で新型コロナウイルスが確認されて以来、人と対面することが制限され、オンライン活用をはじめとした新たな生活様式など、本会の事業計画にも大きな影響を与えた。Webを活用した多様な会議や研修スタイルについては、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から季節性インフルエンザ同等の5類へ引き下げられた後も、新たなニーズとして継続されている。

今後、2023年度総会で選任される新執行部により、第三期中期計画の総括を行い、次期計画の策定に向け

て、第一期から今期までの成果と計画作成過程、手順を踏まえて、第四期中期計画の検討・作成を進めていくことになる。

現代社会には、さまざまな生活課題があり、それらが複雑化・複合化している。地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークへの期待が日々、高まっている。

私たちは、ソーシャルワークの普及・拡充とソーシャルワーカーの社会的地位の向上に向け、一步一步、中期計画に基づいた事業進捗に努め、その実現に向けて取り組んでいく。

※資料編に「第三期中期計画1」「第三期中期計画2」を掲載する。

第2節 連合体体制の確立

1 連合体体制及び公益社団法人への移行

(1) 連合体組織への移行と公益社団法人の定款決議

2012年4月1日に連合体体制への移行がなされたのち、2012年6月の通常総会において、公益社団法人の定款が決議された。これを受け、2013年6月の通常総会における決算の承認を経て、公益社団法人の移行申請を行い、2014年4月1日から本会は公益社団法人となる。

連合体移行は、個人の社会福祉士を会員とする組織から、都道府県社会福祉士会という法人を会員とする組織への変更であり、組織構造から見れば、大きな転換であったといえる。そこで、事務的な混乱を避けるため、当面の間、旧来の手続きを継続する措置をとった。その代表的なものが、日本社会福祉士会と各都道府県社会福祉士会による会員管理と会費徴収、綱紀事務の委託契約である。連合体になれば、自らの会員と会費の管理や綱紀事務は、都道府県社会福祉士会が担う必要が生じる。他方で、都道府県社会福祉士会間における財政や事務局体制に懸隔が認められたため、これらの対応を自らの法人ですぐには担えない都道府県社会福祉士会も存在した。そこで、事務委託契約を締結することで、これらの事務を日本社会福祉士会が継続して対応できることにした。

(2) 連合体組織の定着に向けた取り組み

連合体組織への移行後は、その定着に向けた取り組みが以下のように進められた。

まず、都道府県社会福祉士会の独立性・主体性をより担保していくために、2014年度に策定された第二期中期計画においては、2018年度末をもって都道府県社会福祉士会との会員管理及び会費徴収事務の委託契約を解除することが明記された。

他方で、地域性に依拠した都道府県社会福祉士会の独自性を促進することと同時に、日本社会福祉士会を含めた48法人が一体となって共通する目的と課題に向き合う必要も生まれてきた。そこで、2015年6月

には、「日本社会福祉士会憲章」が通常総会において承認された。ここには、人々に対する支援のあり方だけではなく、都道府県社会福祉士会と日本社会福祉士会が一丸となって、社会課題に取り組むことが宣言されている。

公益社団法人 日本社会福祉士会憲章

公益社団法人日本社会福祉士会は、都道府県社会福祉士会を会員とする日本で唯一の職能団体です。社会福祉士の倫理綱領を遵守し、人々の権利擁護及び生活支援に取り組むため、本憲章を定めます。

1. 人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で、安心して共に暮らせる社会の実現に努めます。
2. 人々の自己決定を尊重し、他の専門職等と連携・協働して人々の最善の利益をめざします。
3. 関係機関・団体等との連携のもと、地域の福祉課題の解決に向けて、あらゆる活動を行います。
4. 社会福祉士としての専門性・実践力の向上に努め、社会の期待に応えていきます。
5. 都道府県社会福祉士会と一丸となって、人々の福祉の向上に取り組めます。

その後、2018年に起きた都道府県社会福祉士会による後見実務の不祥事をきっかけに、日本社会福祉士会のガバナンスを検討するため、「連合体組織のあり方検討にかかる第三者委員会」を有期間で設置し、以下の3点について諮問することとなった。委員会の委員は、司法・医療領域の専門職団体の役員によって構成されている。

- ① 本会における都道府県社会福祉士会支援と監督機能について

② 都道府県社会福祉士会に事故及び災害が発生した際の本会の介入機能及び本会と都道府県社会福祉士会との協働機能について

③ 連合体組織としての規律遵守のあり方について
4回の委員会での議論を経て、答申内容が整理され、2019年6月の通常総会において発表された。答申の「1. 貴会の監督機能、規律遵守のあり方等について」では、都道府県社会福祉士会の遵守すべき事項について、総会での決議を経て明確にさせたいと、都道府県社会福祉士会に対してそのことの遵守を求めることが必要であるとされた。具体的には、定款において、以下の点を明記することが提案された。

① 総会議決事項に、「規則の制定」や「理事会において総会に付議することを相当と認めた事項」を追加することで、議決事項をより具体的に規定し、かつその範囲の拡大を図る。

② 都道府県社会福祉士会の総会議決事項遵守義務を明記する。

この答申をもとに、2020年6月の通常総会（コロナ禍のため書面評決）において定款の改正が決議された。

以上のような取り組みを経て、個人の会員の組織から、47の法人組織へと変更されたことの共通理解が図られてきた。

2 都道府県社会福祉士会の財政基盤の確保と事務局体制の強化に向けた取り組み

2019年6月の通常総会において、都道府県社会福祉士会の財政基盤の確保と事務局体制の強化に対して、日本社会福祉士会にもともに責任をもって取り組んでもらいたいという旨の提案が、複数の都道府県社会福祉士会よりなされた。これを理事会で協議し、9月の都道府県社会福祉士会会長会議の場で、財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けて日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が一体となって取り組むこと、そして、これを協議する場として「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクト」という）を立ち上げることが提案され、了解された。プロジェクトは、地域別・規模別の均衡を図る観点で選定した都道府県社会福祉士会の会長により構成された。

（1）プロジェクトの活動経緯

2か月後の2019年11月には、第1回プロジェクト会議が開催され、同年度の第3回プロジェクト会議において、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェ

クトの中間報告（案）」を策定し、理事会の承認を得た。コロナ禍により開催できなかったが、2020年3月の臨時総会の議案資料集において、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトの中間報告」を掲載し、都道府県社会福祉士会に意見募集を行い、その結果と対応について、6月の通常総会にて報告を行った。

計7回のプロジェクト会議を経て、「財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書（案）」が理事会に提案され、理事会承認後、2021年3月の臨時総会において、「財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書（案）」（以下、「最終提案書」という）が承認される。最終提案書を実行する際の大まかなスケジュールとしては、2022年度の本格実施に備え、2021年度はその準備期間として進めていくこととした。

（2）プロジェクトでの論点

プロジェクト会議では、いくつかの論点が見られた。ここでは、代表的な以下の点について論及しておく。

1つ目に、小規模法人への支援をどのように考えるのかという議論がなされた。連合体組織では、個人の会員間というよりは、都道府県社会福祉士会間の格差を縮減させていくことが求められる。そこで、小規模な社会福祉士会の支援が必要ではないかという点が検討された。他方で、小規模法人が必ずしも、財政的・事務局体制的に脆弱であるとはいえないこと、また支援の対象とする小規模法人の定義が困難であることから、事務局体制の強化と組織率の向上を目的とした活動に対して、日本社会福祉士会が助成を行う仕組みを通して、小規模法人の支援も行っていくことが確認された。

2つ目は、組織率向上をどのように進めていくべきかについてである。これを検討するにあたり、組織率の比較的高い都道府県社会福祉士会に取り組み状況をヒアリングした。その結果、何か1つの活動に注力しているのではなく、複数の活動を複合的に実施していること、また個人会員のネットワークを駆使した口コミによる入会促進などを主としていることが確認できた。

また会議のなかでは、若年者の入会とその後の活動が、会の発展に不可欠であることが共有された。とはいえ、新卒者が入会をする際に、国家試験受験料や登録免許税、本会の入会金と年会費が短期間のうちに必要となり、若年者にとっては、大きな経済的負担となっていることが議論を通じて明らかにされた。これらの支援策を検討するにあたって、30歳以下の新規入会

員の入会金と年会費を初年度のみ免除することが合意された。合意に至るまで、年齢に関係なくすべての新規入会者に対する支援策も組上に載せられたが、限られた予算のなかで、よりインパクトのある活動が求められている点、また若年者による入会及び活動支援の観点から、対象を30歳以下とした。さらには、実施後3年を目途に本方策を評価することが確認された。

この取り組みは、47都道府県社会福祉士会が足並みをそろえる形で、2022年度より実施するとともに、入会促進キャンペーンを全国的に展開することが目標に掲げられた。実施にあたっては、都道府県社会福祉士会の会費等に関する規則を改正する必要があることから、行政の担当課への説明内容や規則を改正する際の条文案についても参考例として提示することにした。

3つ目に、オンライン会議や研修の円滑な運営に関する議論が挙げられる。コロナ禍では、人々が対面による会議や研修に参加することが困難となった。他方で、会の活動や個人会員の学びの機会を停止するわけにもいかず、日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会では、手探りの状況で、オンライン会議や研修を実施してきた。このオンラインによる会議・研修の運営の手法を共有するために、日本社会福祉士会からの積極的な情報提供やeラーニングのコンテンツの充実が求められた。

他方で、このオンライン技術は、旅費交通費や会議費、移動時間の削減のみならず、離島や山間部に住む会員や介護・子育て中の会員に活動の参加を促すことにつながり、コロナ禍が明けたのちにも必要とされる技術となっている。

4つ目は、都道府県社会福祉士会で働く事務局職員の苦悩について共有が図られた。任意によるヒアリングや質問紙調査を通じて、事務局職員が過酷な状況に置かれていることが確認された。具体的には、会員に対する苦情や会員からの苦情に多大な労力が割かれていることや事務分掌・職務権限等の役割と責任が不明瞭な点、会員管理及び会費徴収事務やばあとなあ活動報告書の取りまとめの事務に苦慮していることなどが挙げられていた。

そこで、会員管理・会費徴収事務は、都道府県社会福祉士会の任意で日本社会福祉士会に引き続き事務委託ができるようにし、ばあとなあ活動報告書のIT化を進めることを提案することにした。加えて、事務局職員のバーンアウト防止の観点から、苦情への対応やストレスマネジメント等の研修と、会計の基本的知

識が不足しているという事務局職員の声から会計に関する研修を日本社会福祉士会が開催することが提案された。さらには、実際に事務局業務の責任を担っている代表者による意見・情報交換を目的に、事務局代表者会議を年に1度開催することが確認された。

最後に、日本社会福祉士会の政策提言機能を高めるために、シンクタンク機能を担う研究員を採用し、社会福祉士及び認定社会福祉士の有意性を可視化する調査研究を進めることが提案された。

また上記の経費については、理事会・委員会等の会議のオンライン化による旅費交通費・会議費の削減で補填することも示された。

(3) 提案事項

上記の議論を経て、最終提案書では、以下のような時系列で取り組みを進めることが提案されている。

<2021年度から着手すべき事項>

- ① 全国共通の入会促進パンフレットを日士会が作成すること
- ② 日士会と県士会が協同して、すべての県士会において遠隔研修実施体制を確立できるよう実務的な検討に着手すること
- ③ 会員管理及び会費徴収事務の委託契約を任意とすること
- ④ ばあとなあ報告書のオンライン化を検討すること
- ⑤ 日士会が推進役となり、インターネットの活用方法（情報発信、経費節減など）を検討すること

<2022年度本格実施に向けて準備をすべき事項>

- ① 全国一斉に若年層の入会金及び年会費を初年度に限り免除する制度を3年間試行し、入会促進のキャンペーンを実施すること（負担は日士会と県士会の同額負担）
- ② 事務局職員に向けた「経理」と「苦情への対応とバーンアウト防止」にかかる研修会を開催するとともに業務遂行上の具体的な困難について相談できる機会を設けること
- ③ 事務局業務を実質的に中心となって担っている者による「事務局代表者会議」を開催すること
- ④ 日士会は人材を確保の上、県士会と連携してシンクタンクと政策提言機能を充実させること

- ⑤ 日士会は県士会への助成制度を新設すること
- ⑥ 日士会は理事会等会議のオンライン化やニュースのメルマガ化を検討し、提案事項の財源を確保すること
- ⑦ 取り組むことを決定した事項については1年後の検証を行うこと

上記のうち、実施の手間が最もかかることが共通理解されていたものが、若年層の入会金及び初年度年会費の免除であった。これを実現するためには、日本社会福祉士会及び47都道府県社会福祉士会による会費等の規則を変更しなければならなくなり、これらの規則の変更は、総会での承認事項となるためだ。現時点において、この取り組みに明確に参加しないと表明している都道府県社会福祉士会はわずかであり、ほとんどの都道府県社会福祉士会では、前向きな議論が進んでいる。そのうちの多くの都道府県社会福祉士会は、既に規則を変更し、入会促進キャンペーンに参加する姿勢を示している。

これに加えた新たな取り組みとしては、都道府県社会福祉士会への助成制度の創設と事務局代表者会議、事務局職員研修会の開催が挙げられる。以下順に、この取り組みについて触れておく。

(4)「正会員に対する活動助成」制度の構築

最終提案書の内容を踏まえ、2021年度に、都道府県社会福祉士会への助成制度の仕組みを検討するプロジェクトチームが発足した（以下、「活動助成プロジェクト」という）。それまでの議論を継続するという観点から、主として、提案書を策定したプロジェクトチームの構成員に活動助成プロジェクトのメンバーとなってもらった。

活動助成プロジェクトでは、まず、助成の対象となる活動をどのように位置づけるのかについて議論がなされた。その結果、最終提案書の要旨に沿って、事務局体制の強化と組織率向上（入会促進・退会抑制）の2点に係る活動を対象とすることにした。

小規模都道府県社会福祉士会への支援の観点から、また、多くの都道府県社会福祉士会にとってより活用しやすいものとするために、申請や報告手続きをより簡便なものとしていくことも共有された。年度の予算は、1,000万円とし、1都道府県社会福祉士会につき、1件の申請とし、その上限を100万円までとした。

本制度は、最終提案書に基づくものであり、都道府県社会福祉士会の要望から端を発していることから

も、理事会承認で改廃が可能となる規程ではなく、総会承認を要する規則によって位置づけることにした。

理事会の承認を経て、2022年3月の臨時総会において、「正会員に対する活動助成に関する規則（案）」について説明し、6月の通常総会において、「正会員に対する活動助成に関する規則」が承認され、2022年度に第1回目の公募が実施され、8の社会福祉士会の申請が採択された。

(5)「事務局代表者会議」と「事務局職員研修会」の開催——苦情対応ガイドラインの改定

2021年度から、都道府県社会福祉士会の事務局体制の強化を目的に、実質的な事務局の責任者による会議として、「事務局代表者会議」が開催されている。それまでも「事務局長会議」が開催されたことはあったが、事務局長が非常勤である都道府県社会福祉士会もあることから、本会議は、実質的な管理職に出席してもらう会議として新たに設けている。2021年度は、業務執行理事が主管として対応したが、2022年度からは組織委員会が担当している。

2021年度の会議では、会員に対する苦情対応の業務が増大しており、苦情の対象範囲をある程度制限する必要があるのではないかという意見があった。これを踏まえ、理事会において、苦情対応ガイドラインの改定を行った。主には、苦情対象の範囲を狭めるのではなく、苦情処理の方法を円滑化するために手順の変更を講じた。従来であれば、すべての苦情に対して、それを受け付けたのちに、却下するか、審査を開始するのかの二者択一の手順となっていた。そして、審査を開始する場合は、申立人及び被申立人へのヒアリングを必ず実施することになっていたが、そこに書類による審査も可能とすることを付記した。これにより、苦情の内容によっては、ヒアリングではなく、書類による審査（「簡易審査」）を可能とし、懲戒処分にあたらない程度の不適切な行為については口頭注意もしくは文書注意等で対応できるようになった。

「事務局代表者会議」では、何らかの結論や方向づけをすることは目的とせず、意見・情報交換の機会を重視し、それが相互支援へと波及することが期待されている。また会議の内容を、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の執行部に理解してもらうために、総会や会長会議の場において、共有する機会を設けることにしている。

次に、「事務局職員研修会」については、組織委員会が主管となり2022年度から本研修会を開催している。ここでいう「事務局職員」は、都道府県社会福祉

士会の事務局職員を指す。日本社会福祉士会が、都道府県社会福祉士会の事務局職員に向けた研修を主催することは初めての試みであった。

先の最終提案書の策定にあたり明らかとなったのは、会員に対する苦情や会員からの苦情の対応に多くの時間と労力を割かざるを得ない状況にある事務局職員や、会計の基礎的知識に乏しい事務局職員が一定程度存在するということであった。そこで、まず、2022年度は、事務局職員のバーンアウトを防止する観点から、ストレスとの向き合い方について、外部講師を招聘しオンライン研修を開催した。今後、参加者からのアンケートの結果を踏まえ、より参加者のニーズに即した内容へと変遷させていくことが期待される。

3 まとめ～これからの連合体組織のあり方について～

最後に、本会の連合体の特長とこれからのあり方についてまとめた。

仮に、本会が個人を会員とする組織であったならば、4万人以上の個人を直接会員とする組織運営は、特に会員の質の担保において、困難を極めていたことが想像できる。事実、他のソーシャルワーカー団体のなかには、現在も、連合体移行に向けた議論がなされているところも存在する。その意味において、本会の連合体移行に向かう歴史は、都道府県社会福祉士会に、地域主義の観点からも、独自性と自主性をもってら

う流れに乗り堅実に進められてきたといえる。その堅実性を担保する重要な基盤としては、すべての都道府県社会福祉士会が法人格を取得したことが挙げられる。このような長期的な視点に基づいて、組織運営が進められてきたからこそ、日本社会福祉士会は、若干の苦労を伴いながらも、さまざまな工夫を重ねることで比較的円滑に連合体組織に移行できたものと考えられる。したがって、これからも私たちは、長期の視座で、連合体組織をどのように構築していくのかを検討していかなければならない。

他方で、連合体組織にも課題がある。最大の課題は、都道府県社会福祉士会間における格差の存在であろう。上で述べた事務局体制や財政基盤にも大きな懸隔が見られている。例えば、全国大会の開催についても、未開催の都道府県社会福祉士会は、小規模法人であるところがほとんどである。このように、都道府県社会福祉士会間における格差をどのように是正していくのかは、日本社会福祉士会が中核的な役割を担いつつ検討していくべき重要な課題となる。

少なくとも、都道府県社会福祉士会に対する日本社会福祉士会の真摯な姿勢が、全国に共感を生み、一枚岩として大きな力を醸成することに連なるものと信じている。これからの連合体組織を伸展させていくためには、ソーシャルワーカーとして求められている、さまざまな立場に置かれている他者（組織）への関心と理解が欠かせないといえるだろう。

第3節 権利擁護の取り組み

①成年後見制度を取り巻く状況の変化

1 10年間の社会状況の変化

2013年に発行された『日本社会福祉士会二十年史』では、権利擁護センターばあとなあにおける「社会福祉士会と今後の成年後見活動への課題」として、「社会福祉士は、これまで成年後見制度に取り組んできた実績や実践を踏まえ、新たな展開を意識した活動しなければならない」と記載されている。まさに、この10年間は、日本における権利擁護の新たな展開において、社会福祉士がこれまでの実績や実践を踏まえて、パラダイムシフトに取り組んできた10年間といえる。

国においては2012年に老人福祉法が改正され、地域の担い手として後見等を受任する人材の養成に取り組む条項が追加されたことから、市民後見人の育成への協力要請が各都道府県社会福祉士会に増加し、ミクロレベルからメゾレベルへの実践が意識され始めた。成年後見制度がスタートして10年を経過したあたりから、この制度に係る課題として、障害者権利条約の理念との乖離や硬直的な運用、後見制度が必要な人や後見等を受任する親族等に、公的な支援体制が十分構築されていないことなどが指摘され、2016年の成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という）の成立へとつながった。翌年の2017年には、第一期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第一期計画」という）が閣議決定され、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和の3点について、5年間（2017～2021年度）の工程として各地域・各専門職団体が取り組みを行った。そして、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期計画」という）の策定にあたっては、厚生労働省に設置された成年後見制度利用促進専門家会議において、日本社会福祉士会として多くの意見を発信している。

2 成年後見制度に関わる意見発信及び調査研究事業

（1）成年後見登記についての要望（2013年8月）

この時期は、前記に述べたように、2012年の老人福祉法の改正等により、地域における成年後見制度活用のための基盤づくりが国において強く打ち出された時期であり、社会福祉士の後見等受任要請が年々増加していた。登記事項証明書から後見人等の自宅住所が把握されることで、被後見人等本人や親族等の関係者から、常軌を超えた頻度や内容で接触を試みられることが事案によって生じており、そのことで後見人等を受任した会員の心身状態に影響が及び、後見人等の継続ができなくなるという事態も発生していた。後見制度に関わる弁護士等法律専門職においては、事務所住所での登記が可能となっている実態からも、一部の家庭裁判所だけではなく、すべての家庭裁判所において、後見人等を受任した会員から要望があった際には、登記できる住所地を自宅以外にも選択できる運用を行うことを法務省に求めた要望であった。

要望の結果、現在多くの家庭裁判所では、本人の勤務先の住所を登記することも可能な状態となっている。しかし、雇用されている社会福祉士の場合は、勤務先の了解が得られない場合が少なくないことや、金融機関等との取引において、身分証明書が自宅住所であるために、登記事項証明書を事務所が表記されていると身分証明書の住所と合致せず、別の書面等を求められる事態となることもあり、根本的な解決策にはなっていない。

（2）施設入所に伴う身元保証人の取り扱いについての要望（2013年8月）

成年後見人等が施設に入所する際に、身元保証人の役割を求められることは、成年後見制度がスタートした時から大きな課題とされていたが、契約において丁寧な説明を行うことで身元保証人とならずとも契約は可能である場合が多かった。しかし、制度がスタートして10年以上が経過したこの時点においても、身元

保証人が不在であることを理由に、施設入所を拒否されたり、施設が後見人等に安易に身元保証人に就任することを求めるなどの事案が頻発したため、厚生労働省に対して、自治体及び関係機関に身元保証人についての正しい理解を促すこと、成年後見人等が身元保証人になることは適切ではないことの周知徹底をすることを要望した。

身元保証人についての課題は、地域においても自治体が仕組みづくりを行うなど、取り組みは進んでいるが、現在も引き続き検討は継続されている。

(3) 認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究（厚生労働省（平成26年度老人保健事業推進等補助金事業））

本研究は、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）等からの要請である意思決定支援に配慮した成年後見制度の活用のあり方について、事例ヒアリング、自治体ヒアリングを通じて実証的に検討し、現行法の基本的な枠組みを前提とした成年後見人等の支援の視点、必要な地域の権利擁護システムの構築のための提言を行うことを目的に実施した。

8事例のヒアリングと3自治体のヒアリングを行い、成年後見制度を、①「支援者中心」から「本人を中心」に置くこと、②事後救済的な活用ではなく、本人の意思が反映されやすい予防的活用に重点を移すことが必要であり、そのために支援上の視点（早期に制度につなぐ、補助・保佐類型の活用、意思決定支援の段階に応じた役割についての共有、権限行使の判断根拠）、地域の権利擁護システム構築のための政策課題（市民後見の活用システム、市民への研修と支援者研修）について、提言としてまとめた。

本調査研究事業は、これまでの成年後見制度の活用に関する「事後的対応」を中心とした考え方や保護的な代理権等の権限行使のあり方への反省から出発し、市民後見人の活用と結びつけて、意思決定支援に配慮した成年後見制度の活用の仕方と必要なシステムを提起できたことは、今後の意思決定支援に関する施策化にもつながったものであると考える。

3 利用促進基本計画へのパブリックコメント及び調査研究事業の受託と成果物の公表

この10年間で大きな動きはやはり、2016年に制定された成年後見制度利用促進法に基づくさまざまな取り組みに関与したことである。

(1) 『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項についてへの意見提出（2017年2月）

当時、成年後見制度利用促進室が設置されていた内閣府が取りまとめた『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項として、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を重視した運用の必要性が明記された点は、従来の財産管理を中心とした成年後見制度のあり方を大きく変える重要な提起であると考えたうえで、主に以下の意見を提出した。「中核機関への社会福祉士の積極的配置」「意思決定支援の基準の早急な検討」「成年後見制度利用支援事業に対する市町村への支援」「欠格条項廃止の検討とともに後見類型の在り方の検討」。

(2) 地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業（厚生労働省（平成29年度老人保健健康増進等事業））

成年後見制度利用促進策の強化のため、支援の各場面やネットワークの構築について、支援機能の担い方・手法を整理し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置等、地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進のための体制整備に向けた手引きの作成等を行った。この手引きは現在においても、「緑本」として全国の自治体、専門職団体にて活用されている。また、2018年3月に、本手引きの普及啓発のために、この調査研究事業に携わった内外の委員、オブザーバー等が登壇してセミナーを実施し、多くの自治体等の参加を得て、国の成年後見制度利用促進法の取り組みに大きく寄与した。

(3) 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業（厚生労働省 社会・援護局（平成30年度社会福祉推進事業））

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、各自治体にて構築される地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能に関する調査を行い、各自治体において参考となる基礎的資料（実務のための手引き、研修プログラム等）を提示した。この手引きは現在も、上記「体制整備のための手引き（緑本）」と併せて、「黄本」として全国の自治体及び専門職団体にて、個別支援のための権利擁護支援検討会議、受任調整会議、後見人等支援の際に広く活用されている。権利擁護支援のポイントがソーシャルワークを基盤として整理された手引きである。

(4) 中核機関の先駆的取組調査研究事業（厚生労働省 社会・援護局（令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金））

本調査研究事業は、成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、全国の市町村や都道府県、その支援をする専門職、家庭裁判所が参考にできる中核機関及び地域連携ネットワークの取り組みの「事例集」を作成し、自治体、都道府県等に配布し周知することにより、具体的に紹介することを目的に実施した。

この調査研究事業は、全国の都道府県に出向き、ヒアリング等を行うことにより、現場の声をしっかりと取り上げて、実務に役立つ事例集として作成されたものである。2019 年年末～2020 年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた時期でもあり、参集しての会議開催ができないなど、さまざまな困難な状況があるなか、事務局が補助元の厚生労働省との調整も行いながら、筆舌しがたい努力を尽くした結果遂行された調査研究事業であった。全国的に中核機関の設置や実務遂行においては地域によって温度差があるなか、現在においても汎用性の高い貴重な事例集である。

(5) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業（厚生労働省 社会・援護局（令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業））

本調査研究においては、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携のあり方等について、ヒアリング調査とアン

ケート調査を実施し、調査結果に基づく検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行った。

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行だけではなく、成年後見制度から日常生活自立支援事業へという新たな視点も盛り込まれるなか、現在の第二期計画で検討されている、新たな権利擁護支援策の必要性にもつながる調査研究事業であった。

4 2021 年度以降の取り組み

2021 年度は第一期計画が 2022 年 3 月でその工程を終了することから、2022 年 4 月から取り組むべき第二期計画策定のための議論の場として設置された、厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議に、本会からも委員を派遣し協議に加わり、社会福祉士としての実践を踏まえた発言を行った。

2021 年 12 月に国が公表した「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）」に関するパブリックコメントとして以下を提言した。

「中核機関の法的位置づけの明確化」「公的後見のイメージの共有」「チーム支援の具体的な機能」「利用支援事業における申立・報酬助成を全国統一とすること及び報酬の本人負担の考え方の整理」「市町村及び都道府県、家庭裁判所に必要な人材が配置できるための予算整備」等。

2022 年 4 月より第二期計画に基づく取り組みがスタートしている。成年後見制度（法定後見、任意後見）そのものを見直すための法制度のあり方を研究する会にも、本会から委員が派遣されている。

第3節 権利擁護の取り組み

② 未成年後見支援体制の確立（養成・保険）



1 未成年後見人を取り巻く状況

2013年当時、社会福祉士会では権利擁護センターばあとなあとして、成年後見制度に関する事業は行っていたものの、未成年後見あるいは未成年後見人に関する統計や情報把握はなされておらず、社会福祉士個人が独自に活動している状況であった。

これらの状況を踏まえ、都道府県社会福祉士会へのアンケートや未成年後見を受任している社会福祉士へのヒアリングなどを実施した。さらに、それらの結果に基づき、本会の権利擁護センターばあとなあと子ども家庭支援委員会が横断的に協力し、未成年後見人への支援としての賠償責任保険の開発、未成年後見人の養成のための研修開発、さらに都道府県社会福祉士会における名簿登録等に関する規程類の整備など、未成年後見の事業を組織的に行うための基礎づくりを行った10年であった。

現状、未成年後見人として追記登録されている人数や、各家庭裁判所からの受任要請の件数など、地域によって相当な開きがある一方、子どもの権利擁護として未成年後見を担う責務が、社会福祉士にはあるものと考えられる。本会として、子どもの権利擁護の推進に向けて、国等への意見や要望の発信、都道府県社会福祉士会の体制整備への支援などに、引き続き注力したい。

2 社会福祉士賠償責任保険の開発

当時、未成年後見に関しては、国による未成年後見人支援事業において、未成年後見人及び被未成年後見人を対象とする賠償責任保険があるものの、都道府県等からの申請や被未成年後見人の資産要件、過去の受任案件は対象とされないなど、一定の制限が設けられており、無保険状態で未成年後見活動を余儀なくされている社会福祉士がいることが、アンケートなどから明らかとなった。

未成年後見活動を行う社会福祉士が加入できる賠償責任保険の開発にあたっては、加入対象（要件）の整理と補償内容などについて、保険会社と協議を重ねた結果、社会福祉士賠償責任保険制度に“未成年後見業務限定プラン（Eプラン）”が2018年度から新設された。

その後、2017年度に実施した試行研修の修了者や、都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあに未成年後見人候補者として追記登録された方には、Eプランに加入していただき、安心して未成年後見活動ができるような環境整備に努めている。

3 本会による未成年後見人養成研修の開発と都道府県社会福祉士会での実施

未成年後見人の候補者養成研修は、2014年度から子ども家庭支援委員会において、議論を開始した。

研修開発にあたっては、事前に行ったアンケート調査やヒアリングにおいて、受任者の現状や課題、困り感などを踏まえ、未成年後見活動に必要な知識や技術の習得ができるよう考慮するとともに、研修修了後に、各都道府県社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあに、未成年後見人候補者として追記登録をすることを鑑み、受講対象者は「ばあとなあ名簿登録者」に絞り、プログラム開発を行った。

本会では、2017年に「未成年後見人養成研修（試行研修）」を開催した。社会福祉士会として初めての養成研修であることや、無保険状態で活動する社会福祉士への支援を鑑み、受講対象を“未成年後見を受任しているばあとなあ名簿登録者”に限定し実施したものである。その後、ブラッシュアップを行うとともに、受講要件の一部を緩和し、ばあとなあ名簿登録者（未成年後見の受任は問わない）を対象とした「未成年後見人養成研修」を2018年度から2020年度の3か年において実施した。試行研修も含めた同研修の修了者は、271名となっている。

また、本会による研修運営と並行して、都道府県社

会福祉士会でも同研修を実施できるよう情報提供を行い、2019年以降、岩手、東京、兵庫、熊本の各都県

社会福祉士会でも同研修を主催している。

第3節 権利擁護の取り組み

③「高齢者・障害者虐待対応に関する提言」の取り組み

本会及び都道府県社会福祉士会は、虐待の解消と高齢者、障害者が安心して安全な生活を送ることを目的とした生活の再構築のために適切な虐待対応がなされるよう、虐待対応の責任主体である自治体支援を行っている。

具体的には、まず、虐待対応に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、高齢者及び障害者の虐待対応にあたる自治体の対応力を高めることを目的として、虐待対応専門職チームの派遣を行ってきた。また、厚生労働省の委託・補助事業として、虐待対応に関連する調査研究事業を行うとともに、それらの取り組みを通じ、高齢者・障害者虐待対応に関する提言を行ってきた。

1 虐待対応専門職チームの取り組みについて

2006年、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会が共同で専門職チーム設置の呼びかけを行った。同年、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という）が施行され、虐待対応を市町村、地域包括支援センターの責務のもとに行うこととなった。それに伴い、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、行政が高齢者虐待に適切に対応できるよう専門職チーム設置の準備が始められた。

2007年、弁護士会・社会福祉士会との合同研修会等を経て、専門職チーム設置が進み、2009年に第1回経験交流会が開催され、スタンダードモデルが提示された。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行された2012年には第2回経験交流会が開催され、養介護施設従事者による高齢者虐待、障害者虐待への対応が提唱された。2017年に第3回、2021年に第4回経験交

流会を開催し、各都道府県の専門職チームがスタンダードモデルを守り同一の活動ができているか、チーム自体が「社会資源」として活用されているかなどを話し合った。しかし、47都道府県すべてに専門職チームができておらず、その確かな検証ができていないのは反省点である。

2 高齢者・障害者虐待対応に関連する調査研究事業の取り組みについて

2014年は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部委託事業「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」として、2014年9月24～26日、「都道府県・市町村虐待防止担当職員研修」、「障害福祉施設等設置者・管理者研修」、「虐待防止マネージャー養成研修」を実施した。

2018年は、厚生労働省老健局（平成30年度老人保健健康増進等事業）「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業」として、2019～2021年は、厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式」として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査の集計、市区町村をはじめとした虐待対応の現任者等を含めた有識者の意見を踏まえた分析を行い、市区町村等が施策等に還元できるよう活用方法を取りまとめた。

2020年は、厚生労働省老健局（令和2年度老人保健事業推進費等補助金）「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」として、高齢者虐待対応における深刻度の判断基準及び緊急性の概念について取りまとめた。

2022年は、厚生労働省老健局委託事業「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）改訂に係る調査等業務一式」を実施した。

3 高齢者・障害者虐待対応に関する提言

2015年1月29日、厚生労働省老健局高齢者支援課課長へ「指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する虐待事案の取り扱いについて（要望）」を提出した。

2016年1月6日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長へ「障害者虐待通報者への賠償請求に対する要望」を提出した。

2020年3月27日、自由民主党「虐待等に関する特命委員会」に『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見』を提出した。

2022年9月30日、厚生労働省老健局長へ『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関す

る法律」の見直し等に関する意見』を提出した。

とりわけ、『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見』では、自由民主党「虐待等に関する特命委員会」のヒアリングを受け、現状と改善点を報告した。また、『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見』においては、一般社団法人日本高齢者虐待防止学会法制度推進委員会が実施した2022年9月10日の学術集会（足立大会）及び2023年2月26日のシンポジウム「高齢者虐待防止法改正を目指して」において、本会としての改正案を報告し、法改正の機運を高めるよう働きかけを行った。

第4節 生涯研修制度と認定社会福祉士制度

1 生涯研修制度の動き

(1) 生涯研修制度に関する本会の変遷

専門職である社会福祉士にとって、自らの知識や技術の向上を図り、高い倫理性とその実践力に磨きをかけるため自己研鑽や自助努力を積み重ねることは当然の責務であり、1999年に「生涯研修制度」が施行された。2007年12月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正では、社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化による業務の内容の変化に適應するため、「相談援助等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」ことが義務規定として明記された。

一方で、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に際して、「より専門的な知識及び技術を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討を行う」ことが附帯決議された。これを受け、2008年に専門社会福祉士制度（仮称）の検討が開始された。この制度との関係も含めて生涯研修の抱える課題について検討するため、同年10月に生涯研修制度課題検討委員会を立ち上げ、生涯研修制度基本規則（現「生涯研修制度基本規程」以下同様）の改正について2010年3月総会において承認を得た。

また、2009年には全国8会場（8ブロック）で開催してきた社会福祉士全国統一研修を発展的解消とし、この研修を会員にとって身近な場所で開催される「社会福祉士共通基盤研修」として、都道府県社会福祉士会が主催する形に改められた。メインテキストは同年に改訂した『新 社会福祉援助の共通基盤 第2版』（中央法規出版）とした。

(2) 新生涯研修制度の構築

本会としては、別に検討が進められていた「専門社会福祉士制度（現「認定社会福祉士制度」）」との制度整合を含め新生涯研修制度の構築のための検討を行い、2010年3月に生涯研修制度基本規則を改正、2011年度から生涯研修制度基本規則の組織に関する規定部分について施行、2012年度から研修課程の改

正を含め新生涯研修制度が完全施行となった。

新生涯研修制度においては、それまで3つあった研修課程（「基礎研修課程」「共通研修課程」「専門分野別研修課程」）を「基礎課程」と「専門課程」の2つの課程に再編した。

基礎課程は、基礎研修Ⅰから基礎研修Ⅲまでを修了することで基礎課程修了となる。基礎課程では、社会福祉士会や生涯研修制度についての理解、社会福祉援助の共通基盤の基礎的な部分を押さえながら基礎的な実践力を担保するとともに、専門職としてのアイデンティティを形成することをねらいとしている。基礎課程は認定社会福祉士制度における研修認証を受けている研修のため、すべてのカリキュラムを修了すると、認定社会福祉士の認定申請に必要な共通専門科目10単位（8科目）をも満たすことになる。また、生涯研修制度上の単位数としては、「認証された研修10単位」に「生涯研修制度独自の研修・実績3.5時間」が加わる。

一方、専門課程は、共通研修と分野研修から構成され、両方をバランスよく修得していくこととしている。専門課程では単位修得が必須とされる研修もあるが、自身の必要なものを計画的に履修し、必要な単位修得ができれば課程修了の申請を行うことになる。専門課程は、修了申請ごとに第1期課程修了、第2期課程修了と修了回数を積み重ねるステップアップ方式となっている。また、専門課程では、ミクロからメゾ・マクロへと実践力の向上を図るとともに、後進育成や実践研究など、専門職としての責任を果たしていくための力量形成をねらいとしている。

さらに、新生涯研修制度では、スーパービジョン実績（する・受ける）も研修単位としている。スーパービジョン実績とは、所定の手続きに則って行われた実際のスーパービジョンを研修単位としていくものである。また、学会発表や研修講師などの実績も単位となる。これら必要な単位の修得をした後に専門課程修了申請を行う。専門課程は、第1期専門課程、第2期専門課程と期を積み重ね、各期において35単位を修得

後に専門課程修了認定申請を行うことになる。

スーパービジョンが研修単位として認められるには、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されたスーパーバイザーと認定社会福祉士認証・認定機構が定める方法に則ってスーパービジョンを実施することが必

要となる。また、スーパーバイザーは、社会福祉士資格があり、相談援助実践を行っている方が対象となる。

ちなみに、基礎課程及び専門課程の修了者の推移は以下の通りとなっている。

<基礎課程修了者数>

2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	合計
423 名	713 名	700 名	763 名	1,031 名	1,116 名	529 名	1,105 名	1,095 名	7,475 名

<専門課程修了者数>

年度	申請者	合格者	備考
2010	974	942	
2011	2,202	2,200	
2012	902	902	新生涯研修制度開始
2013	742	666	
2014	582	561	
2015	453	418	
2016	283	283	
2017	5	0	新生涯研修制度完全移行
2018	7	0	
2019	18	9	単位修得の緩和を実施
2020	5	4	
2021	4	4	
2022	5	4	

このような専門課程修了申請の状況を受け、2019年度に開催された生涯研修センター協議会及び全国生涯研修委員会において、生涯研修制度の見直しについて協議を実施した。同年の生涯研修センター協議会において生涯研修制度の見直しの方向性が承認され、同年の全国生涯研修委員会において生涯研修制度の見直しについて報告・協議を行った。その結果、以下の見直しの方向性が承認された。

<承認された見直しの方向性>

- (1) 研修主催団体の制限の撤廃・緩和
- (2) 申請単位数上限の撤廃
- (3) 付与する単位数の修正
- (4) 認定社会福祉士制度との整合性
- (5) その他（専門課程修了申請料金を 10,000 円から 5,000 円とする方針）

これらの見直しの方向性に基づき、2020 年 2 月に

規程等の改正を行った。

さらに、2022 年度の見直し策としては以下の 2 点を挙げ、見直し内容 1 については 2022 年 12 月に規程改正を行い、見直し内容 2 については現在取り組んでいるところである。

■見直し内容 1「認定社会福祉士名簿登録者の専門課程修了認定」

内容：認定社会福祉士を取得・更新した者は、専門課程を修了したとみなす。

根拠：認定社会福祉士の認定申請には、一定の研修の受講修了が必要であり、その確認が認定社会福祉士制度のなかでされているため、認定社会福祉士登録をもって研鑽をしていると評価できる。

メリット：会員にとっては、申請の手間や費用の削減が可能

※認定社会福祉士の取得・更新と課程修了の関係

「認定初回取得⇒第1期専門課程みなし修了」

「認定更新1回目⇒第2期専門課程みなし修了」

「認定更新2回目⇒第3期専門課程みなし修了」

■見直し内容2「生涯研修制度についての説明、広報等」

内容：生涯研修制度についての説明、広報等を強化する。具体的には次の4点が挙げられる。

- ① 生涯研修制度説明動画の作成
- ② 生涯研修制度を学ぶためのモデルプランの作成
- ③ 生涯研修制度管理システムの活用方法についての広報
- ④ 生涯研修制度管理システムの改修

メリット：制度が複雑で都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士にとってはわかりづらいといった問題があったが、YouTube等を使った比較的短い時間で動画を配信することにより制度の周知を図ることができ、生涯研修制度の活用促進が期待できる。

（3）今後の課題

現在、さらなる生涯研修制度の検討を行っているところであるが、会員からは自己研鑽の重要性は理解できるものの、生涯研修制度を活用することのメリットがないといった声があるのも事実である。モチベーションアップのためには、ある程度のメリットも必要ではあるが、社会福祉士の任用拡大に向けて国等に働きかける際に、専門課程修了者が増えることにより、社会福祉士が研鑽を積み上げていることをデータとして示すことができ、また資格取得後も学び続けていることを示す根拠にもなることから、今後も必要な改革をさらに断行していくことが課題である。

2 認定社会福祉士制度

（1）2012年度までの流れ

認定社会福祉士制度創設の方向性が決定づけられたのは、2006年12月の社会保障審議会福祉部会で「介護福祉士制度及び社会福祉士制度のあり方に関する意見」が発出された時であり、これを下敷きとしたのが、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の附帯決議であった。

この附帯決議では「（前略）より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと」と

示された。

本会は2008年から2009年の2年をかけて各種の調査・検討を行い、2010年度からは「専門社会福祉士認定制度準備委員会」を設置。2011年度には本会とは別の第三者機関として「認定社会福祉士認証・認定機構」が創設された。翌2012年には認定社会福祉士認定（個人認定）に先立って研修認証が開始された。

（2）2013～2015年度

2013年度には、認定社会福祉士認証・認定機構事務局を本会が担当することとなり、機構の運営や認証審査の具体的方法、スーパービジョンの実施方法など規程類が整備されるとともに個人認定申請受付、経過措置期間におけるスーパーバイザーの登録が開始された。2013年の個人認定申請の合格者は、翌2014年度に認定社会福祉士登録機関（日本社会福祉士会）への登録が完了し、これが認定社会福祉士登録の第一期となった。

個人認定においては、急ぎで対応すべき事柄として、既に相応の力量を有している個人会員への対応があった。このため経過措置として「日本社会福祉士会経過措置ルート」が設けられ、要件や実施方法を規定し、認定社会福祉士特別研修（以下、「特別研修」という）が開始された。

特別研修の受講要件としては、本会会員の場合は、所定の実務経験があることのほかに、旧生涯研修制度の3回修了もしくは、旧生涯研修制度2回修了+専門分野研修4単位とされた。

経過措置は前述の通り、各個人会員へ適切な道筋を整備するとともに、制度全体としては短期間で相当数の登録を推進し、認定社会福祉士制度をなるべく早く軌道に乗せる目的も併せもっていた。

この特別研修は2017年で終了したが、このルートで認定研修の受講資格を得て登録に至った人は実質2019年まで続いた。なお、特別研修ルート以外にも「ベテランルート」が経過措置として2022年度現在も運用されている。

（3）意識調査とタスクフォース（2016～2018年度）

2016年度には、2025年度までに認定社会福祉士7,000人をめざす構想が固められた。そこで本会において、認定社会福祉士制度の定着及び推進を図る観点から認定社会福祉士制度推進委員会（準備委員会）を設置した。

現状の課題の把握・分析のため、484名の認定社会福祉士を対象とした初めての実態調査（有効回答数352）と都道府県社会福祉士会の会員2,500人に対す

る認定社会福祉士に関する意識調査が実施された。前者については2018年に「認定社会福祉士に関する意識調査」報告書として発出された。

2018年はタイムリーな情報共有と連携強化、並びに認定社会福祉士制度の定着及び推進を図る観点より認定社会福祉士登録機関運営委員会と認定社会福祉士制度推進委員会を統合して「認定社会福祉士登録推進委員会」が置かれた。委員構成として、日本医療ソーシャルワーカー協会より委員が参画し職能団体間の課題共有や政策提言に向けた横の連携強化を併せて図った。また、本会内においても生涯研修制度企画・運営委員会と認定社会福祉士登録推進委員会の両委員長が相互にオブザーバーとして両委員会に関与することで内部での連携をより強固にするスキームが確立された。

さらに2018年度は、認定社会福祉士認証・認定機構において「認定社会福祉士登録者7,000人達成に向けた検討委員会」が設置され、2019年には「認定社会福祉士登録者7,000人達成に向けたタスクフォース」報告書が発出された。このタスクフォース報告書では2019～2023年度の中期方針は次のようにするものとされた。

- (1) 認定社会福祉士7,000人達成(2025年度)
- (2) 認定社会福祉士の活用の促進
- (3) 財政基盤の安定化
- (4) 認定精神保健福祉士制度との連動性の検討
- (5) 事務手続き及び事務処理の効率化

このうち上記(1)の内容としては次の3点が挙げられている。(要約)

- ① 認定社会福祉士の活用や任用促進を国や自治体に働きかける。
- ② 機構の構成団体は各組織で具体的な活用を検討する。

- ③ 認知度を高めるため対象別の広報を行う。自ら発信する機会等を推進する。

これらが活動方針となって2019年度以降展開される方向が固まった。

(4) 登録の鈍化(2019～2022年度)

しかしながら、本稿作成時点(2022年度末)において、2020年度以降(登録受付としては2019年分以降)の展開は当初の予想を下回る結果となっている。

下表は個人登録が始まってからの登録者数の推移である。

この表から見える顕著な傾向は次の2点である。

1つは2020年度と2021年度の新規登録が著しく少なく、2022年度に若干の回復は見られるがやはり低調であること。もう1つは更新登録を行わずに資格停止までの猶予期間である「効力停止者」が増え続けていることである。

2014年度から2017年度までの新規登録の合計が484人であるのに対し、2019年度から2022年度までの更新登録は143人にとどまっている。

この理由に関する本会の公的な調査は行われていないためあくまで推測であるが、まずは新型コロナウイルス感染症の蔓延が要因の1つと考えられる。

2019年の終わり頃から始まった新型コロナウイルス感染症は、我が国でも2020年1月に国内初の感染者が確認され、社会のあり様を大きく変えた。

新型コロナウイルス感染症が本会に及ぼした影響の委細は、本誌第2章第9節「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う本会の対応」に記された通りであるが、認定社会福祉士登録に関しても認定研修の延期や認定手続きの一部遅延が発生した。またこうした事務的な問題だけでなく、各個人会員の生活や仕事そのものも変化を余儀なくされ、認定へのエネルギーを注力しにくい状態もあったと推測される。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
高齢分野	9	14	38	56	80	165	25	39	37
障害分野	3	6	24	11	32	62	7	6	9
児童・家庭分野	1	1	9	10	8	29	5	8	8
医療分野	161	15	46	36	37	147	17	15	22
地域社会・多文化分野	4	6	20	15	27	60	8	17	16
合計	178	42	137	128	184	463	62	85	92
(うち更新申請)	***	***	***	***	***	30	19	38	56
有効登録者数	178	220	357	484	667	953	954	957	956
効力停止者数	0	0	0	0	0	150	171	162	225

一方このことは、これまで当然の前提とされていた集合研修とは違う方法の需要を高め、e-ラーニングやZoomなどのオンライン研修が促進される流れを導いた。これにより認定取得を目指す個人会員としては、研修受講にかかる移動時間や移動・宿泊費用の物理的制約が減ずるという利点を得られた（後述「e-ラーニングシステムの導入」参照）。

もう1つの推測される理由は、タスクフォースで示された各種タスクのうち、一部が本会及び社会福祉士制度の根本的課題に関係して困難だった可能性がある。

本会の認定社会福祉士登録推進委員会では2019年度以降、主に個人会員並びに会員への情報発信に取り組んだ。

フォーカスグループインタビューなど認定社会福祉士の理解や魅力の喚起、制度のわかりやすい解説資料、理論に関する苦手感を軽減するためのe-ラーニング教材の作成、本会研修における講師謝金の加算化など動機づけを高める取り組み、登録者や認証研修の検索を飛躍的にわかりやすくしたホームページの再整備などを行った。また再登録への誘導のため、登録者への個別情報提供と都道府県社会福祉士会への情報提供も実施した。さらに認定研修の定員を拡大し、それに合わせてファシリテーターも増員。希望者すべてが受講できる環境を整えた。

しかし認定社会福祉士の活用や任用促進については、本稿作成時点では明確な成果を得られていない。都道府県社会福祉士会のごく一部で散発的な任用に関する動きは見られるが大きな潮流になっていない。

2018年の意識調査では、認定社会福祉士取得への期待1位は「社会・地域・他機関からの評価が高まること」などの外的評価（138人）であり、今後に何を期待するかという設問に関しても「社会・地域・他機関からの評価が高まること」（193人）が1位であった。一方、取得したことで職位の改善があったという回答は1%、収入増となったという回答は4%にとどまっており、新規取得の約24%、更新の約50%が「資格取得・更新コスト過大」と回答している。

認定社会福祉士取得について多くの人が外発的動機づけに関する回答をしており、任用の推進や待遇の向上、社会的認知度を高めることが果たせれば劇的に登録が進むと予想される。タスクフォースもその視点で設定されたわけだが、認定社会福祉士の社会的認知向上や任用拡大以前に、社会福祉士自体の社会的認知や任用・加算等が進んでいない状況が横たわったままに

なっている。こうした環境で認定社会福祉士だけが一足飛びに外発的動機づけにつながる「成果」を得ることは、困難を含んでいると言わざるを得ない。

（5）今後の課題・次の10年に向けて

前述のうち、社会的認知や評価を上げる1つの可能性として、徹底した広報活動の展開が挙げられる。実践活動におけるクライアントや地域への寄与だけではなく、直接コミットしていない対象にも戦略的に露出を増やしメリットを伝える方法である。社会福祉士及び認定社会福祉士が関与することで結果等に有意差が生じるなどの研究成果も役立つであろう。

また、より個人会員目線での動機づけの強化も必要かもしれない。人は「成果>コスト」であればアクションが促進され、「成果<コスト」であれば抑制的になる。成果は内発的と外発的に分けられ、コストには費用だけでなく、時間や考える手間も含まれる。アクションを促進するためには相対的に成果が上回っている必要があり、この価値づけはあくまで個々人の中で行われる。社会福祉士の社会的認知の向上は、個人会員の内的な動機づけを高める効果が期待される。コスト減としては、制度の複雑性や手間の軽減が考えられる。任用の促進の前にもさらに詰められる箇所はあるように思う。

とはいえ、制度発足から10年が経過し、現状を踏まえ、大胆な制度改正の可能性を排除せずに俯瞰的に再検討することも必要かもしれない。

本稿執筆時点では未確定であるため委細な言及は控えるが、ある領域における任用に関しては認定社会福祉士ではない別の方法が進みつつある。これが実施されれば、その領域における認定社会福祉士は複雑な立ち位置となることが予想され、ひいては制度の全体的な意味づけ、位置づけも再考を迫られる恐れがある。

いずれにせよ認定社会福祉士制度は、単に継続するだけでなく、さらに推進する必要がある。タスクフォースの目標にはまだ届いていないが、発足時に掲げた理念を旗印として進み続けることが肝要である。

3 資質向上のさらなる充実に向けて

上述のように、生涯研修制度や認定社会福祉士制度は、自己研鑽を社会福祉士自身、また外部に明らかにすること、そして体系化・構造化された研修を提供することで、自己研鑽を支援するものである。ここでは、その制度を充実させるための最近の具体的な取り組みを3点取り上げたい。

(1) e-ラーニングシステムの導入

本会として、それまで集合型での研修を主として行ってきたが、時代の流れを受け、また離島など研修会場へのアクセスが悪い地域に住む方や、子育てや介護などでとまった時間が取りにくい方の利便性を考慮し、2017年度にe-ラーニングシステムを導入した。e-ラーニングシステムでは負担金制度を取り入れており、都道府県社会福祉士会の判断で個人会員の視聴料金が異なる仕組みとなっている。また、会員以外も視聴できるシステムを導入し、会員、会員以外の社会福祉士、社会福祉士以外の区分によって視聴できる講座や視聴料金が異なるようにした。視聴を希望する方は、ユーザーIDとパスワードを取得して視聴する。本会として、システム導入段階から計画的にコンテンツの作成に取り組んできたが、当初は「制度等の動向」に関するコンテンツが多かった。しかし、2019年度から新たに「基礎研修（e-ラーニング一部導入）」が認定社会福祉士認証・認定機構より認証されたことを受け、最近では、基礎研修に関するコンテンツや各委員会が主催する研修の事前課題、研修の講義部分としてのコンテンツが格段に増加している。さらに、2023年3月時点において100本以上のコンテンツを揃えるまでに充実し、今後も計画的にコンテンツのさらなる充実を図っていく予定である。また、既にアップされているコンテンツについても、法律や制度の改正等に伴い内容に齟齬が生じているもの等については、生涯研修センター企画・運営委員会において定期的に見直し作業を行い、常に最新の情報が提供できるような体制を整えている。

ちなみに、e-ラーニングシステムへの新規ログイン者数は以下の通りとなっており、年々講座を視聴される方が増えていることから、本システムに対する期待の高さがうかがえる。

< e-ラーニングシステムへの新規ログイン者数 >

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	合計
会員	436名	1,228名	874名	2,130名	3,417名	3,536名	11,621名
非会員	14名	56名	72名	131名	265名	384名	922名

(2) 2019年度「社会福祉推進事業：現任社会福祉士に対する実践力向上のための育成等に関する調査研究事業」

2018年3月に、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書

「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」において、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士には包括的な相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制を構築するための実践力が求められることが明記された。

本報告書に基づいて、社会福祉士養成カリキュラムの改正が進められ、2021年度から新カリキュラムが導入されることになった。カリキュラム改正を踏まえ、現任の社会福祉士には、速やかに地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク専門職として役割を果たしていくことが求められることとなった。

このような状況を受け、本会では現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるよう、2019年度に厚生労働省社会福祉推進事業を通して現任社会福祉士向けの研修プログラムの開発を行い、2020年度には「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修の試行版」を開催、その後、研修プログラムの修正を行った。2021年度には講師養成研修のプログラム開発と講師養成研修を実施した。

そして、2023年2月には、本会主催で「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の実施を、2023年3月には、同じく本会主催で「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）」を開催した。

今後、この研修は各都道府県社会福祉士会において実施することが計画されており、講師養成研修を受講された方を中心として全国展開することになっている。

(3) 社会福祉士養成カリキュラム改正と実習指導者講習会

前述した通り、2021年度から新カリキュラムが導入されることになり、社会福祉士の実習については、それまでの「相談援助実習」から「ソーシャルワーク実習」に名称も変わり、実習時間も「1か所180時間」から「機能の異なる2か所以上の実習施設で240時間」に変更となった。

本会においても、新カリキュラム導入に伴う実習指導を全国で展開できるようにするため、本会が行う「社会福祉士実習指導者講習会」の研修テキストとして、本会実習指導者講習会講師養成プロジェクトのメンバーと日本ソーシャルワーク教育学校連盟推薦委員が分担執筆し、2022年4月に中央法規出版より『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』を出版した。このテキストは、新カリキュラムの「ソーシャルワーク

実習」に対応しており、旧来の「相談援助実習」からの変更点、ソーシャルワーク実習におけるマネジメントとプログラミングについて手厚く解説したものとなっている。

既に実習指導者となっている方にカリキュラム改正に伴う実習指導の要点を伝える「社会福祉士実習指導者アップデート講座」(e-ラーニング講座)の作成・配信を行うとともに、実習指導者講習会講師養成を開催した。

また、この度の改正においては、「実習教育に含む

べき事項と達成目標」も変更となっており、実習プログラムも大きく見直されることから、2023年4月と5月に、本会主催で主に実習指導者講習会でプログラミング論に携わっている、あるいは携わる予定の実践者を対象とした「実習指導者フォローアップ研修」を開催した。

今後も本会としては、日本ソーシャルワーク教育学校連盟と連携を図りながら、現場において新カリキュラム導入に伴う実習指導が展開できるよう取り組んでいく予定である。

第5節 政治的アプローチ

1 「政治的アプローチ」の背景にあるもの

本会では、2016年度から政治的アプローチの必要性和方法についての議論が見られるようになった。それまでは、政治連盟や議員連盟への関与やその必要性については、公式に議論がなされていなかった。

議論が始まった背景としては、①行政機関に対する要望だけでは、本会の主張が政策に反映されにくい状況があったこと、②本会と関係のある他の専門職団体においても、議員連盟への協力はもとより、政治連盟の運営にも積極的に取り組んでいるところが多く見られたことが挙げられる。

他方で、これまで皆無であった事柄について議論を進めていくためには、より慎重な対応が求められるという共通理解が当時の理事会にはあった。このため、本会が行う「政治的アプローチ」は、定款の目的と倫理綱領に基づく政策提言等を念頭に置いたものでなければならないことと、政治活動を目的とする政治連盟の設立ではなく、あくまでも、本会の目的を実現するための政策提言の一環として議員連盟を設立してもらい、これを支援していくことまでに留めること、特定の政党への関与ではなく超党派による活動を基本とすること、そして、今まで以上に行政機関に対する働きかけも行うべきである点などが理事会において確認されていた。

2 超党派の議員連盟設立の支援に向けた取り組み

(1) 「政治的アプローチ検討プロジェクトチーム」の動き

以上の視座を踏まえつつ、2016年度の理事会において、本会の政治的アプローチのあり方について議論が始まった。そして、第2回理事会において、「議員連盟設立準備PTの設置について」協議がなされ、「2018年度に超党派の議員連盟の発足を目指して進めることが承認」された。

これを経て、2016年度の都道府県社会福祉士会会

長会議において、本件を、グループ討議の1つのテーマとした。そこでの意見は、大きく捉えて以下の3点であった。①さらに詳細な説明及びイメージの共有が必要であること、②進めるにあたって積極的な情報公開を求めること、③スケジュール観が短兵急であること。以上の意見について理事会で再度協議を行い、その結果、①のさらに詳細な説明をするためには、もう少し踏み込んだ協議と調査が不可欠であること、②に対して、共通理解を促進するために情報公開の機会(総会・会長会議・ニュース等)を設けること、③については、スケジュールを見直す必要があることが確認されている。

2017年度からは、子細な情報収集を行うと同時にスケジュールについても見直しを図り、まずは、上記3点の課題を乗り越えるべく、議員連盟の設立ありきではなく、「(ソーシャルワークを考える)政治的アプローチ検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、そこで1年間さらなる議論を蓄積し、同時に都道府県社会福祉士会との意見交換も共同歩調で行っていくことが理事会で承認された。

(2) 他団体による政治的アプローチのヒアリング調査

2017年度から2018年度半ばにかけて、政治的アプローチを既に展開している他団体へのヒアリングを正副会長が実施した。ヒアリング対象団体は、次の8法人である。日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本医師会、日本介護支援専門員協会、日本作業療法士協会、日本理学療法士協会、全国社会福祉法人経営者協議会、日本グループホーム協会(順不同)。

これらの団体は、議員連盟を支援する活動のみならず、選挙活動も含めた政治活動を関連する他の組織(政治連盟)において実施していた。他方で、政治連盟ではなく、公益社団法人等においても政策提言することが認められており、その一環として、議員等に働きかけることや、さらには、議員連盟を設立してもらい、これを支援することが可能であることが確認できた。ただし、選挙活動にくみしない、つまり、政治連盟を

もたない活動の成果がどれほど見込めるのか未知数な面もあった。

また政治的アプローチにおいては、内外において、共通理解が得られやすい具体的な目標の設定が不可欠であることをヒアリングを通じて強く認識することができた。

さらには重複する専門分野を有する団体間では、政治連盟や議員連盟に係る活動において協働している事例もあり、日本ソーシャルワーカー連盟（以下、「JFSW」という）等でもこのような動きができる可能性が示唆されていた。

（3）都道府県社会福祉士会を対象とした

アンケート調査

2017年度から単年度で計画されていた「（ソーシャルワークを考える）政治的アプローチ検討プロジェクトチーム」を一旦閉じて、2018年度からは検討をさらに継続するために3年間のプロジェクトチームとして「政治的アプローチのPT」を設置している。

他団体へのヒアリングを踏まえ、2019年度には、政策提言の具体的な目標設定のため、以下の要領で、都道府県社会福祉士会にアンケート調査を実施した。

1. 調査名：「ソーシャルワークを考える政治的アプローチ」の目標設定のための調査
2. 調査内容：社会福祉士の社会的地位向上（身分保障や職域拡大等）のための具体的な目標と理由について
3. 期間：2019年7月下旬から約1か月間

これに対する回答は、11都道府県社会福祉士会から67項目が挙げられた。この67項目を10点に集約した結果は以下の通りである。

- ・社会福祉士を社会福祉施設長・相談員の要件とする
- ・社会福祉士を介護報酬・障害者サービス・診療報酬等の加算要件とする
- ・社会福祉士を行政の福祉職として配置するとともに福祉職のキャリアラダーを確立する
- ・スクールソーシャルワーカーは社会福祉士を要件とし常勤専従化する
- ・政府の政策審議会の委員を社会福祉士が担う
- ・各相談センターへの社会福祉士の配置の促進－地域生活定着促進事業・自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法）・地域包括支援センター（介護

保険法）・相談支援事業所（障害者総合支援法）・新総合事業の生活支援コーディネーターにおける配置の促進－

- ・中核機関における社会福祉士の配置の促進及び身分保障
- ・認定社会福祉士の制度的活用
- ・本会研修修了者の配置及び加算要件の促進
- ・「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士」を位置づけるための社会福祉士及び介護福祉士法の改定

以上の結果を共有のうえ、2020年度における超党派の議員連盟の設立に向けた準備を進めていく予定であった。

3 ソーシャルケアサービス研究協議会との連携による政治的アプローチ

（1）ソーシャルケアサービス研究協議会が支援する超党派議員連盟への協力強化の動き

2016年度より、本会では、独自の政治的アプローチの方法を模索してきた。その間、本会も加盟しているソーシャルケアサービス研究協議会（会長：白澤政和氏、以下、「SCS」という）が支援する、超党派の「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」（会長：田村憲久衆議院議員、以下、「SCS議連」という）が、2019年6月6日に設立される。

本議員連盟では、地域共生社会を推進していく担い手として、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の人材を確保し、さまざまな領域で配置が義務化され、かつ、待遇をも含めた社会的な評価を高めていくことを目的としている。具体的には、重層的支援体制整備事業における社会福祉士・精神保健福祉士の活用推進や、子ども家庭分野における国家資格化の問題をはじめ、政策に対するさまざまな働きかけを行っている。

SCSの政治的アプローチが先行するなか、本会もSCS議連への支援や要望活動の頻度が高まっていった。特に、子ども家庭に関するソーシャルワーカーの国家資格の創設を目論む動きが、政治的に進められていき、これに抗う動きを本会独自で進めるよりも、SCSとして他団体と一体的に働きかけを行うほうが、より政策提言力が強化されるという利点があった。これと併せて、SCS議連に係る活動と、本会が今後独自に設立してもらい議員連盟における活動の双方を同時に実行する事務局体制をとることが難しくなっていた。

そこで、本会独自で議員連盟の設立を依頼する活動から、SCS 議連に係る活動に収斂することが検討され始めた。SCS は一体的な活動を望んでおり、これに対する歓迎的な反応があった。本会としては、約5年にわたって進めてきたプロジェクトであるため、方針転換をするにあたっては、都道府県社会福祉士会に対する丁寧な説明が不可欠であった。そこで、表1にある私たちの提案事項をSCS 議連に対しても働きかけていくことの同意をSCS から得ることを前提に、本会独自の議員連盟に係る活動を取りやめ、その代わりに、SCS 議連への協力を強化することにした。その後、SCS からの同意が得られたことをもって、上記の方針の転換、本会独自で議員連盟の設立に係る活動をやめる一方で、SCS 議連への協力体制を強化することを2021年6月19日開催の通常総会で提案し承認がなされた。以後、本会における政治的アプローチの基盤は、SCS 及びSCS 議連に係るものへと移行していった。

(2) 見えてきた政治活動の限界点

2021年以降、子ども家庭分野におけるソーシャルワーカーの新たな国家資格化の動きが政治的に顕著となっていった。本会の立場は、ソーシャルワークの基盤は1つであるというものであり、現在ある精神保健福祉士についても社会福祉士と資格を統合するべきとするものである。この既存の資格の統合については、他団体と意見の完全一致は見られていないものの、新たなソーシャルワーカーの国家資格の創設には反対の立場であることはSCS において合致するものであった。

他方で、国家資格化を推進する議員連盟による影響が大きくなっており、これに対抗するために、私たちの主張を理解してもらえようSCS 議連の議員に強い働きかけを行う必要が生じてきた。私たちの働きかけに対して、SCS 議連の議員の方々は理解を示し、私たちの意見を代弁してもらうことができた。現在に至るまでこの国家資格化の動きは止まることを知らない状況にあり、その間、衆議院・参議院選挙が実施されたが、SCS 議連の議員に対する選挙活動はもとより、政治活動もSCS として行うことができなかった。SCS の多くの団体は、公益社団法人等の法人格を有しており、選挙活動は当然行うことができないが、政

治活動についてもその一部しか担うことができない状況にある。このことが、他団体における「政治的アプローチ」との決定的な違いであることが改めて浮き彫りになった。

4 まとめ ～これからの政治的アプローチの展望と課題～

本会の政治的アプローチは、5年以上の歳月を経て、一定程度時間をかけて比較的丁寧に議論がなされてきたと認識している。それは、SCS の内部における議論よりも、一層丁寧に進められてきた。

ほとんどの社会福祉士が、法律・制度で定められた事業で働いている限り、私たちの身分保障を実現するためには、政策に対する働きかけが不可欠となることは言うまでもない。そして、今ある法律等を変えたり、新たに創出する働きかけを行うためには、行政機関のみならず、政治的アプローチが求められることも自明の理である。私たちは、好むと好まざるとにかかわらず、政治とは無縁ではいられないという1つの事実を改めて認識しておく必要がある。

他方で、私たちの意見の必要度が高ければ高いほど、それを実現させるためには、議員連盟への協力も強化していく必要が生じている現実もある。そのためには、事務局機能の強化も不可欠となる。そして、もう1つのより本質的な課題は、選挙に係る政治活動への関与のあり方についてである。これまで述べたように、このような政治活動を本会は担うことができないし、また、すべきではない。本会は公益社団法人であり、都道府県社会福祉士会に所属する約4万人の会員にも多様な政治信条があるからだ。

SCS や本会による政治的アプローチは、このようなある種のジレンマに陥っているのではないかと思われる。繰り返しをいとわずに言えば、それは、私たちの主張を実現することの必要性がある一方で、そのために行うべき議員に対する働きかけには限界点があるという実態にある。

事務局機能の強化と議員に対する働きかけの強化、この2つの課題を克服するためには、新たに政治連盟の設立等の検討が必要になるかもしれないが、その議論は、2022年度現在、SCS においても公式には進められていない。

第6節 「こども家庭ソーシャルワーカー」 認定資格に関わる経過について

1 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告書に関連して

2015年9月17日、6団体（日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉学会）は、「『児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告』に関する提案及び依頼」を連名で厚生労働大臣に提出し、同年11月25日、上記の6団体に日本医療社会福祉協会を加えた7団体は「『新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案』についての要望」を厚生労働大臣に提出した。

この提案・要望の趣旨は「児童福祉司の専門性の向上が必要であることは認識している。そのための方法として、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらのソーシャルワーカー資格の所持を児童福祉司の任用要件とすべきである」という有資格者の児童相談所への必置を求めたものである。

児童福祉司の任用資格は複数あるが、社会福祉士、精神保健福祉士の占める割合はこの段階で40%程度であった。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」は、子ども家庭福祉の体系の再構築が急務であるという問題意識のもと、【全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有する、とともにその自立が保障されるべきである】という「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書（2015年8月28日）」の理念の実現のための方針を検討するべく設置されたものである。

この「新たな子ども家庭のあり方に関する専門委員会」で取りまとめられた報告書（2016年3月、以下、「平成28年報告書」という）の理念は、「日本は国連の子どもの条約を批准しており、その権利保障を基礎とし、そのための子ども家庭への権利支援が必要であることを明確にすべきである」であり、その課題は「子ども

を権利の主体とする」「子どもの最善の利益を優先とする」「体罰など子どもの心身への侵害のある罰を禁止する。特にしつけを理由として、必要な範囲を超えて子どもを懲戒してはならないことを明確にする」「子どもは安全で安定した家庭で養育を受けることができる」「家庭において適切な養育を受けることができないときは、里親やファミリーホーム等の家庭における養育環境と同様の家庭環境において継続的に養育を受けることができる」「子どもが意見を表明する権利を有する」「発達連続性を基本にした支援の連続性を保証する」であると示している。

目標として「1 子どもの権利の明確な位置づけ」「2 家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化」「3 国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化」「4 基礎自治体（市区町村）の基盤強化と地域における支援機能の拡大」「5 各関係機関の役割の明確化と機能強化」「6 子どもへの適切なケアの保障」「7 継続的な支援と自立の保障」「8 司法関与と法的・制度的枠組みの強化」「9 職員の専門性の確保・向上と配置数の増加」を柱とした。

2 児童福祉法等の一部を改正する法律 （平成28年法律第63号）

平成28年報告書に基づき、2016年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下、「平成28年改正法」という）が全会一致で成立した。

この平成28年改正法附則第2条第3項に「政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、（中略）要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められ、引き続き検討を進めていくこととされた。

さらに2017年8月、「平成28年改正法」に基づく新たなビジョンを提示するため、「新しい社会的養育

ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会)が取りまとめられたが、ここでも「人材育成、専門性の向上、資格化の可能性をはじめ、児童相談所の機能分化、里親保護の優先、養子縁組の積極的な取り組み等」について提言された。

3 児童相談所の専門性への疑義が決定的になった子ども虐待死事件の発生と新しい国家資格の必要性の議論

このように子どもの権利中心の施策を検討する経過のなかで、2018年3月に5歳の女兒が虐待により死亡する事件が発生した。これは、ある日突然発生した虐待死事件ではなく、転入前の自治体においては児童相談所をはじめ複数の機関が直接関わっており、転入後の自治体の児童相談所は二度家庭訪問をしたが保護者に拒否されて子どもには会えず、ほぼ放置の状態ですぐに1か月後に死亡したという状況であった。この事案についてマスコミなどから、双方の児童相談所の対応のまずさを指摘され、その渦中において児童相談所の児童福祉司の専門性に関する内容が社会的な議論の大きなテーマとなった。

4 国家資格創設に対しての反対の意思表示

2018年7月5日、日本ソーシャルワーカー連盟(以下、「JFSW」という)と日本ソーシャルワーク教育学校連盟(以下、「ソ教連」という)は連名で「児童福祉に関する国家資格を創設するという報道についての声明」を発表し、新たな国家資格の創設に反対であるとの意思を示した。また、声明では「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格者の配置が不十分であるので、積極的に活用しソーシャルワーク専門資格の所持を児童福祉司の任用要件とすべきである」という主張を行った。

同年7月20日「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)が取りまとめられた。

同年10月「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例に関する専門委員会)において、3月の事例の検証が行われ、国への提言がまとめられた。

これを受けて社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会のもとに、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」が設置され、同年9月から12月まで開催さ

れた。

同年12月5日、JFSWとソ教連は連名で「児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見」を、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループの山縣座長宛に提出した。

5 さらに追い打ちをかけるような子ども虐待死事件が発生

2019年1月、児童相談所や要保護児童対策地域協議会が関わっていながら、小4女兒(当時10歳)が死亡する事件が発生した。この事例では要保護児童対策地域協議会が属している各機関の連携ができておらず、また対応において個別にアセスメントを行い、リスクの共有ができていないという状況が指摘された。さらに、一時保護した児童相談所もアセスメントができておらず、父親の恫喝に振り回されるような状況にあった。追い打ちをかけるように、女兒が虐待を受けていることを学校に訴えたアンケートを渡せという父親の要求に対して、教育委員会がアンケートのコピーを父親に渡すなどといったあるまじき行為も発覚し、地域関係者の子どもを守る姿勢と知識の欠如が、国家資格の必要性に結びつけられるような様相を呈した。

6 国家資格制度創設反対の活動

2019年3月25日「児童福祉司の質の確保及び向上に関する提案」をソーシャルケアサービス研究協議会(構成16団体)が作成し、小冊子として関係者に配付された。

要旨は「一部の児童相談所における重大な過誤をすべての社会福祉士、精神保健福祉士の質の評価に結び付けられることは認められない。児童福祉司の国家資格化制度の創設に反対である。児童福祉司の任用資格である社会福祉士、精神保健福祉士の任用の割合が40%台程度であるので、まずは専門職の採用を進めるべきである。また、公務員としての異動も専門職であることを配慮した福祉専門職人事検討が必要である。既存の国家資格の上に子ども虐待ソーシャルワークの専門科目を履修する教育課程制度の検討が考えられる」というもので、国家資格創設に対して、社会福祉士等の任用拡大と、既存の国家資格を基盤に研修を上乗せする提案をした。

さらにJFSWとソ教連で、3月から5月にかけて

児童福祉司の制度的任用に向けた署名活動を行い、6月17日に国会に「4万4,289名署名の請願書」を提出した。

7 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」との連携

2019年6月6日に設立された「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」（会長：田村憲久衆議院議員）において、子ども家庭分野における社会福祉士、精神保健福祉士の活用に向けて、以下の通り、総会、勉強会が開催された。

- ① 2021年4月20日第4回総会において「児童虐待に対するソーシャルワーカー養成の現状と展望」（第1回勉強会）及び同年6月3日「ソーシャルワークの活用による子ども虐待防止」（第2回勉強会）を開催
- ② 2021年12月7日第5回総会において「ソーシャルワークの活用による子ども虐待防止」勉強会を開催
- ③ 2022年4月25日第6回総会において勉強会「児童虐待におけるソーシャルワーカーの役割～虐待発見から家庭復帰まで～」を開催
- ④ 2022年12月21日第7回総会において「福祉専門職の在り方～社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の現状と課題～」を開催

田村会長は、この第7回総会において、開催趣旨について説明したうえで、児童福祉の新しい認定資格の制度化に関する今般の議論にも触れ、子どもを守るため、養成課程を含めた関係者の協力が欠かせないと強調した。

8 「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質向上策に関するワーキンググループ」発足

2019年9月10日より、社会保障審議会児童部会「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質向上策に関するワーキンググループ」が開催され、本会からは栗原副会長が委員として参加した。

そこで行われたのは、子ども虐待に関わる専門職の各関係機関等の研修についてどのような内容が必要か、どのレベルの職員を対象にするか等の議論であった。そのなかで、対象となる職員について、当初の児童相談所、市区町村要保護児童対策地域協議会の調整担当職員等から対象を拡げ、児童福祉施設職員で相談に

関わっている者も対象としていく方向になっていった。

特に資格のあり方に関しては活発な議論が行われ、国家資格創設については「6年制大学で養成」「大学院クラスのみ対象」「社会福祉士、精神保健福祉士養成課程の共通科目を同様にしてその上に子ども家庭専門科目を取得して第3の国家資格制度を創設」等の意見が出た一方で、「現任者にとっては法定研修でさえ大変なのに、新しい資格養成をどう行うのか」「スクールソーシャルワーカー養成課程のように社会福祉士、または精神保健福祉士養成課程に上乘せするような制度の応用もある」等の国家資格ではなく認定資格として創設すべきとの意見もあった。

2021年2月2日の最終的な取りまとめは、「新たな国家資格と既存の資格を有する現任者向けの認定資格」の両方に言及する両論併記となった。また、養成教育課程については別途検討を行うこととなった。

この報告を受けて、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会は、国家資格案と認定資格案の資格制度について検討を行うこととなった。

同年6月29日、社会的養育専門委員会は日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、ソ教連の代表者にWebでヒアリングを行った。この場で各代表は、「国家資格制度創設の必要性はなく、上乘せ研修で実際の現場に対応できる。問題はそのカリキュラム内容や制度の運用である」と主張した。

9 認定資格の創設方針決定

2022年2月3日、第41回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、子ども家庭福祉分野の資格について、社会人ルートのみ実施する「認定資格」を創設する方針が決定した。

従来の協議のなかにあった社会福祉士、精神保健福祉士の養成教育機関における認定資格については今後の検討課題となり、既存の有資格者や現任者が、一定の研修・試験を経て取得する認定資格として実施することになった。

対象は以下の3ルートである。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士で相談援助実務経験2年
 - ② 子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験4年＋ソーシャルワークに関する研修の受講
 - ③ 保育士で実務経験（相談援助等を含む）4年＋ソーシャルワークに関する研修の受講
- 上記3ルートから100時間程度の「子ども家庭福祉

指定研修」を経て試験を実施し、その合格者を「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」（最終的には「子ども家庭ソーシャルワーカー」に名称変更）と認定する制度となった。

10 JFSW 主催の子ども虐待防止の研修実施について

2021年、JFSWでは子ども家庭福祉に関する研修開発プロジェクトチームが発足し、「すべてのソーシャルワーカーが、子ども虐待の知識を深めることによって早期発見・早期対応に寄与できる」という考えのもと、子ども家庭福祉に関する研修の検討・実施を行った。

2021年3月には、2日間のWebプログラムで「子ども虐待の予防と対応研修（共通プログラム）」を開催し、146名の参加があった。

同年9月には4日間のWebプログラムで「子ども虐待の予防と対応研修（専門プログラム）」を開催し、95名の参加があった。

2022年11月には、2日間のWebプログラムで「子ども家庭福祉研修～重層的支援体制とヤングケアラーを取り巻く現状から『子どもの権利擁護』を考える～」を開催し、71名の参加があった。

11 認定資格制度の検討～検討会とワーキンググループの設置～

2022年7月28日から、子ども家庭局による「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」が開催された。

検討会設置の趣旨は次の通りである。

2022年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、児童福祉司の任用に係る要件として、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものが追加されることとした。

また、この新たに児童福祉司の任用要件に位置づけられる内閣府令で定めるものに関し、令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（2022年2月10日公表）においては、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定資格の取得者としてとされているこの認定資格について、取得のために受

講すべき研修の課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」を開催した。

2022年8月31日からは上記の検討会に「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」が設置され、本会から田村満子アドバイザーがワーキンググループのメンバーとして参加した。

2023年3月29日に検討会・ワーキンググループの取りまとめが報告（提言）された。

内容は、

- ① 認定資格の取得対象者
 - ② 子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性
 - ③ 子ども家庭福祉に関わる研修及びソーシャルワークに関わる研修の受講方法
 - ④ 認定資格の研修課程（カリキュラム）
 - ⑤ 試験のあり方
 - ⑥ その他（認定資格取得者の名称、資格取得のインセンティブ、認定資格の今後のあり方等）
- について具体的な方向性が示された。

また、「国においてはこの提言内容に基づき、当該認定資格の研修の認定や試験、登録等を行う認定機関の基準について、安定的な制度運用がなされるよう、法令や通知等の整備を進めるべきである。なお、本提言内容に基づく認定資格の運用については、制度の施行状況等を鑑み、必要な見直しを検討すべきである」とされた。

さらに、「本とりまとめでは言及していない、認定機関における講習、試験、登録に関する詳細な事項や、令和6年4月からの施行後の運用面に関する詳細な変更等については、認定機関において、必要に応じて所管省庁と協議の上、適切に運用すべきである」とあり、運用と同時に見直しも並行して行われることが示された。

12 今後について

上記で取りまとめられた内容を踏まえ、本会は子ども家庭ソーシャルワーカーに関する研修の認定、試験、登録を行う機関の受託を目指し、ソーシャルワーカー養成団体、職能団体と必要な事柄について密な連絡・連携をとるとともに、認定資格制度の創設について積極的に関与していくことが望まれる。

第7節 ソーシャルワーカー関係団体との連携 ～日本ソーシャルワーカー連盟の動き～

1 日本ソーシャルワーカー連盟の設立

(1) 設立の経緯

1958年に第9回国際社会福祉会議及び国際ソーシャルワーカー連盟（以下、「IFSW」という）総会が東京都内で開催され、各国から日本にソーシャルワーク専門職の組織を設立することが要請され、1960年に日本ソーシャルワーカー協会が発足した。そして、1984年、国際社会福祉会議での要請を受けて、日本ソーシャルワーカー協会がIFSWに加入した。その後、1996年に日本社会福祉士会はIFSWへの加入の意向を表明し、社会福祉専門職連絡会に加入していた日本精神保健福祉士協会と日本医療社会事業協会（現在の日本医療ソーシャルワーカー協会）も含めての加入を協議、1997年、日本ソーシャルワーカー協会に日本社会福祉士会と日本医療社会事業協会を加えた「国際ソーシャルワーカー連盟加盟のための日本国調整団体」を設立、「国際ソーシャルワーカー連盟加盟のための日本国調整団体約定書」を策定し、1998年7月1日、イスラエルでのIFSW総会で加入が承認された。2002年には、日本精神保健福祉士協会の合同加盟が承認されたことを受け、「社会福祉専門職連絡会」と「国際ソーシャルワーカー連盟加盟のための日本国調整団体」を改組し、社会福祉専門職団体協議会を設立した。

そして、2016年12月に日本ソーシャルワーカー連盟への名称変更等（会則の変更）を承認、2017年4月1日に日本ソーシャルワーカー連盟（以下、「JFSW」という）に移行した。

(2) 活動内容

活動内容は次の通りである。

① 組織運営

・代表者会議の開催

2か月に1回、構成4団体（公益社団法人日本社

会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会）の代表者が参集し、情報交換や共同事業の企画等を行っている。

・委員会活動

国際委員会、ハート相談センター運営委員会、倫理綱領委員会（2018～2020年度）、ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクト（2018～2020年度）、子ども家庭福祉研修プログラム作成プロジェクト（2020～2022年度）を設置し、活動している。国際委員会及びハート相談センター運営委員会は常設の委員会である。一方、倫理綱領委員会は倫理綱領改定のために立ち上げた委員会（第8節参照）、ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクトは加盟4団体の今後のあり方について検討することを目的に立ち上げたプロジェクト、子ども家庭福祉に関する研修開発プロジェクトは子ども家庭福祉の現場を応援できるソーシャルワーカーを増やすことを目的に立ち上げたプロジェクトである（第6節参照）。ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクトについては後述する。

② 普及啓発

社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカーの活動を推進・普及する活動としてソーシャルワーカーデーを全国で実施している。

③ 制度・政策への見解等

制度・政策への見解等を随時、発出している。

④ 国際連携

国際委員会委員及び構成4団体の代表者がIFSW総会、世界会議並びに地域会議に出席している。世界ソーシャルワークデー記念企画を開催している。

2 「ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクト」の設置

(1) ソーシャルワーカー関係団体のあり方について

2017年8月の第3回代表者会議で、日本社会福祉士会より「ソーシャルワーカー関係団体のあり方について」が議案として提出され（参考1）、本件の検討と各団体の状況について意見交換を行うことになった。

(2) プロジェクト会議の立ち上げ

会員団体から2名の代表者（会長等）が参加し、代表者会議とは別に「ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクト」を立ち上げることで、事務局を日本医療社会福祉協会（現在の日本医療ソーシャルワーカー協会）が担当することになった（参考2）。

(3) プロジェクト会議の内容及び総括

本プロジェクト会議は、2018年7月から2020年6月まで、合計10回開催された。

第1回会議では、歴史を振り返った。ソーシャルワーカー関係4団体と一口に言うものの、現実には、資格制度、会員組織、財政規模、活動内容、事務局組織、歴史経過など個別の基盤と事情を有しており、異なる要素も大きいことが確認された。提案された理念としての「社会福祉士、精神保健福祉士はソーシャルワーク専門職である」「ソーシャルワーク専門職として共通のアイデンティティを確立する」「組織統合と資格一本化により発言力と組織力を強化する」ことに対しては全員が総論賛成であるものの、各論に入ると立場の違いによる意見が出された。

議論を重ねた結果、立場の違いを乗り越えて、以下の事項を確認した。

目的は、人々の権利擁護と社会福祉の増進とする。

- ① 将来のあり方を確認してお互いの違いを認めて大同団結をする。
- ② 国民にわかりやすいソーシャルワーカーを目指す。
- ③ 各団体の会員相互にソーシャルワーカーとしての共通意識をもたせるための共同開催事業を展開する。

第2回会議以降は、第1回会議で確認した目標に向けた実践活動として、以下の共同開催事業を企画して、各団体での協議を経て取り組んだ。

- ① 児童虐待防止への取り組みとして緊急企画「子ども家庭福祉に関わる「ソーシャルワーク」について考える」（2019年10月6日）の開催。
- ② 全国大会の共同化
2021年度から構成4団体の全国大会へ団体代表者等が参加、各団体会員の「会員価格」での参加、各大会でのシンポジウム開催を検討。
- ③ 事務所の共同化

会議を重ねるなかで共同開催事業①及び②については、通常の「代表者会議」で企画検討が可能であること、③「事務所の共同化」については、2019年春に日本社会福祉士会の事務所があるビルの3階が空くこととなり、「共同化」が現実的になることにより、理念として統合の必要性は理解されたものの、家賃負担や、空間の独立性の問題、統合化への流れが加速化することへの懸念等が表面化した。

第8回会議で、当面4団体は連合体として共同事業をさらに増やし、相互の会員が理解を深める方向が確認され、第9回会議で「あり方プロジェクト会議」は、2020年4月10日の第10回会議を最終回とし、その成果、提案内容等を代表者会議に引き継ぐことが決定された。

(4) 覚書の作成と締結

本プロジェクト活動の総括を行い、成果の1つとして「覚書」を作成したが、4団体の合意には至らなかった。

改めて、組織個別の基盤と事情の難しさを痛感するとともに、引き続き、構成4団体の共同事業等の連携強化、JFSWの連携強化に取り組むことになった。

(5) 全国大会への会員相互参加、共同活動の実施

2021年度に構成4団体の全国大会への会員相互参加を実施、2022年度は共同活動として構成4団体の代表が登壇してシンポジウムを開催した。

【参考1】

ソーシャルワーカー関係団体のあり方について

日本社会福祉士会では、JFSW 構成団体の連携を深め、最終的には統合を目指していくことについて JFSW 構成団体へ発議することを機関決定しました。各団体におかれましては、本会の提案について団体内でもご協議いただき、賛同可否について機関決定いただければと思います。

1 統合の理念について

- ・地域共生社会の実現に向けてソーシャルワークの機能がさまざまな領域で求められ、ソーシャルワーカーが必要とされている。
- ・私たちは、分野横断的な知識・技術を有するソーシャルワーク専門職であり、倫理綱領を基盤としたソーシャルワーク実践を通して、人々の生活を支えるのである。
- ・そして、地域住民の活動をはじめとして、あらゆる場面でソーシャルワークの機能が拡大される中で、あらためてソーシャルワークの中核を担う専門職として、リーダーであることの自覚と実践が不可欠である。
- ・共通の価値（倫理綱領）を有しソーシャルワーク専門職としての国家資格を有する専門職団体が、あらゆる利害関係を乗り越え団結することは、ソーシャルワーク専門職としての位置づけを確固たるものに足らしめる。
- ・今こそ、人々の福祉向上を図るべく、また、期待に応えられるよう、地域共生社会の実現に向かって、相互に認め合うソーシャルワーク専門職として共通のアイデンティティを確立することが統合の理念である。

2 統合の指針・ビジョン・スケジュール

- ・日本レベルと県レベルが同時並行的に統合に向けた活動を推進する。
- ・各県レベルの歴史的背景を考慮し、統合のスピードは各都道府県の各会の状況を尊重する。
- ・団体統合は4団体同時ではなく、各団体の状況に応じて進める。
- ・統合は段階的に行う。

<イメージ>

第1段階 事業連携・協働の推進

第2段階 事務所の共有

第3段階 法人の統合・事務局の統合

第4段階 2つの国家資格の養成課程の見直し（共通化等）、資格の統合

- ・日本レベル、県レベルとも第1段階は速やかに促進する。第2段階は各団体との合意形成の状況を見つつ、日本社会福祉士会の場合、第3期中期計画への位置づけを検討する。

3 統合によって結果的に期待される効果

ソーシャルワークに関する発言力の強化や研修等の事業の強化、事務局機能の効率化、会員の一元化（会費の一元化）による合理化、等が期待される。

4 各団体でご検討いただきたいこと

- (1) 統合の理念について賛同できるかどうか
- (2) 統合の指針・ビジョン・スケジュールについて賛同できるかどうか
- (3) (1) 及び (2) が賛同できる場合、県の団体へ方針を伝達できるかどうか

【参考2】

ソーシャルワーカー関係団体のあり方検討プロジェクト会議参加者名簿
(役職は当時のもの)

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

川上正夫 (副会長)

高石 豪 (常任理事)

公益社団法人日本社会福祉士会

西島善久 (会長)

中島康晴 (副会長)

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

柏木一恵 (会長)

木太直人 (常務理事)

公益社団法人日本医療社会福祉協会

早坂由美子 (会長)

坪田まほ (業務執行理事・事務局長)

3 子ども家庭福祉分野における新たな国家資格創設への対応

この件に関する本会の取り組みについては第6節で詳述しているが、JFSWでも代表者会議や子ども家庭福祉研修プログラム作成プロジェクトで協議を重ね、4団体が連携して活動を行った。

(1) 記者会見の実施

2021年2月24日厚生労働省記者クラブで、JFSWとして、田村憲久厚生労働大臣(当時)に対して、「新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士を基盤とし、その上に子ども・家庭に関する内容を上乗せ・強化した認定を行う仕組みにするべきという趣旨の「要望書」を提出したことについて記者会見を行った。

(2) 社会保障審議会への参画

2019年に社会保障審議会児童部会に設置された「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」に日本社会福祉士会(栗原直樹副会長(当時))、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会のメンバーが委員として参画し、新たな国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士、精神保健福祉

士を基盤とし、子ども家庭分野に関する知識を上乗せする認定資格について提案を行った。

また、2022年に社会保障審議会児童部会に設置された「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」に日本社会福祉士会(田村満子アドバイザー)、日本精神保健福祉士協会のメンバーが委員として参画し、子ども家庭福祉やソーシャルワークに関わる研修カリキュラムの内容等について提案を行った。

4 今後の展開

(1) 日本医療ソーシャルワーカー協会との事務所移転プロジェクト会議の実施

「ソーシャルワーカー関係団体のあり方」に関する検討経緯と覚書の経緯については、記載の通りであるが、将来構想として組織統合(団体結合)、資格統合(社会福祉士、精神保健福祉士)を目指すものとして、現在、本会は日本医療ソーシャルワーカー協会と事務所の共有に向け、双方の会長・副会長・事務局長などをメンバーとするプロジェクト会議を立ち上げ、協議を進めている。また、その前段階である両会の共同事業のより一層の充実・強化に向け、研修担当者による協議も始まっている。

(2) 日本ソーシャルワークセンターの設立

2024年度より始まるこども家庭ソーシャルワーカー資格の認定に向け、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会の共同により、新たな認定機関として「日本ソーシャルワークセンター」を2023年6月1日に設立した。

(3) ソーシャルワーカー関係団体のより一層の連携強化に向けて

現代社会においては、さまざまな福祉課題があり、それらが複雑化・複合化している。誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、ソーシャルワークへの期待が日々高まっており、国の骨太方針や政府与党のマニフェストにも登場するようになった。

私たちは、ソーシャルワークの普及・拡充とソーシャルワーカーの社会的地位の向上に向け、ソーシャルワーク関係団体の連携強化を進めるとともに、より強固なものとするため、今後のあり方について引き続き検討を進めていく必要がある。

第8節 倫理綱領・行動規範

1 倫理綱領改定の経緯と社会福祉専門職団体協議会倫理綱領委員会の発足

2014年7月に開催された国際ソーシャルワーカー連盟（以下、「IFSW」という）総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟（以下、「IASSW」という）総会において、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（Global Definition of the Social Work Profession）が採択された。これに伴い、社会福祉専門職団体協議会（現：日本ソーシャルワーカー連盟（以下、「JFSW」という）。以下同様）において、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改定に向けた機運が高まり、2018年5月から改定作業の取り組みがスタートした。

＜参考：ソーシャルワーク専門職のグローバル定義＞

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

2018年2月2日、JFSW代表者会議において、2005年に採択された倫理綱領（2000年のIFSW「ソーシャルワークの定義」に基づく倫理綱領）の改定を行うことが正式に承認され、「JFSW倫理綱領委員会」（以下、「本委員会」という）が発足し、それぞれの団体から委員を出すことを確認した。メンバーは次の通りである。

＜JFSW倫理綱領委員会のメンバー＞

公益社団法人日本社会福祉士会

西島善久、中田雅章、前嶋弘

公益社団法人日本医療社会福祉協会（現 日本医療ソーシャルワーカー協会）

早坂由美子、小原真知子、上田まゆら

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

柏木一恵、木太直人、岡本秀行、岩本操

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

岡本民夫、保良昌徳（委員長）、松永千恵子

2 新倫理綱領採択までのプロセス

本委員会は、平日の夜を中心に概ね1か月に1回のペースで本会事務局において開催され、活発な意見が飛び交い、熱い議論が展開された。2018年12月18日の委員会には、IFSWのローリー事務局長をお招きし、ソーシャルワークを取り巻く世界的な情勢や、倫理綱領改定に関する大変貴重なご意見をいただいた。また、本委員会の開催にあたり、本会の倫理綱領に関する考え方を整理するために、「倫理綱領改定作業プロジェクトチーム（以下、「本プロジェクト」という。現：倫理綱領・行動規範伝達研修プロジェクトチーム）」を発足させ、こちらも概ね1か月に1回のペースで会議を行った。特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が2019年にまん延し始めたと同時に、対面での本委員会や倫理綱領改定作業プロジェクトチームが開催できなくなり、Zoomを用いたオンライン開催を余儀なくされた。

本委員会並びに倫理綱領改定作業プロジェクトチームの検討作業にあたっては、2014年7月にIFSW総会で採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を基本に、「アジア太平洋地域における展開」、「日本における展開」を視野に入れ、2018年7月に改定されたIFSW／IASSWの倫理（倫理原則に関する

グローバルソーシャルワークの声明)との整合性について検証し、パブリックコメントによる各団体の会員や関係者からの意見・提案等を取り入れて検討した。

なお、パブリックコメントについては、2019年5～7月にかけてJFSW所属の各団体を通じてそれぞれの所属会員や関係者に意見・提案等を募集した。その結果、合計244のコメントが寄せられた。寄せられたコメントを各団体で分担(本会は主に「社会に対する倫理責任」を担当)し、回答案の作成と採用の可否について検討したうえで、本委員会では協議を行った。

2020年5月15日には、本委員会をWeb会議形式で行い、すべての作業が完了し、その後、本委員会(委員長:保良昌徳)の名のもとに、2020年6月2日のJFSW代表者会議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(成文)として報告、承認された。それを受け、各団体の総会において承認されることとなった。各団体の承認日は以下の通りである。

<各団体の承認日>

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年6月30日

公益社団法人日本医療社会福祉協会(現:日本医療ソーシャルワーカー協会)

2020年10月18日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

2020年6月21日

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

2020年8月3日

なお、今回の倫理綱領の改定にあたって参考にした点は、以下の通りである。

- ・「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」
- ・IFSW/IASSWによる「倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明」
- ※2018年7月にアイルランドのダブリンで開催されたIFSW/IASSW総会で承認
- ・社会環境の変化に伴うソーシャルワーク専門職の役割の多様化

3 新行動規範採択までのプロセス

本会で2020年6月30日に、新たな倫理綱領(本委員会では「ソーシャルワーカーの倫理綱領」として作

成したが、本会では「社会福祉士の倫理綱領」とした)が採択されたことに伴い、本会独自の「社会福祉士の行動規範」の改定に着手することになり、引き続き本プロジェクトが担当することになった。

本プロジェクトとして、社会福祉士の行動規範の作成作業に着手する時期においては、既に新型コロナウイルス感染症が本格的な流行期に入っていたことから、対面での会議ではなく、Zoomを用いたオンラインでの開催を余儀なくされた。本プロジェクトでは、2020年度末の本会総会での採択を目標にしていたため、急ピッチで作業を進め、ほぼ毎週平日の夜間や休日の早朝などに活発な意見交換を行い、時には議論が夜中にまで及ぶこともあった。また、議論の進捗については、その都度本会理事会に報告がなされ、理事をはじめとする関係者の意見をいただきながら適宜修正作業を行った。

具体的なプロセスとしては、以下の通りである。

2020年11月21日	理事会(本プロジェクトから行動規範(案)を提示)
2020年11月29日	理事からの意見募集期日
2020年11月30日	本プロジェクト会議(見直し検討)
2020年12月1日	行動規範(修正案)を理事メンバーリストへ報告
2020年12月上旬	都道府県社会福祉士会へ行動規範(修正案)を提示、意見募集開始
2021年1月上旬	都道府県社会福祉士会からの意見募集締切 本プロジェクト会議(都道府県社会福祉士会からの意見を検討)
2021年1月16日	理事会(都道府県社会福祉士会からの意見報告及び意見を踏まえた修正案協議)
2021年2月6日	理事会(行動規範の承認)

以上のようなプロセスを踏まえて、2021年3月20日の本会総会において、新しい「社会福祉士の行動規範」が採択された。

新しい「社会福祉士の倫理綱領」・「社会福祉士の行動規範」がともに採択されたことを受け、本会では、新たな倫理綱領・行動規範の普及啓発を目的として、中央法規出版より『改訂社会福祉士の倫理——倫理綱

領実践ガイドブック』（2009年発行）の改訂を行うこととなり、本プロジェクトにおいて、改定された倫理綱領・行動規範をベースとした新たなガイドブックの執筆作業を行うこととなった。

執筆作業を行うにあたっては、編集会議を Zoom を用いたオンラインで行い、「できるだけ読み手に倫理綱領を身近に感じてもらいたい」というプロジェクトメンバーの強い思いから、単なるガイドブックというよりは、読み物として柔らかくわかりやすい文章とすることを心がけた。具体的には、原則論のみならず、「倫理綱領や行動規範にはこう書いてあるけど、実際の現場ではこうだね」というような実際に起こり得る事例を多く盛り込むようにし、現任の社会福祉士はもちろんのこと、これから社会福祉士を目指す学生などの必携書として、またソーシャルワーク実践の拠りどころとして『三訂 社会福祉士の倫理——倫理綱領実践ガイドブック』（中央法規出版）を出版するに至った。

さらに、新たな倫理綱領・行動規範の普及啓発に向けて、全国の社会福祉士への理解の促進を図るべく、2021年8月15日には、都道府県社会福祉士会で行っていただく「倫理綱領・行動規範伝達研修」のための講師養成研修のパイロット研修として「社会福祉士の倫理綱領・行動規範の伝達に向けた試行研修」を本会主催で開催した。その後、研修参加者からのフィードバックをもとに、研修プログラムや講義要綱等を見直し、2022年12月25日に本会主催で「倫理綱領・行動規範伝達研修講師養成研修」を開催した。

また、講師養成研修の研修教材の一環として、e-ラーニング教材を3本作成した。

今後も本会として各都道府県社会福祉士会と連携しながら、改定された「社会福祉士の倫理綱領」・「社会福祉士の行動規範」の普及促進を加速させ、社会の使命に応えるべく社会福祉士の質の向上に寄与していく所存である。

第9節 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 拡大に伴う本会の対応

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月初旬に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミックといわれる世界的な流行となった。2023年5月8日に感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に移行した。これにより、感染対策は「法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとしたもの」に変更された。具体的には、政府が一律に日常における基本的感染対策を求めることはなくなり、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなった。

本稿では、新型コロナウイルス感染症に関する3年にわたる本会の対応・取り組みについて時系列順に振り返る。

2 2019年度：流行初期

日本においても、2020年1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、2月25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発出された。本会においては、2月28日に都道府県社会福祉士会会長宛に「『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』を踏まえた本会の対応について」を発出した。主な対応は次の通りとした。①3月21日開催予定の臨時総会については、喫緊の議決事項がないことから中止とし、印刷手配をしていた議案資料集は郵送にて配布するとともに、当該議案は6月開催の通常総会の議案とする、②3月21日開催予定であった理事会も中止とし、主要な事項はメール審議を実施する、③3月中に開催する委員会・プロジェクト・研修は中止もしくは延期する、④事務局は当面の措置として3月14日まで時差出勤を導入する。

そして、3月11日には、開催予定であった全国大会（高知大会）を中止するという通知をした。2年かけて準備を行い、既に全国社会福祉士会会員の手元には開催要綱が届きつつあり、ホームページ上でも申込受付ができる段階まで整っていたが、断腸の思いで決定を下した。

また、社会福祉士の後見活動においては、今回のような非常時に必ずしも月1回の面談が実施できないこともあり、本人に不利益が生じないように関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図るとともに、後見人自身が感染者とならないよう、国、都道府県、市町村が発信する情報に十分留意しながら感染予防に努めることが必要であることから、3月24日付けで都道府県社会福祉士会会長宛に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う後見活動の配慮について（依頼）」を通知した。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本会並びに都道府県社会福祉士会においては、参集型による会議・研修の実施が困難な状況になり、中止・延期を余儀なくされた。また、基礎研修をはじめとしたさまざまな研修の実施に多大な影響を与える結果となった。しかしながら、本会は、「都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士の学びを止めてはならない」という強い姿勢を打ち出し、オンライン会議システム等を用いたオンライン研修の試みやeラーニングシステムを活用したオンデマンド型研修の実施について急ピッチで体制を整えていった。

3月31日には、都道府県社会福祉士会会長宛に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う生涯研修への対応について」という文書を発出した。主な内容については、以下の通りである。

- ・新型コロナウイルスの感染防止として、①換気の悪い密閉空間、②人が密集する場所、③密接した近距離での会話の「3つの密」を避けることによる感染対策を講じることを要請。

- ・基礎研修、成年後見人材育成研修、その他認証研修における本会としての方針を明示。
- ・認定社会福祉士認証・認定機構に講義部分におけるオンラインでの実施が可能となるよう要請することの報告。

3 2020年度：国内感染者増加、2回の緊急事態宣言発令

4月1日に、新型コロナウイルス感染症の拡大における、社会的弱者の生活課題と権利侵害に対しての社会福祉士の実践の姿勢を明らかにした「新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について」という声明を発出した。

4月13日から、官公庁の情報や社会福祉課題に関する情報（Web ニュース等）、日本社会福祉士会の情報を「新型コロナウイルス感染防止関連情報」として、ホームページにおいて新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を開始した。

4月理事会は、オンライン会議システムを使用しての初めての会議となった。5月以降の新型コロナウイルス感染症に関する対応として、協議の結果、以下の通り決定した。

- ① 7月の研修は延期もしくは中止とすること
- ② 5月の委員会はWeb（Zoom）で行うか中止とすること
- ③ 本会の研修に対する方針は、「会員の学びの機会を止めない」ことを重視し、できる限りe-ラーニングの活用やZoom等を活用した遠隔研修の展開を図ること
- ④ 委員会事業（委員会や研修会等）については、今年度中の会議及び演習について、集合形態で行うことができないことを想定したうえで事業計画を見直し、検討結果を理事会へ随時報告する。また、今まで通りの集合形態による会議や研修を行うための基準（感染拡大警戒地域がなくなった時など）を定めておくこと
- ⑤ 6月の通常総会は書面評決とする。自粛要請が落ち着いた段階で、臨時総会を開催する。なお、これとは別に、都道府県社会福祉士会とのコミュニケーションを増やすという観点から、Zoomを活用した報告や意見交換等の場を設定し試行すること
- ⑥ 本会が国等へ要望すべき事項について、委員会や都道府県社会福祉士会から意見を募ること

- ⑦ 事務局の開設時間（電話対応時間）は、テレワークや早出遅出を推進している期間中は、10：15から16：15までに短縮すること
- ⑧ ①～⑦の内容を都道府県社会福祉士会へ本会の方針として速やかに発信すること

また、理事メーリングリストで確認を進めていた「新型コロナウイルス感染拡大に伴う生涯研修への対応について（その2）～機構への照会結果について～」は承認され、早急に都道府県社会福祉士会へ発信することとした。そして、全国大会開催のために既に高知県社会福祉士会が支出した経費について、全額を本会が負担することを決定した。

4月27日に、新型コロナウイルス感染症による経済的影響への緊急経済対策の一施策として実施された特別定額給付金について、社会的弱者に対しても一律に給付されるように各自治体に対する注意喚起の徹底並びに申請及び支給方法等について配慮を要する人々への対応等への要望を目的とした「特別定額給付金の支給方法について（要望）」を総務省自治行政局長宛に提出した。

5月1日には、4月7日の緊急事態宣言を踏まえ、「新型コロナウイルス対策としての緊急事態宣言を踏まえた本会の今後の対応について」を発出した。具体的な内容については、以下の通りである。

- ① 委員会事業の計画・予算の見直し
- ② 「会員の学びの機会を止めない」ためのオンライン会議システムを使用した双方向性の講義や演習の開発を進める
- ③ 6月通常総会の開催を取りやめ、決議が必要な2019年度決算報告を書面による決議で行い、自粛要請が緩和した段階で臨時総会を開催する
- ④ 福祉現場で見られる課題を国へ伝え、権利侵害の潜在化・深刻化という課題の解決に向けた意見提案を行う
- ⑤ 本会のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する情報の一元化並びに情報発信に取り組む

5月理事会において、①「身近に相談できる場（断らない相談）」のシステム化、「3つの密」とソーシャルディスタンスとの包括的な支援体制の構築に関するガイドライン作成、社会福祉士が安心して社会的課題に対応できる保証と「特別手当」の支給についての厚

生労働大臣宛の要望書「新型コロナウイルス感染症防止に伴う社会的課題への対応について」の提出、②遠隔研修の展開を図ること、③各委員会の事業見直し、③都道府県社会福祉士会とのコミュニケーションを増やすこと、④集合形態による会議や研修を行うための基準について協議がなされ、①については、厚生労働大臣へ提出するとともに、都道府県社会福祉士会に第一次補正予算に関連して、介護サービス事業所に従事する社会福祉士に対する「特別手当」について都道府県等へ働きかけを依頼、②については、「遠隔研修の受講費は、固定費プラス変動費（講師謝金等）とし、固定費については生涯研修センター企画・運営委員会で算出方法を整理し理事メーリングリストで確認すること」、「遠隔研修で提供する内容（プログラム）は各委員会で個別検討を行うこと」が確認された。③については、地域包括ケア全国実践研究集会を開催しないこと及び本会の全委員会が横断して参加する「Zoom情報交換会」を2020年度事業とすることが承認された。④については、通常総会開催予定日であった6月20日に都道府県社会福祉士会とZoomによる報告や意見交換の場を設けることが承認され、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での提言を踏まえるなど、継続的に検討していくこととなった。

また、2021年度の第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）の開催方法について協議の結果、①1,000人規模の集会の開催は困難なことが予想されるが、中止は避け、現地への参加定員の削減やWeb配信など、全国大会のあり方自体の見直しを検討すること、②検討は山形県社会福祉士会と本会で協働して行い、そのための話し合いの場をもつこと、③全国大会のあり方を見直しについては、6月20日に都道府県社会福祉士会へ報告することとなった。

6月理事会において、①第4回「虐待対応専門職チーム」経験交流会の実施時期の変更や開催方法を検討することなどの権利擁護推進あり方検討委員会の2020年度事業見直し、②2020年度司法福祉全国研究集会をZoomで開催すること、それに伴いテーマを変更したことなどのリーガル・ソーシャルワーク研究委員会の事業見直し、③スーパーバイザー養成研修をZoom等のWebを活用した方法に変更する方針で検討することなど、生涯研修センター企画・運営委員会の事業見直しが承認された。

6月4日に、小学校等登校再開後の配慮について、文部科学省初等中等局及び高等教育局宛に「登校再開

後の対応及び学生支援緊急給付金事業について（要望）」を、地域再犯防止モデル推進事業の翌年度の継続について、法務省大臣官房秘書課宛に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域再犯防止推進モデル事業の継続について（要望）」を提出した。

7月理事会において、①独立型社会福祉士名簿の有効期間（5年度間）内に更新要件を満たすことができない者が発生する可能性があるため、2020年度末で登録有効期限を迎える名簿登録者について、有効期間を1年度間延長すること、②独立型社会福祉士全国実践研究集会及び独立型社会福祉士研修はZoomを活用して開催すること、③未成年後見人養成研修を当初の2日間集合研修方式からZoomを用いた方式で開催することが承認された。

8月理事会において、①新型コロナウイルス感染拡大状況下での相談支援機能の維持または展開の要因等を明らかにすることを目的に都道府県社会福祉士会に所属する個人会員を対象とした「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査」を実施すること、②都道府県社会福祉士会が集合研修や会議等の実施をする際の判断基準や留意点を示すことが必要であるとの認識に立ち、どのような基準を設けるべきか協議し、集合研修開催の本会基準、研修会場の設定基準、研修運営における基準、受講者への連絡事項、研修開催中に感染症への感染が疑われる者が出た場合の対応を定めた「新型コロナウイルス感染症対策における集合研修及び会議等の開催について」が承認され、それを都道府県社会福祉士会に対して発出したこと、③10月に開催を予定している会長会議については、協議の結果、開催形式は全体での報告や討議を主とするが、Zoomのブレイクアウトルームを活用したグループ討議の設定を検討すること、報告事項及び協議事項は、都道府県社会福祉士会からの提案内容をもとに整理すること、都道府県社会福祉士会からのテーマ募集は、新型コロナウイルス感染防止対応等に係るテーマ募集を行うこと、都道府県社会福祉士会から提案されたテーマ内容を踏まえてグループ討議（ブレイクアウトルーム）を行うかどうかを含めてプログラムの検討を行うこと、テーマ募集締切は次回理事会の協議に間に合うよう設定すること、厚生労働省の講演は見送ること、プログラムは10月3日（土）の1日プログラム（午後）とすること、次回理事会でプログラムを確定し都道府県社会福祉士会へ連絡することが確認された。

また、2021年度の第29回日本社会福祉士会全国大

会・社会福祉士学会（山形大会）の開催方法については、山形県社会福祉士会より感染拡大防止の観点より、オンライン開催にしたいとの申し出があり、承認された。これにより、本会設立以来初の全国大会オンライン開催となった。

9月理事会において、「新型コロナウイルス感染症対策における集合研修及び会議等の開催におけるガイドライン」に、主催者側の感染対策として主催者、スタッフの体調管理やマスクなどの着用について加筆することを承認し、都道府県社会福祉士会へ提供した。

10月理事会において、本会並びに都道府県社会福祉士会において、Zoom 会議システム等を用いたオンライン研修が本格的に導入されるようになったことを受け、本会から都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士向けに Zoom の操作方法をまとめた「本会主催の研修を受講する際に使用していただく Zoom 操作方法（受講者用）」を、また都道府県社会福祉士会が Zoom ミーティングを活用した研修会を運営するにあたり、主催者が円滑に研修会を運営できるよう手順や留意点をまとめた「Zoom ミーティングを活用した研修会運営方法の手引き」をそれぞれ承認し、都道府県社会福祉士会へ提供した。

10月3日に開催した都道府県社会福祉士会会長会議において、コロナ禍における事業展開についてグループ討議をした。討議の内容については次の通りであった。

（財政面について）

- ・赤字という社会福祉士会、収支が均衡しているという社会福祉士会に分かれた。赤字という社会福祉士会は、受託している研修や独自の研修が開催できなくなったため収入減につながっているという共通点があった。収支がほぼ均衡している社会福祉士会は、収入は減っているが、研修等も開催しなくなったことにより講師謝金や旅費交通費などの支出も減っているという共通点があった。

（研修について）

- ・研修の開催については、中止にしている社会福祉士会、8月から開催している社会福祉士会などさまざまである。研修を開催している社会福祉士会は、Web と集合研修を組み合わせた開催にしている社会福祉士会もあれば、Web だけで開催している社会福祉士会もある。
- ・e-ラーニングを活用している社会福祉士会もあるが、負担金支払いの有無で活用の仕方に差がある。

研修における Web の活用は進んできているが、実習指導者養成研修などは、「現場感」を伝えることが必要であり、対面式の研修が望ましい部分もあるため、そこをどのように工夫していくかが課題である。

- ・研修を集合形式で開催する場合、ソーシャルディスタンスをとるために参加人数の倍の人数を収容できる会場借用が必要となった、これまで無料で借用していた会場が有料になったことなどにより財政が圧迫された、集合研修において発熱した受講者が出て対応に苦慮した、講師の所属機関から密になるところへ行かないようにという通達が出ているため研修運営に苦慮した、などという話もあった。
 - ・これまで会議や研修の参加には、旅費交通費等を気にしていたが、そういった心配もなくなり、Web を活用した会議や研修が広がることにより参加しやすくなるなど期待するところも大きい。
- （事務局体制について）

- ・事務局体制については、職員の時差出勤やテレワークを導入している社会福祉士会もあれば、通常どおり出勤して対応せざるを得ない社会福祉士会もある。テレワークを取り入れている社会福祉士会では Zoom 等のアカウントの割り振り管理など、テレワークを導入したことによる事務作業が増えているということであった。
- ・看護師資格をもっている会員を衛生管理委員として任命し、感染防止対策を行っている社会福祉士会もあった。
- ・感染症対策、Web 会議等を行うための諸手続き、Web 会議等の準備のための事務局負担は大きいという意見があった。
- ・事務局体制は縮小することができず、人件費の捻出について悩んでいる社会福祉士会が多いが、持続化給付金の活用をすすめるアドバイスがあった。

（総括）

財政面では、主な収入源が会費収入、委託事業収入、研修収入の3つに大別され、主な収入源により各社会福祉士会におけるコロナ禍の影響に違いがあった。コロナ禍の影響による財政状況の違いにより、各社会福祉士会が本会に求める要望にも違いがあり、本日の会長会議は各社会福祉士会の要望を聞く場になった。コロナ禍の影響で Web を活用した研修や会議を始めた社会福祉士会も多い。本会では

研修にeラーニング講座のメニューを増やしているが、Web等を活用した研修等では補えない部分もある。来年度、社会福祉士になる方々は現在、Webを多用した教育を受けていることが想定される。そういった方々が入会し研修等を受講する際に、Webを活用した研修の方法等やWebを活用した研修では実施できない部分をどのように補っていくのかというところは専門職として検討していく必要がある。事務局体制については、コロナ禍の影響により取り入れたりリモートワークや時差出勤等による新たな課題が発生した社会福祉士会も多い。しかし、コロナ禍の影響すべてをマイナスと捉えるのではなく、今日のグループ協議での意見等を今後の取り組みに活かしてほしい。今回のZoomを活用した会長会議では、集合形式の時には旅費交通費等の関係もあり1名のみの参加であった社会福祉士会からも複数名参加していただいたという状況もある。今後もWebを活用した会議や集合形式の会議等も活用して意見交換の場を設定し、連合体としてより良い会にしていきたいと考えているのでご協力をお願いしたい。

2月理事会において、8月理事会にて承認された「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する調査」について約120件の回答があり、そのうち5人の対象者からオンラインヒアリングを行うこと、3月に取りまとめを行い都道府県社会福祉士会メーリングリスト等で公表することの報告があった。

3月理事会において、「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する調査」中間まとめの概要及び地域包括ケア推進委員会ですらに分析した最終的まとめを公表する予定であることの報告があった。

4 2021年度：二度の緊急事態宣言発令、まん延防止等重点措置発令

4月理事会において、6月開催予定の第33回通常総会の開催方法については、協議の結果、新型コロナウイルス感染防止のため会場は本会事務局とZoom(Web会議室)とし、できるだけZoom出席の協力を依頼すること、現在確定している議案等及び通常総会終了後は、Zoomのブレイクアウトルームによるブロック会議(開催は任意)の場を提供することとなった。

7月3日、4日に初のオンラインによる開催となった第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学

会(山形大会)は、大きなトラブルなく無事に終えることができた。ただし、オンライン開催による費用の増大が生じたといった課題もあった。

7月理事会において、10月に開催される都道府県社会福祉士会会長会議はコロナ禍により、昨年と同様にプログラムを1日に短縮してZoomで開催されることが承認された。

10月理事会において、2022年度開催予定の第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(東京大会)について、参集・オンライン・オンデマンドのハイブリッド方式で開催する予算案が承認された。

オンライン研修は、離島等のアクセスが困難な地域に住む方や主婦や子育て中の方にとって気軽に参加できるといった点や、交通費等が削減できるといった点にメリットがある一方で、名刺交換ができないといったデメリットがある。そのような課題を受け、2021年10月に開催された全国生涯研修委員会において、都道府県社会福祉士会への支援の一環として、本会から「オンラインツールの説明と体験会」を実施し、名刺管理アプリ「Eight」を用いたオンライン名刺交換について話題提供を行った。また、オンライン研修における演習を行う際の便利なツールとして、Google Jamboard(オンラインホワイトボード)の紹介を、さらに、講師が会場に集まらない場合でも講師・事務局間で情報交換をリアルタイムに行うことができるGoogle スプレッドシートについての紹介も行った。

11月理事会において、2022年度の役員会議等について、総会及び都道府県社会福祉士会会長会議は集合、理事会及び委員会開催の半分はZoomを活用する、という方針について承認された。

なお、2021年度の理事会、総会はすべてオンラインによる開催(業務執行理事並びに事務局員は会場参集)であった。

5 2022年度：衰えない感染拡大、変異株の脅威

4月理事会において、6月開催予定の第34回通常総会の開催方法について、新型コロナウイルスの感染者数が高止まりである状況を踏まえ、2021年度と同様にオンライン会議システムを使用した方法で開催することを確認した。

5月に開催された全国生涯研修委員会において、4つの都道府県社会福祉士会からLINE・Slack・Chatwork・Google Classroomなど新たなツールを活用した先進的な取り組みについて発表していただき、

その後、都道府県社会福祉士会が抱えている課題について共有を図った。

6月理事会において、今年度の都道府県社会福祉士会会長会議は、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあるため、昨年と同様にプログラムを1日に短縮してZoomで開催されることが承認された。

7月2日、3日に行われた第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）は参集・オンライン・オンデマンドの3つの方式での開催という初の試みであったが、大きなトラブルなく無事に終わることができた。また、オンデマンドで学会のすべてを聞けるようにしたことの評価が高かった。

3月理事会において、全国大会コロナ禍特別費用積立を含む特定費用準備資金の積み立てが承認された。

2022年度の理事会、総会もすべてオンラインによ

る開催（業務執行理事並びに事務局員は会場参集）であった。

6 おわりに

未だ終息の時期が見えないパンデミックという状況のなか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う本会の対応・取り組みについて振り返ってみた。

会の活動を停滞させることがないように、また学びを止めることがないようにという姿勢のもと、特にパンデミック初期の2020年度は移動制限や行動制限の影響もあり、全国大会高知大会の開催中止という苦渋の決断もあったが、悩みながらも創意工夫して取り組んだことはご承知おきいただきたい。

◎コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究

1 はじめに

2020年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生し、大都市圏を中心に日本全国に感染症が広がっていった。

同年4月7日には政府から緊急事態宣言が発出され、国民に外出自粛が要請されるとともに、飲食店の時短営業要請や小中学校の臨時休業、テレワークの推奨といった対応がとられることとなった。

保育・介護・福祉機関においてはクライアントのサービス利用の必要性から事業所が閉鎖される等の措置はとらず、活動は継続していたが、感染者が発生した事業所では一時的にサービス提供を中止するほか、クライアントや家族が感染を危惧してサービス利用を控える等が起こってきた。

このようなコロナ禍の状況において、社会福祉士が、ソーシャルワーク実践を展開するうえで、自らが感染者または濃厚接触者になるリスク、クライアントまたはその家族等に対して感染させてしまうリスク、クラスターの発生等により自らが所属する機関の機能の一部または全部を停止させてしまうリスクなど、クライアントの生活と権利を護る立場でありながら、感染拡大の一因となってしまうかもしれないというジレンマに陥ることとなった。

人と会うこと、距離を近づけることが感染拡大につながるという事実と、人と会い、距離を近づけていくことが支援であるとすれば、相反するなかで、コロナ禍において増大するさまざまな生活課題の解決に向けて、どのような価値・倫理を優先するのか難しい判断と根拠が求められた。

そのため、本委員会では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の相談支援機能の維持または展開を可能とするソーシャルワーク実践のあり方を明らかにし、コロナ禍等における相談支援機能の維持または発展の要因を明らかにすることを目的として、調査を行うことにした。

2 調査方法

（1）調査の概要

本調査においては、①基礎的調査、②ヒアリング調査の2段階で調査を行った。まず、基礎的調査では、コロナ禍における社会福祉士の相談支援活動の実態を把握することを試みた。そのうえで、基礎的調査のなかから相談支援活動を維持または発展できた実践例を抽出しヒアリング調査を実施することで、何ができた要因等であったかを把握することを試みた。

（2）調査協力者

基礎的調査においては、主として地域包括支援センター、相談支援事業所、生活困窮者自立支援機関に所属し、相談支援機能を担う社会福祉士（都道府県社会福祉士会の会員。以下、「個人会員」という）を対象とすることとし、調査協力者の選定については、以下の方法で行った。

- ① 都道府県社会福祉士会を介した個人会員への協力依頼
- ② 本調査研究の関係者等への協力依頼

（3）基礎的調査

質問紙調査とし、調査協力者に調査票を添付ファイルでメール送信。回答された調査票を日本社会福祉士会事務局に添付ファイルでメール返信してもらった。

- ① 調査項目は次の通りである。
 - ・ 基本情報：都道府県社会福祉士会、市区町村、所属機関名、役職／職種、回答者氏名
 - ・ 地域の人口、新型コロナウイルスの陽性者数
 - ・ コロナ禍におけるソーシャルワーク実践
 - ・ 成果について
 - ・ 課題について
- ② 調査期間は2020年8月17日～9月23日、回答者数は122名であった。

（4）ヒアリング調査

基礎的調査で収集された調査表を、地域包括ケア推進委員会委員が分析し、新型コロナウイルス感染防止

とソーシャルワーク実践の両立に資する事例を6事例抽出、そのなかからオンライン（Zoom）による追加ヒアリング調査に協力可能な5事例を選定した。

ヒアリング調査では、5名の調査協力者に対して地域包括ケア推進委員会委員（2名以上）がインタビュー調査を行った。なお、主なヒアリング項目は次の通りである。

- ・課題／取り組みの発端／状況をどのように捉えたか（アセスメント）
- ・その課題の解決／状況の改善のためにどのような取り組みを行ったか
- ・展開について
- ・社会福祉士としてどのように判断したか
- ・社会福祉士へのメッセージ
- ・その他必要な事項

3 倫理的配慮

基礎的調査は、回答内容及び回答者個人が特定されないように個人情報に関する記述については配慮を求めるとともに、公表にあたっては、個人を特定できないように加工した。

また、回答者に対しては、書面にて本調査の目的を説明し、回答をもって調査への同意とした。

4 基礎的調査

（1）データ分析の方法

各設問に対する回答から、特徴的、あるいは重要な意味合いを含んでいると思われる部分を切り出した。そのうえで、それぞれの切片化されたデータ（以下、「データ」という）を比較し、共通する要素を含んだデータをグループ分けしていった。

そのうえで、グループ化したデータについてミクロ・メゾ・マクロレベルの実践のいずれに当たるのかを考えて、さらにグループ化していった。そこから、それぞれの設問に対して、社会福祉士が経験した状況や成果、課題についてデータを基に記述した。

（2）調査結果

① 社会福祉士が直面した困難な状況

社会福祉士はさまざまな困難に直面した。例えば、ミクロレベルの実践では給付金対応に忙殺される、クライアントからの相談がなくなる、相談機関の活動休止や母体法人からの訪問活動の制限や活動自粛等によりクライアントのニーズ把握が困難になるなどした。

また、コロナ感染を危惧して事業者側がサービス提供を抑制し、クライアント側がサービス利用を拒否するなどして、ニーズとサービスをつなぐことが難しくなった。

このように社会福祉士は本来の相談支援活動ができない状況に直面した。

その一方で、クライアントのほうにはストレスによる問題が生じたり、県外の別居家族からの支援が受けられないといった状況が生まれたりしているにもかかわらず、そこに十分に対応できないことは、コロナ禍における社会福祉士のジレンマとなっていた。

メゾレベルの実践においては、感染予防のため会議が中止・延期となる、ICT環境が整わずオンライン会議が行えないという状況に直面することになった。

また、健康教室や地域の居場所となっていた活動がストップすることになり、クライアントのニーズ充足が困難となる状況が生まれた。

さらに、福祉施設でのクラスター発生に伴うフェイクニュース、感染対策物品の不足等、活動に悪影響を与える状況にも晒された。

このように、対面で行うクライアント等への面接や家庭訪問ができないなかで、クライアントの状況が不安定になっていることが把握、あるいは予測できるにもかかわらず、それに十分に対応できないこと。さらに、ニーズ充足のために活用する社会資源自体が活動停止となるなかで、クライアント支援について社会福祉士が大きなジレンマに晒される状況が生まれていた。

② 直面した課題についてどのように対応したか

ニーズ把握や相談ができず、社会資源も使えない、関係機関との横の連携も図りづらいという状況に対して、ミクロレベルの実践においては、訪問と電話を併用して相談支援を継続したり、電話、手紙、ファックス、メール、LINE、Zoom等さまざまなメディアを用いて相談支援を継続するように工夫が行われていた。

また、感染予防対策を徹底しながら、カンファレンス、訪問、同行支援、相談支援活動等を継続した取り組みや活動時間の拡大、リモートによる在宅勤務での相談支援を検討するところも見られた。

さらに、不安を抱えるクライアントに丁寧な話を聴き、他部署と連携してたらい回しにされないようにしたり、クライアントに対して訪問を自粛することでもできると選択肢を提示しながら関わったり、風評被害を防ぐために個人情報の取り扱いへの配慮を徹底する等

の相談対応の配慮を意識的に行っている例も見られた。

その一方で、相談支援活動は停滞してしまったと、コロナ禍において十分に対処できなかったと振り返る例も見られた。

メゾレベルの実践としては、ICT 環境を整備しリモート会議を活用することのほか、三密を避けての対面会議、書面会議等で連携・協働を維持しようとする工夫が見られた。

また、協議会を通じての情報共有、実態調査や潜在的ニーズの調査などの状況の把握に努める取り組みや、地域住民、民生委員に対する感染対策や体操等の情報発信といった、多分野と連携・協働した取り組みもなされている。

支援者側に対しては、感染予防の情報、ガイドライン作成等で不安解消を図る取り組みがなされており、こうしたコロナ禍の取り組みが、結果として成果につながった例も見られた。具体的には、従来から実施していた業務の見直し・検証の必要性が明らかになったこと、リモート会議との使い分けができるようになったこと、感染予防対策を行いながら実習の受け入れを継続したことなどが挙げられる。

クライアント側としては、クライアントが自宅で体操を行ったり、近隣との関わりが生まれる、クライアント自身が工夫して対処している等、クライアントのストレングスの再発見があった。

マクロレベルの実践としては、自治体や議会、国に対して要望書、意見書、提言を提出するといった取り組みが見られた。その焦点は「感染した場合の在宅介護の継続・入院時の受け入れ体制」「感染予防対策が事業所ごとにばらつきがあるといった実態」「担当者の情報交換会開催」「制度の運用方法の是正」など、さまざまであった。これは、その前段に関係者間の情報共有・実態把握と問題意識の整理作業がなされたうえでの活動であったためといえる。

③ 新たな発見～見えてきたニーズ～

コロナ禍におけるさまざまな課題が明確になった。ミクロレベルの実践では、サービス／支援が結びつけられない状況に対処していかなければならない困難さ、クライアントや家族の負担増と生活の質（QOL：Quality of Life）の低下といった顕在している課題だけでなく、高齢者、障害者、女性、外国籍の人などの弱者層が危機的状況に陥りやすく、またそれまで生活が営んでいた人であっても経済的困窮へと陥りやすくなる脆弱性をもっていることが改めて表面化した。

サービス／支援が結びつけられない状況には、クライアント側の感染に対する不安による医療・福祉サービスの拒否があったり、サービス事業所側の見学や利用受け入れ中止等の事情も影響していた。また、県境を越えて別居家族が支援しにくることが難しくなるといった状況も生まれていた。

感染予防のためのマスクの着用がうまく理解できない、集まりたくても集まらないなどの状況にクライアントはストレスを感じ、さらにサービス休止や外出自粛などにより社会的活動が制限されることでクライアントの心身機能や QOL は低下することになった。また、サービスや学校が休止となったことで家族の負担も増えていった。

社会福祉士は、問題が顕在化している人たちだけでなく、社会的弱者層（高齢者、障害者、女性、外国籍の人）がこうした状況のなかで容易に生活困難な状況に陥ってしまうという現実を目の当たりにすることになった。特に、コロナ禍以前では社会的支援を必要とせずに生活できていた人たちが、収入減、失業などによって経済的困窮状態に簡単に陥ってしまう状況は、こうした人たちが抱える脆弱性を再確認するだけでなく、社会的なセーフティネット自体の脆弱性を露呈させるものでもあった。

感染予防と相談支援活動をいかに両立させていくか、そのジレンマに社会福祉士は直面したが、それは改めて相談支援の重要性を確認する機会でもあったといえる。

メゾレベルの実践では、新型コロナウイルス感染発生時の対応マニュアルがなかったり、社会福祉士が濃厚接触者となった場合の対応、社会福祉士の所属機関内で感染者が出た場合の対応が不明確であったりしたことによる混乱が生まれた。また、ICT 環境の脆弱性が露呈した面も見受けられた。こうしたことは感染症拡大下における業務継続の問題であり、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しておくことの重要性が再確認されたということでもある。

このような状況は、本人中心の支援が行える連携のあり方を再考する機会となり、平時の活動の蓄積の重要性が再確認されることにもなった。

④ 今後の課題

今後の課題として、次の4つに整理した。

1 所属組織・自治体・住民 vs 社会福祉士のジレンマ

これは、所属組織や自治体、住民から訪問しての相談支援活動が感染リスクをもたらすとして制

限を求められるなかで、相談支援活動を行うことへのジレンマである。

- 2 従来の相談支援 vs コロナ禍での対応のジレンマ
これは、コロナ禍では従来行ってきたアウトリーチ、対面による相談支援の見直しが求められるが、リモートでの非対面的な活動でよいのかというジレンマである。

- 3 感染防止・予防 vs 社会的排除の危険性のジレンマ
これは、感染予防対策は重要であるが、過度な恐れが偏見を助長する危険性を生むのではないのかというジレンマである。

- 4 対面 vs リモートという相談支援活動の方法に関するジレンマ

これは、コロナ禍ではリモートによる相談支援・情報交換の活動は必要であるものの、リモートの限界があることも感じているというジレンマである。

(3) まとめ

コロナ禍におけるソーシャルワーク実践とは、クライアント・家族・地域住民・福祉活動に関わるインフォーマルな支援者・専門職の不安をどのように整理し、新型コロナウイルスを「正しく恐れ」て有効な感染予防体制をとり、感染予防を備えた日常生活／支援活動を展開することといえよう。

また、社会的孤立（外出ができない、サービス利用ができない、県外の別居家族からの支援が受けられないなど）によって心理的にはストレスが高まり、身体的にはフレイルの危険性が高まる。また、社会的には社会生活の制約が起こり、総合的に QOL の低下が想定される。

社会福祉士には、対面によるニーズ把握や関係機関・職種間の連携／協働／ネットワークによる支援等の相談支援活動の継続性が問われている。

社会福祉士がすべきなのは、クライアント・家族、地域住民、所属法人・機関、自治体等に対する相談支援活動の必要性の理解を求めていくことであり、またその際に過度な恐れを回避するための情報の精査や適切な情報提供を行っていくことである。

今回の危機的状況における課題を今後の実践に活かすことは重要である。感染予防対策はもちろんであるが、クライアントとの接触を絶やさないような取り組み、ストレスフルな状況に置かれたクライアント・家族を理解していこうとする視点、関係機関や自治体との連携・協働を止めないような取り組みなどについて、今回の調査から学ぶことは多々ある。

社会福祉士自身もまた、不安・焦り・ジレンマなど、さまざまなストレスを抱えることも明らかになった。こうした社会福祉士自身に対するサポートについて考えていく必要があることも、本調査で明らかになったことである。

5 ヒアリング調査

5つの事例のうち、「緊急事態宣言下で自宅でも体操に取り組めるよう CATV 等を活用した介護予防体操の配信につなげた地域包括支援センターの事例」の一部を紹介する。

① 事例要旨

新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発出され、介護予防体操等を行っている住民主体の地域拠点活動が休止した影響で、外出や交流の機会がなくなり、自宅に閉じこもりがちな高齢者が増加しているという声が住民から寄せられた。

地域の高齢者の心身機能低下等を危惧した当該地域包括支援センター（事例提供者）は、コロナ禍以前から独自に強化してきた住民、事業者、地域包括支援センター同士、行政等とのネットワークを活用し、CATV の番組で「介護予防体操」を取り上げてもらい、在宅の高齢者に体操を促す提案を行政担当者に行った。

その結果として、CATV だけでなく、市公式 YouTube での体操配信や、市内高齢者へのチラシ配布、ラジオ発信、新聞掲載等にもつながり、さまざまな方法で在宅の高齢者等へ介護予防体操の継続を促すことができた。

② ヒアリング内容

課題／取り組みの発端

- ・ 2020 年 4 月、緊急事態宣言の発出に伴い、市から拠点活動の休止、地域包括支援センターの訪問等の活動自粛の指示があり、さらに近隣施設でのクラスター発生により、心理的にも活動自粛が強化されていった。
- ・ 活動休止中も、地域包括支援センターと拠点リーダーの電話での情報交換は続けられ、そのなかで、外出や交流の機会がなくなり、自宅に閉じこもりがちな高齢者が増加しているという不安の声が寄せられた。

③ 課題／状況をどのように捉えたか（アセスメント）

- ・ リーダーの不安な声だけでなく、休止している通所介護事業所があるとの情報も入ったため、地域包括支援センターは、活動減少による地域の高齢者の心身機能の低下を何としてでも防がなければいけないと考えた。
- ④ その課題の解決／状況の改善のために、どのような取り組みを行ったか
 - ・ 高齢者が自宅で介護予防体操に取り組んでもらえる方法はないものかと考え、既に面識のあった地元のCATVの社員に声をかけてみた。
 - ・ 単一の地域包括支援センターで取り組めることではないため、近隣の複数の地域包括支援センターと協議して、市の担当者との会議でこのことを提案した。
 - ・ ①費用の問題、②権利の問題があると考え、事前に調整しながら介護予防体操を放映することを最優先と考えた。
 - ・ さらに、市からもCATVに直接依頼してもらおうこととして、単一の地域包括支援センターの提案から、市の主体的な取り組みに変化させていこうと試みた。
 - ・ 結果として、市内で従来から普及している体操をCATVで流すことができ、市民に向けて広く自宅での介護予防体操を促すことができた。
- ⑤ 展開について
 - ・ CATVの配信が始まるとすぐに拠点リーダーから「CATVを見られない人がいる。どうするのか」という声が多数寄せられた。
 - ・ CATVとしての主体的取り組みにもなっていたため、CATVは独自のマスコミネットワークを活用し、新聞社、FM局へと取り組みを広げていった。
 - ・ これら複数のマスコミの情報が届かない高齢者を少人数集めることで、三密を防止しながらの介護予防体操の継続に取り組んでいった。
 - ・ 一連の経過で、多くの高齢者同士がSNSで連絡を取り合っていることを知った。
- ⑥ 社会福祉士としてどのように判断したか
 - ア 面識のあったCATV社員とのネットワークが活用できそうと判断

以前からのCATV社員とのつながりを活用できる場面だと気づき、平時のネットワークづくりの重要性、そしてコロナ禍においても機能してこそそのネットワークであると判断した。

イ 拠点リーダーの訴えや不安を放置できないと判断

住民である拠点リーダーとスムーズに情報共有ができる関係であったことが、今回の取り組みにつながった重要なポイントであり、取り組みへの原動力にもなっている。

ウ 集まれなくても介護予防に取り組める方法の提案が必要と判断

当初から「自分だけでは続かない」という声も聞かれ、自宅で一人でも介護予防体操に取り組める方法の提案が必要と判断した。

エ 単一地域包括支援センターの取り組みではできないと判断

CATVの活用となると、他の地域包括支援センターや行政等との合意が必要になるため、事例提供者（社会福祉士）が、各センターの管理者へ説明するなどのフォローを行い、複数の地域包括支援センター間の合意形成につなげた。

オ 行政が合意できる提案が必要との判断

行政が判断に迷うであろう費用面などの問題点を想定し、自身のネットワークの中でリサーチしながら、合意できる提案が必要と判断した。

6 まとめ

本調査を通して、次の通り整理をした。

（1）ニーズの変化に気づくスキル

コロナ禍においてもクライアントやコミュニティ等における顕在化したニーズを的確に把握したり、過去のソーシャルワーク実践経験からクライアントやコミュニティ等の潜在化しているニーズを類推・分析したりする素養やスキルが求められるといえよう。

また、これらのニーズの把握は、個別のニーズの把握からはじまり、コミュニティ等のレベルにおけるニーズ把握へと発展しており、社会福祉士一人で行うというよりも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の対策を講じ、それぞれ可能な方法等を用いて、関係者とともに情報を交換したりしながら把握するという特徴が見える。

（2）日頃からのネットワークの構築と活用

関係する団体や機関と協働しながら、行政に対して必要な要望や提案を行っているが、それは、社会福祉士一人で行うというよりも、関係する機関とともに展開している。

そうした関係する団体や機関との協働は、コロナ禍で新たにつくられたネットワークというよりも、日頃からのネットワーク力が活かされ、コロナ禍のなかで一層強化されたものであり、危機的状況においても取り組みを展開する原動力となっている。その中核的な役割を担う専門職として、社会福祉士の実践が明らかになったところでもある。

(3) 社会を変革するソーシャルワーク

クライアントやコミュニティ等のニーズの把握と関係する機関等とのネットワークの構築を強化していくことが求められていることを明らかにするとともに、マクロレベルの実践が求められていることが示唆され

た。

新型コロナウイルス感染症の収束は長い道のりであるといわれており、我が国においても感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められる。特に、クライアントのなかに、感染症の重症化しやすい人が多く存在する社会福祉の現場においては、より一層の感染拡大防止とソーシャルワーク実践の両立が求められる。新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる活動の幅が広がりを見せており、それが持続可能なソーシャルワーク実践の展開の一助となることを期待している。

第10節 災害支援

2011年に発生した東日本大震災における被災地支援活動では、日本社会福祉士会は多くの会員の派遣を行うことができた。しかしながら、実際の支援活動を通じて浮かび上がってきた課題は数多い。東日本大震災から後も、熊本地震（2016年）、静岡県東部（熱海）集中豪雨や洪水（2021年）をはじめとして幾多の災害に見舞われ、本会はそのたびに被災地域へのさまざまな支援を行ってきた。これらの支援記録に残された課題点、そこから導き出された教訓を生かし、都道府県社会福祉士会の会員が安心して支援に赴くことができるようにするためには、どのようなことに留意すべきか、また、平常時から整備しておくべきさまざまな留意点について、振り返ってみたい。

2013年からの災害支援を振り返る時、まずは現実起こった災害における被災地支援に目を向けることになる。ただし目の被災地支援という課題対応のみでなく、平常時から体制整備も劣らず重要であることは言うまでもない。本稿では実際の被災地支援と、平時における環境整備への取り組みの2つの側面からお読み取りいただければ幸いである。

1 10年間の取り組み

（1）2013～2014年度

まず2013年から2014年にかけては、東日本大震災におけるそれまでの支援活動を踏まえて継続的支援のあり方を検討し、災害発生時の支援体制の再整備を行うことに主眼が置かれた。具体的には、本会と都道府県社会福祉士会双方の災害対策マニュアルの整備を進め、災害対策の対応を組織的に行う仕組みが検討された。2014年には災害対応ガイドラインが制定され、災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という）相当の仕組みを意識しつつ、自治体や関係団体との連携が検討・推進された。この災害対応ガイドラインは現在、本会のホームページで読むことができるが、

本会の被災地支援方針を、

- ① ソーシャルワークを基盤とした支援
- ② 被災地が主体となる支援
- ③ 終了後を見据えた継続的な支援

の3つに分け、その各々について具体的な支援方針に言及したものである。

また日本社会福祉士養成校協会『災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究』に委員を派遣した。この研究は公益財団法人三菱財団の平成25年度社会福祉事業・研究助成事業であり、東日本大震災を契機として理論化及び体系化が目指されてきた「災害ソーシャルワーク」という概念についての先駆的研究の1つであった。

（2）2015年度

2015年度にはこれら活動の小括として、福祉に関する災害対策の仕組みづくりに参画し、自治体や関係団体との連携を検討・推進した。具体的には、3月に日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会主催の「災害福祉支援活動基礎研修」及び会議に理事を派遣した。また12月には災害支援活動者養成研修を行った。この災害支援活動者養成研修とは、災害支援に関心のある福祉職を掘り起こし、災害時の福祉支援に関する基礎知識を共有し習得すること。また、他の専門職の考え方や専門性を知るとともに、普段別の分野で働いている福祉職との協働を体験することにより、平時、災害時でのネットワークをつくること。さらに全国に災害福祉支援チーム人材がストックされていくことで、さまざまな災害において、即応かつ継続的に福祉支援を行うことができるようにすることを目的とする。この3年間で以上の取り組みを進めた。

（3）2016年度

- ① 2016年4月14日に発生した熊本地震は、震度7が二度観測される、それまでに例を見ない大規模な内陸型（活断層型）地震となった。地震発生の2日後、4月16日には災害対策本部を立ち上げ、熊本

県社会福祉士会と連携しつつ、震源地となった西原村の地域包括支援センター、益城町西部圏域地域包括支援センター（ひろやす荘）へ1日につき2名の社会福祉士を派遣した。また、初めて熊本県社会福祉士会事務局が被災したことにより事務局機能が一時喪失し、そのバックアップのため、本会よりパソコン支給、支援者のコーディネートなどを行った。ブロックとしては、九州・沖縄ブロック災害ガイドラインに基づいて担当主幹県が主導し、発災初期の段階で熊本県社会福祉士会の災害対策本部及び日本社会福祉士会の災害対策本部と連携して初動の先遣隊の派遣及びブロック会議を行いながら支援スキーム等の検討などを行った。本会の支援が終了した後は、熊本県社会福祉士会が独自に地域支え合いセンターの立ち上げから支援までをサポートした。派遣の概要を下記に示す。

- ・西原村地域包括支援センター
 - 派遣期間：6月13日～11月4日
 - 支援者数：65名、延べ331名
- ・益城町西部圏域地域包括支援センター（ひろやす荘）
 - 派遣期間：8月29日～12月27日
 - 支援者数：50名、延べ257名

② 熊本県社会福祉士会から西原村、益城町の各地域包括支援センターに現地コーディネーターを配置し、派遣者と地域包括支援センターでの支援活動の調整を行い、本会事務局においては、主に派遣者の募集と派遣調整を行い、熊本県社会福祉士会事務局においては主に派遣者の支援活動の環境整備（宿泊拠点の確保、備品等）を行った。

具体的な支援活動としては、5月16日に熊本県からの支援依頼、7月11日には益城町からの社会福祉士派遣依頼を受理し、熊本県社会福祉士会と益城町支援に関する打合せ・現地視察（宿泊拠点等の環境視察）を経て、8月29日から益城町への支援を開始することが決定された。上記2地域包括支援センターへの支援は11月4日、12月27日にそれぞれ終了したが、それ以降も熊本県社会福祉士会による支援が継続された。

2016年になされた熊本地震支援以外の活動としては、

- ・災害支援プロジェクトチームの事業移管（移管先・移管内容）の検討
- ・災害支援活動者養成研修を認定社会福祉士認証・認



益城町町長（一番右）と鎌倉会長（左から3番目）（8月22日）



西原村村長（左）と鎌倉会長（右）（6月13日）

定機構へ研修認証申請

- ・研修会等の開催
- ・災害支援活動者養成研修「社会福祉士の支援の実際—支援を受け入れた立場から—」DVD制作及び都道府県社会福祉士会への配付
- ・災害支援コーディネーター養成研修を認定社会福祉士認証・認定機構へ研修認証更新申請が挙げられる。

（4）2017年度

2017年7月に九州北部地方大雨災害が発生し、災害対策本部が設置された。

また今後の災害に備えて、災害発生時の支援体制と継続的な支援に向けた体制の整備が推進された。

具体的には、

- ① 平成28年熊本地震被災地支援活動の記録の作成・都道府県社会福祉士会へ配付
- ② 各都道府県における災害時の福祉支援活動の把握のためのアンケートを実施
- ③ 今後の社会福祉士会の災害支援のあり方や方向性を検討

などである。

またこの年から、災害への平時対応の一環として、首都直下型地震等の不測の事態に備え、本会機能の分散化などのあり方を検討する取り組みが始められた。

具体的には、

- ① 各都道府県における災害時の福祉支援活動の把握のためのアンケートを実施
- ② 今後の社会福祉士会の災害支援のあり方や方向性を検討
- ③ 都道府県社会福祉士会における災害時の連絡体制の整備及び災害支援活動の基盤整備の検討

などが挙げられる。

(5) 2018 年度

翌 2018 年度には、この取り組みはさらに伸長して、

- ① 新災害対応ガイドラインの制定
- ② 『これからの災害支援活動に向けて 災害支援あり方検討プロジェクトチーム報告書』の作成

という成果が生まれた。

また、この年は7月に西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」（6月28日～7月8日）、9月に北海道胆振東部地震（9月6日）が発生した。前者については、災害対策本部設置及び被災地活動支援金の募集を行うとともに、岡山県倉敷市真備町、愛媛県大洲市及び宇和島市への支援を行った。このうち大洲市からは社会福祉士の派遣要請があり、東日本大震災時、及び熊本地震時の支援スキームを参考に、1チーム2名ずつの社会福祉士を派遣した。派遣の概要を下記に示す。

・真備町実態把握ローラー調査

——派遣期間：7月25日～8月10日

——支援者数：延べ20名



支援申込書を手交（荒木裕人岡山県保健福祉部長（左）と西島会長（右））



大洲市包括支援者との打合せ



現地での引継ぎ（大洲市）

・倉敷市ボランティアセンター

——派遣期間：7月14日～9月30日

——支援者数：延べ158名

・宇和島市地域包括支援センター

——派遣期間：9月2日～9月10日

——支援者数：延べ20名

・大洲市地域包括支援センター

——派遣期間：9月18日～1月30日

——支援者数：延べ184名

また、後者の北海道胆振東部地震についても、災害対策本部の立ち上げ及び被災地活動支援金の募集を行い、北海道社会福祉士会が被災地の社会福祉協議会へのサポートを行った。

(6) 2019 年度

2019 年度は、平時対応をさらに充実させる目的で、

- ① 危機管理室の設置
- ② 災害支援活動状況アンケートの実施
- ③ 関係団体等会議への出席

などを行った。

①の危機管理室は、恒常的に災害対応、災害支援について役割を果たすセクションとして設置され、構成メンバーは災害対応理事（室長）、総務部局統括の業務執行理事、事務局担当職員とし、検討する内容によってメンバーの追加やプロジェクトチーム等の立ち上げが想定された。

この危機管理室により、

- ① 本会 BCP のブラッシュアップ
- ② 危機管理室会議の開催
- ③ 関東甲信越ブロック災害連携会議への参加
- ④ WHO 専門家会議「災害時における医療と福祉の連携」に参加

などが行われた。

また、この年は7月に令和元年台風第19号が発生し、熊本県球磨村等に甚大な被害が発生した。本会は災害対策本部の立ち上げ及び被災地活動支援金の募集を行った。

（7）2020 年度

2020年1月中旬に我が国では初めて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が確認されて以降、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる全世界的な流行に見舞われた。同年4月16日には史上初めて緊急事態宣言が発出される事態となり、これは5月25日まで続いた。そのため本会のほとんどすべての会議、会合もオンライン化された。

10月24日に Zoom による都道府県社会福祉士会災害担当者会議が開催され、38 都道府県社会福祉士会から 51 名が参加した。熊本地震や令和2年7月豪雨災害支援活動を行った熊本県社会福祉士会や令和元年東日本台風関連災害支援活動を行った千葉県社会福祉士会と長野県社会福祉士会の報告を受けての質疑、災害に関する意見交換では、災害派遣福祉チーム（以下、「DWAT」という）に係る活動や研修のあり方などについて、各社会福祉士会がそれぞれの状況や考えを発言し、知見を共有した。

11月14日、第13回関東甲信越ブロック都道府県社会福祉士会災害支援連携会議へのオンライン参加を行った。

また、この年は令和2年7月豪雨により、7月3日から7月31日にかけて熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で甚大な被害が発生した。本会は7月6日に災害対策本部を設置し、被災地災害支援金を募集した。さらに熊本県、被害が最も甚大であった球磨村に支援の申し入れを行い、球磨村から本会と熊本県社会福祉士会に社会福祉士の派遣要請が届いた（8月

18日）。しかし、コロナ禍であったため県外からの人材派遣ができず、本会は熊本県社会福祉士会員を現地に派遣する際のサポートとしての役回りを担った。これは従来の被災地支援と決定的に異なる特徴的な事実として注目された。また、オンラインによる現地との連絡体制の構築、熊本県社会福祉士会災害対策本部会議 Zoom 会議室打合せに、本会の災害担当理事、危機管理室長が参加するとともに、支援者の養成を熊本県社会福祉士会が Zoom を活用して行い、彼らを被災地へと送り出した。これは事前の研修体制をとったうえでのことであり、支援者にとっては情報の得られる先例的な取り組みとなった。さらに LINE WORKS を駆使して支援者のマッチング及び調整を行ったことや支援期間の1クルールの考えを柔軟にしたことで、地域支え合いセンターの立ち上げから運営までを熊本県社会福祉士会がサポートしている。

以下、具体的な動きを紹介する。

■日本社会福祉士会災害対策本部及び 熊本県社会福祉士会の動き

月 日	内 容
7月4日（土）	7月4日以降断続的に九州地方をはじめとして全国に豪雨災害が発生
7月6日（月）	災害対策本部立ち上げ／会長メッセージの発信
7月22日（水）	熊本県へ協力の申し入れ
7月24日（金）	現地視察（相良村、人吉市、球磨村）
7月25日（土）	九州・沖縄ブロック災害対策会議へ参加
7月28日（火）	活動支援金募集開始
8月3日（月）	球磨村へ協力の申し入れ
8月6日（木）	熊本県社会福祉士会災害対策会議へ参加
8月7日（金）	災害見舞金を大分県社会福祉士会及び熊本県社会福祉士会へ送金
8月18日（火）	球磨村からの社会福祉士派遣依頼文書受理
8月24日（月）	熊本県社会福祉士会コアメンバーによる支援開始
8月29日（土）	熊本県社会福祉士会支援者説明会を開催

■被災地支援について

（1）九州・沖縄ブロック災害対策会議（7月25日） での確認事項

熊本県は県外からの人的支援は求めておらず、また他県でも県外移動は抑制されている。そこで、人的支援は熊本県内の会員で対応し、他県は寄附金を募るなどの財政的支援を主にすることなどを



支援の申し入れ文書を手交（左：熊本県社会福祉士会深谷会長、右：球磨村地域包括支援センター松本係長）

確認した。

（2）熊本県社会福祉士会の支援活動の概要

- ・球磨村へ8月3日に協力の申し入れ文書を本会との連名で提出。
- ・県内会員を対象に活動支援者を募ったところ50名を超える会員が登録。
- ・8月24日から球磨村地域包括支援センター（村直営、3職種4名体制）の支援を開始。
- ・現地拠点は作らず、通いを原則として必要物品は現地及び移動拠点「介護老人保健施設なごみの里（美里町）」で管理。レンタカーにて移動。
- ・2人1組、週5日間×3か月を基本とした会員派遣。活動支援者のコーディネートは熊本県社会福祉士会で実施。
- ・本会からビブス45着を無償提供。

（8）2021年度

2021年もコロナ禍が継続するなか、主として危機管理室による下記の取り組みを行った。

1 本会のBCP策定、ブラッシュアップ

- ・2021年度第5回理事会（8月21日）において、「日本社会福祉士会事務局業務継続計画骨子（素案）」の検討を行った。引き続き、検討を行っていく。
- ・想定図上訓練については、2020年度第12回理事会（3月20日）において、事業計画の見直しが行われ、2022年度以降に検討することとした。

2 全国災害担当者会議で想定された災害支援活動の課題検討

3 都道府県社会福祉士会災害担当者会議の開催

- ・2020年度全国災害担当者会議で提起された課題等をもとに、2022年2月27日、Zoomによる都

道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催した（42都道府県社会福祉士会から60名が参加）。

- ・災害担当理事から、「これまでの日本社会福祉士会の取り組み」と災害支援に係る法制度について説明するとともに、「令和3年7月静岡県東部豪雨における熱海市での対応」（静岡県社会福祉士会）及び「令和3年8月豪雨における広島県内での支援について」（広島県社会福祉士会）の報告を受けての質疑、DWATに関する活動等について、各社会福祉士会がそれぞれの状況や考えを発言し、知見を共有した。

4 関東甲信越ブロック災害連携会議への参加

8月31日に開催された関東甲信越ブロック都道府県社会福祉士会災害支援連携会議に災害担当理事が参加し、日本社会福祉士会の取り組み、DWATについての各都道府県社会福祉士会の取り組み状況、養成研修の取り組み状況、その他、情報共有を行った。

また、この年は令和3年7月静岡県東部豪雨、及び8月の広島県豪雨が発生した。本会は熱海市への支援を実施した静岡県社会福祉士会及び災害対策本部を立ち上げ、広島県内での災害支援を行った広島県社会福祉士会に対し、災害見舞金を送金した。

2 今後に向けて

以上、2013年から2021年までの被災地支援について概括してきた。冒頭に述べたように、東日本大震災での支援経験がその後の本会被災地支援に大きな礎石となったことは間違いない。確かにあれほどの甚大な被災を私たちは経験したことがなかった。しかし、あの2011年からもう10年以上の年月が経ち、その間にも私たちはさまざまな異なった災厄を経験することになったのである。そして、その筆頭が新型コロナウイルスであることは間違いない。コロナ禍は私たち周辺のほとんどあらゆるものを変えた。そして被災地支援のあり方もまた例外ではない。東日本大震災や熊本地震などの発生後、本会は各々の被災自治体、あるいは被災地の都道府県社会福祉士会の依頼に応じて「壊れた地域を立て直す」ために全国から社会福祉士を募って支援に赴いていただいた。しかしコロナ禍においては、ある意味日本のほぼ全体が、社会構造から経済状況まで壊れ続けていたともいえる。被災地も県外からの支援者流入を謝絶せざるを得ない状況が続き、本会の業務は被災した都道府県の社会福祉士会の社会福祉

士派遣をいかに支援できるか、という方向に遷移せざるを得なかった。しかし、東日本大震災や熊本地震の支援時に感じた確かな手ごたえを、そのような制約のある支援体制で同等に得られるか否かはなほだ心許ない。あらゆる接触が制限され、多くのコミュニケーションが電子化される傾向はコロナ禍が去っても変わることなく続くだろう。だが、それだけでは壊れた地域を立て直すこと、立ち上がろうとする地域を支えることは難しい。天災、人災を問わず、災厄は今後も陸続と発生するだろう。しかも、それらのほとんどはなんらの前駆を伴わずいきなり眼前に現れる。私たち社会福祉士の支援は、DMATのような超急性期に駆けつけるものではなく、瓦礫に立ち向かうボランティアな性格とも異なる。2011年からこれまでに積み重ねた貴重な経験をもとに、きたるべきさらなる災厄にいかにも備え、社会福祉士としてのプレゼンスをより強く発揮できるのかを考え続けなければならないと切に思う。

また、東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉支援体制として、都道府県内で災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確保するため、当該都道府県内の被災市町村に要配慮者支援を実施する人員派遣等を行う DWAT の設置が都道府県単位で行われている。既に災害時の活動実績を上げているなかで、この DWAT への社会福祉士の参画が求められ、職能専門職団体としての積極的な関与が求められている。これらにどのように応えていくかも課題となっている。

さらに、冒頭でも述べたが、災害支援の際、安心して社会福祉士がそのソーシャルワークを発揮し、各都道府県社会福祉士会に寄り添った支援となるよう環境整備にも取り組む必要がある。これまでの各都道府県社会福祉士会との災害担当者会議を通じて次の取り組みが必要との気づきがあったことは、この 30 年の歴史において特筆すべきことであり、加速化していく必要があることを申し添えてこの項の結びとしたい。

○災害時の福祉支援体制の整備に向けた

ガイドラインの一部改正

災害時の福祉支援体制の整備について（各都道府県知事宛 平成 30 年 5 月 31 日 社援発 0531 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長通知）で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようになるまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正が必要である。

○福祉との連携による避難行動要支援者の

個別避難計画策定の推進

消防庁の調べによると 2023 年 6 月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの市町村が 100% であるのに対し、個別避難計画を全部策定済みの市町村は 9.1% しかない。

個別避難計画は重要なものであるが、名簿だけでは避難行動につながりにくく、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状である。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別避難計画策定に活用するなど、福祉との連携による個別避難計画策定の推進が必要である。

○災害時における福祉・介護サービス提供者の

災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加し、福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要である。

そこで、災害救助法第 7 条において、医療、土木建築工事または輸送関係者については従事命令を規定しているが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者についても、これらと同様に災害救助法の適用とする必要がある。

○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野においては、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について、包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要がある。厚生労働省は 2018 年 5 月 31 日にガイドラインを発出し、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進している。

今後、全国どこで発災したとしても、DWAT のように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供されるための制度が必要であり、このような取り組みを、災害救助法等の法制度に位置づけ、防災基本計画等に盛り込む必要がある。

第 2 部

資料編

■ 全国大会の概要

		2013 年度	2014 年度
大会名		第 21 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (岩手大会)	第 22 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (鹿児島大会)
大会テーマ		「共生社会の創造～参加と自立を実現する地域社会とは～」	「変化する社会構造と社会福祉士～多様な福祉ニーズに応えるために～」
会期		2013 年 7 月 6 日 (土) ～ 7 日 (日)	2014 年 7 月 5 日 (土) ～ 6 日 (日)
会場		盛岡市民文化ホール『マリオス』・いわて県民情報交流センター『アイーナ』 ホテルメトロポリタン盛岡・ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING	宝山ホール・かごしま県民交流センター
主催		社団法人 日本社会福祉士会、社団法人 岩手県社会福祉士会	社団法人 日本社会福祉士会、公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
参加定員		1,000 名	1,000 名
大会参加者数		1,096 名	1,045 名
基調講演	演題	「共生社会の創造～参加と自立を実現する地域社会とは～」	「変化する社会構造と社会福祉士」
	演者	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授 平野 隆之	西九州大学健康福祉学部 教授 古川 孝順
記念講演	演題	「平泉の浄土思想と共生社会」	「変化する社会構造と社会福祉士」
	演者	毛越寺執事長 藤里 明久	鹿児島国際大学国際文化学部 准教授 ジェフリー・アイリッシュ
大会趣旨		本大会は、2011 年 3 月に発生した東日本大震災からの復興のために、全国の多くの社会福祉士の皆さまにご多忙のなかいち早く駆けつけていただき、岩手県被災市町村の地域包括支援センターなどの相談支援機関や各種福祉機関等にご援助、ご支援を賜ったことに対する感謝の大会とするとともに、より複雑化・多様化する福祉課題の解決を目指し、新たな実践モデルを確認する大会と位置づけます。 このため本大会開催目的の 1 つとして、社会的排除防止の観点から、出自、障がい、性別、地位などに関係なく、暮らしやすい社会づくりを推進するために果たすべきソーシャルワーカーの役割を、関連する職種と連携しながら確認します。また、ソーシャルワーカーによる災害支援から見てきた課題を明らかにし、その対応策などの検討を進めるために、岩手県内の被災現場においてそれぞれの立場から被災者支援や生活再建等に関わってきたシンポジストを迎え、実践のなかで実感した活動の有効性や限界などについて紹介をしていただきながら、災害時において社会福祉士に期待される役割や機能等について参加者とともに確認していきます。 さらに、本大会では、専門職による多様な課題解決手法を紹介いただきながら、暮らしやすい地域社会の構築について考えるために、基調講演では日本福祉大学の平野隆之先生から、トップダウン方式による支援と市民活動を中心としたボトムアップ方式による支援の違いなどについてお話しいただく予定です。 記念講演では、浄土思想から見る共生社会・共生世界観について、世界文化遺産に登録された平泉・毛越寺の藤里明久執事長よりお話をいただきます。 全国の社会福祉士の皆さん、「参加と自立を実現する地域社会の創造」「災害ソーシャルワークの実践モデル」などさまざまなテーマを、みちのくいわてで語り合いましょう。	もともと「福祉」とは「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味していました。では、現在の我が国は、果たして多くの人が幸せを実感できる社会になっているのだろうかと考え、そうとも言えない状況があるのではないのでしょうか。 我が国は 1970 年に高齢化社会を迎えたと言われ、それ以降、急速に少子高齢化が進行しています。家族構造や地域社会のあり方は大きく変化し、人と人とのつながりの希薄化、地域社会の相互扶助機能の低下、そのような状況から、誰の助けも求めず孤立する人々や経済的に不安を抱える高齢者などが増加しています。それに加えて、情報化社会の進展や経済のグローバル化が、仕事のない若者や生活を営むのに十分な収入を得られない人々を生み出すなど、社会的格差は拡大傾向にあります。 そこで本大会では、社会福祉の原点に立ち返り、「しあわせ」な社会を実現するため、社会福祉はどのような役割を果たし、どういう社会を目指すのか、社会を俯瞰する視点から考えます。また、社会福祉士として実践を続けていく時、変わることなくもち続け、磨き続けていかなければならない、「価値」、「知識」、「技術」について、再確認できるような議論を行います。

		2015 年度	2016 年度
大会名		第 23 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (石川大会)	第 24 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (愛媛大会)
大会テーマ		「これからの福祉実践への架け橋～社会福祉とコミュニティの再考～」	「『生きる』を支える～社会福祉士の可能性～」
会期		2015 年 7 月 4 日 (土) ～ 5 日 (日)	2016 年 7 月 2 日 (土) ～ 3 日 (日)
会場		金沢歌劇座・金沢東急ホテル・石川県政記念いのき迎賓館	ひめぎんホール
主催		公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 石川県社会福祉士会	公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 愛媛県社会福祉士会
参加定員		1,200 名	1,000 名
大会参加者数		1,141 名	1,040 名
基調講演	演題	「これからの福祉実践への架け橋～社会福祉とコミュニティの再考～」	「共に生きる社会を創る」
	演者	神奈川県立保健福祉大学 名誉学長 阿部 志郎	元厚生労働事務次官 村木 厚子
記念講演	演題	「夢を叶えるために～夢を持ち続けることの大切さ～」	「誰も自殺に追い込まれることのない社会へ～地域のつながりが命を守る～」
	演者	モンサンクレール (東京・自由が丘) オーナーシェフ 辻口 博啓 (石川県七尾市出身)	NPO 法人 自殺対策支援センターライフリンク 代表 清水 康之
大会趣旨		今日、経済や情報文化のグローバル化に伴い世界レベルで社会構造が変動し、これまでにない多様化・高度化したニーズが生じています。これらは、まだ潜在的なものから顕在化しつつも適切な社会資源につながっていないもの、対応が進みつつあるものなどソリューションにおいても、多様な様相を呈しています。 我が国においてもまた同じ潮流の中にあり、社会保障と税の一体改革のもと、子ども・子育て支援法や生活困窮者自立支援法の制定、地域包括ケアシステムの推進に代表される介護保険関連法の改正が進められる一方、特に地方を中心とした人口減少や経済的疲弊、富の二極分化など、地方創生が新たな社会システムづくりの喫緊の課題となっています。 本大会では、これまで先人や私たち自らが実践してきた「社会福祉」、実践の場であり暮らしの場である「コミュニティ」について、いま一度立ち止まって考え、これからの実践へつなげる架け橋となる大会にします。 2014 年に採択された「ソーシャルワークのグローバル定義」には、ソーシャルワークの多様性と統一性が加えられ、重層的な価値観がソーシャルワーク実践において求められるようになりました。 我が国では、地域社会や家族等の社会構造の変動により、孤独死や虐待、DV、引きこもり、自殺等の深刻な課題が顕在化し、また、失業、就職難による経済的困窮や自立意欲喪失者の増大など、高度経済成長期に形づくられてきた社会保障、社会福祉制度の枠組みでは対応できないさまざまな生活課題が提起され、その展開を希求されるようになってきました。 このような状況下において従来からある制度の枠に当てはまらない福祉ニーズの多様化や個性性などに対応すること、特にソーシャルワークの新たな価値観の創造が必要となってきました。さらに、さまざまな局面において自らの決定により自己の価値の実現を図っていくような土壌づくりと、これを支える社会的な基盤の整備も求められるようになってきています。 本大会では、生活の根幹である『生きる』を支えるという視点から、各現場で行われてきた多様な活動報告を通じて、社会福祉士の可能性と将来にわたる持続可能な発展について考えます。重層的な価値観の創造と議論を共有し、これからの社会福祉実践につなげる大会にします。	

		2017 年度	2018 年度
大会名		第 25 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (福島大会)	第 26 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (山口大会)
大会テーマ		「障壁をこえて～共に歩む社会福祉士～」	「挑む－Challenge－～社会福祉士誕生から 30 年の今～」
会期		2017 年 6 月 3 日 (土) ～ 4 日 (日)	2018 年 7 月 7 日 (土) ～ 8 日 (日)
会場		ビッグパレットふくしま	山口市民会館・湯田温泉ホテルかめ福
主催		公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 福島県社会福祉士会	公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 山口県社会福祉士会
参加定員		1,300 名	1,200 名
大会参加者数		1,252 名	1,079 名
基調講演	演題	「障壁をこえて～社会福祉士への期待～」	「社会福祉士としての存在を問う～私たちが共生社会実現の要となるために～」
	演者	一橋大学大学院社会学研究科 教授 猪飼 周平	日本福祉大学 学長補佐 (社会福祉学部 教授) 原田 正樹
記念講演	演題	「福島の今とこれからを語る～東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は私たちに何を残したのか～」	「ピンチはチャンス！～山口の山奥の小さな酒蔵だからこそできたもの～」
	演者	フリーアナウンサー 大和田 新	旭酒造株式会社 会長 桜井 博志
大会趣旨		現在、日本のみならず世界各国において「格差社会」と言われている社会問題が広がっています。この問題の背景には経済優先の社会や規制緩和などの構造改革から格差や貧困が生まれ、さらに固定化され悪循環を起こしていることも指摘されています。そしてさまざまな障壁が私たちの「あたり前に生きる」ことを阻み、疎外しています。 しかし、私たちはその社会のなかで人々の生活に関わり、生活の困難さを抱えた方々を支え、さらに問題が起きないように社会に訴え、働きかけ、社会の変革を目指しミクロ・メゾ・マクロそれぞれの領域に働きかけながら社会の障壁に向かっていきます。人々の「生きる」を支えるため、人と環境、その接点に働きかけます。福島大会では、さまざまな場面で「あたり前に生きていく」ことが脅かされ、持つ者と持たざる者が固定化され、障壁がますます拡大していく社会に対して警鐘を鳴らし、一人ひとりが尊厳を持って生きていくことができる社会の実現を目指し、社会の障壁を取り除くこと、人々の障壁を乗り越える力を見出していく社会福祉士のあるべき姿を全国の会員とともに考える大会とします。	1989 年に社会福祉士が誕生し、今年で 30 年を迎えました。 この間、我が国では、バブル崩壊による経済危機と失業、自死や貧困の蔓延化、急速な少子高齢化の進展に伴う家族や地域の問題、いじめや虐待の深刻化など子どもや社会的弱者の権利擁護、働き方や生活環境の変化、未曾有の大災害における復興など、さまざまな課題を抱えることになりました。 このような時代背景だからこそ、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士には、日々の業務における最良の実践だけではなく、隠れた課題を発見し、新たな社会資源を開発すること、また制度の狭間に取り残された人々へ手を差し伸べ、孤立化を阻み共生社会を創造していくことなど、既存の枠から飛び出し人々の幸せを実現していくパイオニアとしての活動が期待されています。 しかしながら、私たち社会福祉士はその期待に応えているのでしょうか。実践において他の専門職や支援者と何が違うのでしょうか。私たちはその答えを得るために、現実と課題をしっかりと見据え、現状に止まることなく常に最善の実践のあり方を求めて挑戦し、挑み続けていく必要があるとの強い思いを込め、山口大会のテーマを『挑む－Challenge－』としました。 山口大会では、押し寄せるさまざまな課題の解決に向けて、これからの時代を生きる私たち社会福祉士が、一体何を担いどこへ進むべきか、どのような価値基盤をもち何に挑むべきか、全国から集う仲間とともに「これぞ社会福祉士」と言われる真（まこと）の社会福祉士像を明らかにしていきたいと思います。

		2019 年度	2020 年度
大会名		第 27 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (茨城大会)	第 28 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (高知大会)
大会テーマ		「地域共生社会の実現を目指して～新たな時代にしめす社会福祉士の真価～」	「あなたと歩む、ともに築く～今、求められる社会福祉士とは～」
会期		2019 年 6 月 1 日 (土) ～ 2 日 (日)	2020 年 6 月 6 日 (土) ～ 7 日 (日)
会場		つくば国際会議場『エポカルつくば』	高知県立県民文化ホール・高知県立大学永国寺キャンパス
主催		公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 茨城県社会福祉士会	公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 高知県社会福祉士会
参加定員		1,200 名	1,000 名
大会参加者数		1,012 名	中止 ※新型コロナウイルス感染症対策として中止とした。
基調講演	演題	「「当たり前」をひっくり返す～「私」から始まるコミュニティワーク～」	「地域生活のススメ～本人中心ソーシャルワークの極意～」
	演者	兵庫県立大学環境人間学部 准教授 竹端 寛	社会福祉法人むそう 理事長 戸枝 陽基
記念講演	演題	「私が歩んできた道」	「隈研吾の夢見る社会」
	演者	東北福祉大学 特任教授 草間 吉夫	株式会社隈研吾建築都市設計事務所主宰 建築家 隈 研吾
大会趣旨		社会福祉士の国家資格から 30 年あまり。私たちの社会的認知はどれくらい広がったのでしょうか。また、私たちの仕事はどれくらいの影響力をもって、社会に働きかけてきたのでしょうか。社会福祉の「社会」の意味するところ、つまり昨今の大きな社会の変化とともに私たちの仕事も変化に対応してきたのかもしれない。しかし、時代とともに変化する役割と、時代が変わっても変化しない固有の役割が確かにあります。あらためて、私たちがソーシャルワーカーとしてとるべき役割とそれに基づく実践についてこの大会では、問いなおしていきます。 今、共生型の社会が声高に叫ばれており、そこでは「ソーシャルワークの機能」や「ソーシャルワークの専門職」「実践能力」という言葉が散見されます。では、社会福祉士として相談援助を行う私たちはどのような機能や役割を果たし、実際にクライアントや地域社会にどのように関わり働きかけていくのか、社会福祉士のアイデンティティとは何かを含め考えてみたいと思います。私たちの真価を全国の社会福祉士の皆さんと大いに議論し、それをそれぞれの地域にもち帰ろうではありませんか。ぜひ、茨城から小さくてもいいから「おみやげ」をもってそれぞれの現場に戻って、あらためて私たち社会福祉士の真価をしめしていきましょう。 新しい時代とともに私たちも進化する、そして変わらないソーシャルワークの本質を実践を通して見つめなおし、発信していきましょう。	我が国は昨年、平成から令和へと元号が改まりました。新しい時代が始まった、晴れやかで凜とした空気を多くの国民が肌で感じています。折しも本年は、7 月から 9 月にかけて東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。東京に、日本に、世界から注目が集まっています。 翻って、我が国の人々の暮らしはどうでしょうか。昨年からの消費税増による生活不安、雇用の不安定、いつ・どこで起きてもおかしくない地震や風水害などの大災害、人口減と少子高齢化の進行、経済格差の広がり…。不安な要素を挙げればキリがないほどです。わたしたち社会福祉士は平成元年の第 1 回国家試験とともに誕生しました。以来、まさに平成の始まりから終わりをクライアントに寄り添いながら歩んできました。いま、新しい時代の始まりに立ち、クライアントと「ともに歩む」覚悟を改めて胸に抱き、かつ安心して希望の言葉を語る社会を「ともに築く」決意をもちたいところです。少子高齢化や人口減少、経済的困窮、孤立、社会的排除等々、課題先進県と言われて久しい当県において、いま求められている社会福祉士の姿について、ソーシャルワークの神髄は何かについて互いに見つめなおしましょう。

		2021 年度	2022 年度
大会名		第 29 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (山形大会)	第 30 回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 (東京大会)
大会テーマ		「多様性を尊重する社会を目指して～今、新時代の社会づくりをデザインする～」	「ソーシャルワークを紡ぐ～一人ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現～」
会期		2021 年 7 月 3 日 (土) ～ 4 日 (日)	2022 年 7 月 2 日 (土) ～ 3 日 (日)
会場		東北文教大学 ※ WEB で開催した。	ホテルイースト 21 東京 ※ 参集と WEB にて開催した。
主催		公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 山形県社会福祉士会	公益社団法人 日本社会福祉士会、公益社団法人 東京社会福祉士会
参加定員		2,000 名	2,000 名
大会参加者数		1,162 名	1,507 名 (うち WEB 参加者およそ 600 人)
基調講演	演題	「多様性を包摂する地域社会へ」	「すべての人びとが Well-being を実現できる社会への変革に向けたソーシャルワーク」
	演者	中央大学法学部 教授 宮本 太郎	法政大学現代福祉学部 教授 高良 麻子
記念講演	演題	実施なし	「自立とは何か——生きることを支えるソーシャルワークへの期待」
	演者		東京大学先端科学技術研究センター 准教授 熊谷 普一郎
大会趣旨		少子・高齢化の進展や人口減少は、2025 年（超高齢社会の到来と財政対応）や 2040 年問題（高齢者人口のピークと財政対応）に代表されるように、現行の年金制度や医療・介護制度の維持はもちろん、過疎化による地方の衰退など、日本が抱える大きな社会問題となっています。さらに「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」の感染拡大は、感染した人やその家族、また、医療関係者にまで差別や偏見、誹謗中傷が拡がるなど、「人権」に対する日本社会の脆さや克服すべき課題を浮き彫りにしてきています。 今、地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められるなか、私たちは、未曾有のウイルスとの対峙を通じて、社会的弱者への支援の必要性を改めて認識するとともに、人権の擁護を基軸とした「多様性を尊重する社会づくり」こそ、社会の構造を強靱なものに変え、未来を切り開く重要な鍵だと考えました。 2021 年の山形大会では、多様な人々が共感・共存できる社会づくりと社会参加を目指し、社会福祉士にできること、そして担うべき役割等について、「子ども（児童）」「高齢者」「障がいのある人（障がい児者）」「LGBTQ（性的マイノリティ）」そして「外国人」の 5 つのカテゴリーからアプローチを図り、ともに学び合いたいと思います。	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大防止に世界中で人々が対応するなか、一人ひとりの命の尊さ、人と人のつながりや支え合うことの大切さ、人や社会を支える働きの必要性が浮き彫りにされています。同時に社会的な格差や望まない社会的孤立の課題がクローズアップされ、格差の解消や社会基盤の再構築が問われています。 また、世界中で多発する気候変動、紛争、人権の抑圧などの諸問題への対応は、人類共通の課題となり、今現在、苦闘している多くの人々、そして未来を生きる次世代のために、私たちソーシャルワーカーの価値規範である平和の擁護、社会正義、人権、集団的責任、多様性の尊重及び全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂を実現していくことがますます求められています。 ソーシャルワーカーは社会のさまざまな分野で多様な人々と組織と協働しながら人々の生活課題に取り組んでいます。本大会のテーマである「ソーシャルワークを紡ぐ」とは、各分野で取り組まれているソーシャルワーカーの 1 本の細い糸のような実践が積み重なり、組織レベル、地域レベル、社会レベル、グローバルレベルの実践と往還しながら結びつき、分野や地域を越えて人や社会を支える大きな流れになっていくことを表しています。 一人ひとりのウェルビーイング (Well-being) を高めていくために、多様な分野で活動を継続しているソーシャルワーカーの「知」・「技術」・「価値」・「実践」を東京大会に結集し、今とこれからの社会のあり方とソーシャルワーク実践を展望しましょう。

■ 本会が表明した声明文、意見書、要望書等（2013～2022年度）

発信日		声明文／意見書／要望書等	発信先	備考
2013年度	7月14日	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）」についての意見	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 ホームレス自立支援係	
	7月31日	障害支援区分への見直し（案）に対する意見	厚生労働省 障害保健福祉部精神・障害保健課	
	8月7日	成年後見登記について（要望）	法務省 民事局長	
	8月28日	施設入所にもなう身元保証人の取り扱いについて（要望）	厚生労働省 老健局長	
	9月5日	障害者基本計画（案）についての意見	内閣府障害者施策担当	
	9月30日	平成25年度地域定着促進事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の予算減額の撤回を求める要望	厚生労働省 社会・援護局長	
	11月1日	生活困窮者自立支援法案に対する声明		
	11月14日	「生活困窮者自立支援法案」の附帯決議に関するお願い	衆議院厚生労働委員会委員各位	
	12月10日	介護保険制度見直しに係る意見書	社会保障審議会 介護保険部会 部会長	
	3月28日	生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見	厚生労働省 社会・援護局保護課	
2014年度	4月9日	避難生活等による精神的損害に係る賠償に関する要望書	東京電力株式会社 福島原子力補償相談室	
	6月30日	「子どもの貧困対策に関する検討会」意見の整理「大綱案に盛り込むべき事項」に対する意見	内閣府	
	8月8日	社会福祉士事務所の所在地を成年後見人等の住所として登録されている場合、その内容変更を当会の証明書で登記できるための照会	法務省 民事局長	
	8月14日	ガザ地区における人権侵害について（声明）		
	8月25日	社会福祉士を配置する際の都道府県社会福祉士会との連携について（お願い）	最高検察庁 総務部長	
	9月24日	子どもの貧困対策を総合的に推進するための要望	文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	
	10月10日	生活困窮者自立相談支援事業における人材配置に関するお願い	厚生労働省 社会・援護局長	
	1月28日	シリアにおける日本人拘束に対する声明		
	1月29日	指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する虐待事案の取り扱いについて	厚生労働省 老健局高齢者支援課 課長	
	1月29日	後見制度支援信託の社会福祉士への適用に関する要望書	最高裁判所事務総局家庭局 第二課長	
	3月16日	スクールソーシャルワーカーの配置について	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課 課長	
2015年度	7月17日	安全保障関連法案衆議院採決に関する会長声明		
	8月6日	安全保障関連法案衆議院採決に関する声明		
	9月16日	軽減税率導入の方法として個人番号カードを使用することに反対する声明		
	9月17日	「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書」に関する提案及び依頼	児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員長	
	9月19日	障害者差別解消法に基づく対応指針に関する意見の提出について	厚生労働省 法務省	
	10月21日	障害者差別解消法に基づく対応指針（総務省）に関する意見の提出について	総務省	
	11月25日	「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 骨子案」についての要望	厚生労働省 社会・援護局長 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会委員長	
	11月26日	「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」へのパブリックコメント	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課	
	11月30日	「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）」についての意見	厚生労働省 社会・援護局長 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会委員長	
	12月2日	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申（素案））へのパブリックコメント	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係	
	12月10日	障害者虐待通報者への賠償請求に対する声明		
	1月4日	「子供・若者育成支援推進大綱（案）に対する意見募集」へのパブリックコメント	内閣府	
	1月6日	障害者虐待通報者への賠償請求に対する要望	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長	
	1月29日	マイナンバーカード等の性別記載欄の廃止を求める声明		
	2月12日	障害者権利条約 第1回 日本政府報告に対するパブリックコメント	外務省 総合外交政策局 人権人道課総務班	
	2月22日	認知症徘徊列車事故訴訟・最高裁判決に向けて		

発信日		声明文／意見書／要望書等	発信先	備考
2015年度	3月7日	「予防接種実施規則の一部を改正する省令(案)」に対するパブリックコメント	厚生労働省 健康局健康課企画法令係	
	3月15日	認知症高齢者列車事故訴訟・最高裁判所判決への見解		
2016年度	4月1日	アルコール健康障害対策推進基本計画案に対するパブリックコメント	内閣府政策統括官(共生政策担当) 付 アルコール健康障害対策担当	
	5月14日	衆議院厚生労働委員会において、ALS当事者が参考人として出席できなかった件に関する声明		
	6月10日	「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」(最高裁判所事務総局)に対する意見表明		
	6月18日	意思決定支援を踏まえた成年後見制度の見直しと運用改善に関する本会意見の論点整理(中間まとめ)		
	6月30日	「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の改訂案に対するパブリックコメント	国土交通省 総合政策局安心生活政策課	
	7月26日	「津久井やまゆり園」障害者殺傷事件について		
	8月11日	「フリースクール等に関する検討会審議経過報告への意見」に対するパブリックコメント	文部科学省 初等中等教育局 フリースクール等担当	
	9月5日	地域生活定着促進事業における予算の安定確保について(要望書)	厚生労働省 社会・援護局長	
	9月20日	「平成29年度厚生労働科学研究費補助金について」へのパブリックコメント	厚生労働省 厚生科学課	
	10月27日	徳島県社会福祉士会元副会長に対する刑事告発報道に関する会長声明		
	11月6日	「社会福祉法人認可通知」に係るパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課	
	12月27日	「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」(カジノ法)に対する声明		
	1月21日	小田原市における生活保護担当職員による不適切なジャンパーの着用に対する声明		
	1月30日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令案」に対するパブリックコメント	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課	
	2月14日	我が国に暮らす外国人に対する生活保護法の適用についての会長談話(会長声明)		
	2月17日	「『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項について」意見	内閣府 成年後見制度利用促進担当室	
	2月27日	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針骨子案に対するパブリックコメント	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課	
	2月28日	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準についてのパブリックコメント	国土交通省 住宅局建築指導課	
2017年度	3月2日	障害福祉計画の国基本指針に関するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課	
	3月2日	児童福祉法施行規則等の改正に係るパブリックコメント	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室	
	3月6日	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に関するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室	
	4月7日	高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の推進に対する声明		
	4月26日	子育て世代包括支援センター業務ガイドライン試案に対するパブリックコメント	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課	
	5月26日	2018年度予算・制度に関する提案書(概要)	厚生労働省 社会・援護局局长及び関係省庁	
	6月26日	「児童発達支援ガイドライン(案)」に対するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室	
	6月26日	「自殺総合対策大綱」の見直し素案に対するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局総務課自殺対策推進室	
	8月28日	特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめへのパブリックコメント	特定複合観光施設区域整備推進本部事務局	
	9月14日	「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令案」等に関するパブリックコメント	厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課	
	9月28日	「介護保険事業計画基本指針案」に対するパブリックコメント	厚生労働省 老健局介護保険計画課	
	10月2日	「平成30年度厚生労働科学研究」に対するパブリックコメント	厚生労働省 厚生科学課	
	10月11日	「がん基本計画推進基本指針案」についてのパブリックコメント	厚生労働省 健康局がん・疾病対策課	

発信日		声明文／意見書／要望書等	発信先	備考
2017年度	10月30日	「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に関するパブリックコメント	文部科学省 生涯学習政策局政策課 教育改革推進室	
	11月9日	ロヒンギャ民族に対する重大な権利侵害に対する声明（日本ソーシャルワーカー連盟）		
	11月9日	「再犯防止推進計画（案）」に関するパブリックコメント	法務省 大臣官房秘書課	
	12月19日	生活保護基準額の引き下げに反対する緊急声明（日本ソーシャルワーカー連盟、日本ソーシャルワーク教育学校連盟）		
	12月28日	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令についてのパブリックコメント	厚生労働省 老健局老人保健課	
	12月28日	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令案についてのパブリックコメント	厚生労働省 老健局老人保健課	
	1月5日	新たな「高齢社会対策大綱」の骨子案に対するパブリックコメント	内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付 高齢社会対策担当	
	1月8日	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の改正についてのパブリックコメント	厚生労働省 職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課	
	1月19日	「平成30年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理（現時点の骨子）」に対するパブリックコメント	厚生労働省 保険局医療課	
	2月9日	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」についてのパブリックコメント	厚生労働省 医政局地域医療計画課	
	3月1日	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等についてのパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課	
	3月19日	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案についてのパブリックコメント	厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課	
2018年度	4月27日	佐賀県社会福祉士会における不祥事に関する会長声明		
	5月21日	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについてのパブリックコメント	厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室	
	5月30日	2019年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省 社会・援護局長等	
	6月27日	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関するパブリックコメント	厚生労働省 老健局介護保険計画課	
	7月5日	児童福祉に関する国家資格を創設するという報道についての声明		
	7月14日	「特定複合観光施設区域整備法案」に対する声明		
	7月26日	HIV感染不告知を理由に内定を取り消されたと病院側を提訴したという報道についての見解		
	8月28日	障害者雇用数の不適切な取扱いに対する批難声明		
	9月14日	指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件に関するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局保護課保護事業室	
	9月18日	ベトナムへの集団強制送還による家族分断に関する声明		
	10月4日	LGBTに対する一連の記事等への見解		
	10月10日	障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格案についてのパブリックコメント	農林水産省 食料産業局食品製造課	
	11月8日	特別養子制度の見直しに関する中間試案に対するパブリックコメント	法務省 民事局参事官室	
	12月3日	人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてのパブリックコメント	文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課	
	12月5日	児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見	社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ座長	
	12月13日	職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針案に対するパブリックコメント	人事院 事務総局人材局企画課制度班	
	12月18日	第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」における藤林委員提出資料に対する意見	社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ座長	
	1月10日	障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格案についてのパブリックコメント	農林水産省 食料産業局食品製造課	

発信日		声明文／意見書／要望書等	発信先	備考
2018年度	1月17日	無線従事者規則の改正に係るパブリックコメント	総務省 総合通信基盤局電波部電波政策課	
	3月7日	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についてのパブリックコメント	厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課	
	3月13日	児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の改正案へのパブリックコメント	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課虐待対策推進室	
	3月22日	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」についてのパブリックコメント	内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局	
	3月28日	平成の財政を振り返り、次の新たな時代に向かう意見募集	財務省 主計局調査課	
2019年度	6月28日	児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司にソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の必置に関する要望 ※添付資料「児童福祉司の質の確保及び向上に関する提案（報告書）」	厚生労働大臣	
	6月28日	2020年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省 社会・援護局長等	
	7月4日	社会福祉士会と弁護士会等との連携事業における活動費用に関する要望書	法務大臣 日本司法支援センター理事長	
	7月5日	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準案に関する意見	厚生労働省 社会・援護局保護課保護事業室	
	7月22日	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立についての声明		
	8月29日	第3次犯罪被害者等基本計画見直しに向けた要望・意見書	警察庁	
	9月24日	「HIV感染を告知しなかったことを理由に、ソーシャルワーカーとしての内定を取り消されたとして男性が病院側を提訴した判決に対する見解」		
	11月3日	子供の貧困対策に関する大綱案に対するパブリックコメント	政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(子どもの貧困対策担当)	
	11月21日	香港民主化運動における香港政府に対する要求		
	1月18日	「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(案)」について(概要)」に関する意見	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室	
	1月23日	日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)は子どもの虐待を防ぎ安心して子育てができる環境を重要視し「子ども家庭福祉士(仮称)」の創設に反対します		
	1月23日	「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見	消費者庁	
	1月30日	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ」に対する本会の見解について		
	3月6日	日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令案に関する意見	厚生労働省 社会・援護局保護課保護事業室	
	3月12日	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(案)」に関する意見	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課	
	3月16日	「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見	外務省 総合外交政策局人権人道課	
2020年度	4月1日	新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について		
	4月6日	津久井やまゆり園事件について		
	4月27日	特別定額給付金の支給方法について(要望)	総務省 自治行政局長	
	5月18日	新型コロナウイルス感染症防止に伴う社会的課題への対応について	厚生労働大臣	
	6月4日	2021年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省(社会・援護局、老健局、子ども家庭局)、文部科学省、法務省、総務省、内閣府	
	6月4日	登校再開後の対応及び学生支援緊急給付金事業について(要望)	文部科学省 (初等中等教育局長、高等教育局長)	
	6月4日	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域再犯防止推進モデル事業の継続について(要望)	法務省 大臣官房秘書課長	
	6月12日	地域共生社会の実現に向けた社会福祉士及び精神保健福祉士の活用に関する附帯決議に対する声明		
	6月24日	スクールソーシャルワーカーの具体的な役割に関わる理解促進等について(要望)	文部科学省 初等中等教育局	
	7月17日	生活保護基準引き下げを巡る訴訟判決についての声明		

発信日		声明文／意見書／要望書等	発信先	備考
2020年度	8月7日	旧優生保護法被害者の国家賠償請求訴訟に関する声明		
	8月21日	「黒い雨」訴訟判決の控訴に対する声明		
	9月7日	「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」についての意見	内閣府 男女共同参画局 第5次基本計画策定専門調査会	
	11月2日	法制審議会の少年法の改正にかかる答申に対する声明—18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について—		
	12月22日	旧優生保護法訴訟大阪地裁 判決に対する声明		
	1月8日	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案」に関する意見	厚生労働省 老健局老人保健課	
	2月4日	「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術が必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」取りまとめに対する声明		
	2月24日	「子ども家庭福祉に関する資格について（要望）」	厚生労働大臣	
	3月4日	子ども家庭福祉に関する資格について（要望）	厚生労働副大臣	
	3月25日	「結婚の自由をすべての人に」の札幌地裁判決への見解		
2021年度	4月17日	「少年法改正法案への声明—18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について—」		
	4月21日	子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見	社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 座長	（本会と日本精神保健福祉士協会の連名）
	4月21日	子ども家庭福祉に関する資格のあり方について	厚生労働省 子ども家庭局長	
	4月25日	「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」に関する意見	法務省民事局	
	4月28日	子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見	社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 座長	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会との連名）
	5月27日	「少年法改正への声明—18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について—」		（参議院可決後の声明）
	6月2日	2022年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省（社会・援護局、老健局、子ども家庭局）、文部科学省、法務省、内閣府、総務省、中小企業庁	
	6月25日	ミャンマーの民主主義にかかる声明について		日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明
	7月21日	社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント		
	8月10日	「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話に対する声明		日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明
	9月17日	生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化に対する声明		日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明
	9月27日	社会福祉士国家試験の在り方について（意見）	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会 構成員	
	11月5日	子ども家庭福祉分野の資格について（意見）	社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 座長	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
	12月7日	子ども家庭福祉分野の資格について（意見）	厚生労働大臣	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
	12月17日	子ども家庭福祉分野の資格について（要望）	社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 座長	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
	2月18日	「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）」に関するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課	
	2月25日	旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明		日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明
	3月2日	ウクライナにおける軍事侵略にかかる声明について		日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明
	3月2日	アフガニスタン情勢にかかる声明について		日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明
	3月23日	社会福祉士国家試験の在り方に関する意見	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室	
2022年度	4月24日	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（案）に係るパブリックコメント	出入国在留管理庁政策課 外国人施策推進室	

発信日		声明文／意見書／要望書等	発信先	備考
2022年度	6月10日	2023年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省（社会・援護局、老健局、子ども家庭局）、文部科学省、法務省、内閣府、総務省	
	8月26日	若者を対象にした「サケビバ！日本産酒類の発展・振興を考えるビジネスコンテスト」の中止を求める緊急要望書	国税庁長官、厚生労働大臣	（本会、ASK、全日本断酒連盟、日本アディクション看護学会、日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会、イッキ飲み防止連絡協議会、主婦連合会との連名）
	8月28日	新たな「自殺総合対策大綱」の素案に関する意見	厚生労働省 社会・援護局総務課 自殺対策推進室	
	9月30日	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見	厚生労働省 老健局長	
	11月21日	実習指導者講習会修了者名簿の性別記載欄の廃止について（要望）	厚生労働省 社会・援護局	（本会、日本医療ソーシャルワーカー協会との連名）
	1月30日	要望書 （子ども家庭庁の創設にあたり、子ども家庭施策の推進の充実と子どもを支援する体制の構築を図るための要望）	文部科学大臣	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
	1月31日	要望書 （ 同上 ）	厚生労働大臣	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
	2月8日	要望書 （ 同上 ）	こども政策担当大臣	（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）

※発信者の法人格は省略。

■ 日本社会福祉士会 公的審議会及び委員会等への参画（2013～2022年度）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2013年度	・社会福祉専門職団体協議会委員（鎌倉会長、星野常任理事、平田理事（国際）、小笹事務局長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会委員（鎌倉会長、小笹事務局長）
	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域会議会計担当（平田理事）
	・社会福祉振興・試験センター評議員（鎌倉会長）
	・日本社会福祉士養成校協合理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉教育学校連盟理事（鎌倉会長）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野常任理事）
	・福利厚生センター評議員（愛沢副会長）
	・日本社会事業大学評議員（鎌倉会長）
	・日本社会事業大学（専門職大学院）審査委員（松山副会長）
	・日本介護支援専門員協合理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉学会関東部会運営委員（原田理事・学会運営委員会委員長）
	・日本障害者協議会協議員（服部理事）
	・日本障害者協議会理事（石井理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（石井理事）
	・全国社会福祉協議会「地域福祉権利擁護に関する検討委員会」委員（星野常任理事）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（高良理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野常任理事）
	・中央福祉人材センター運営委員会委員（松山副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会委員（愛沢副会長）
	・文部科学省子どもを見守り育てるネットワーク推進会議委員（愛沢副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（鎌倉会長）
	・日本子ども家庭総合研究所東日本大震災中央子ども支援センター協議会（愛沢副会長）
	・自殺予防総合対策センター自殺対策ネットワーク協議会（小嶋常任理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（齋藤憲磁氏・成年後見委員会委員）
	・厚生労働省地域包括ケア推進指導者養成研修企画会議委員（塚本鋭裕氏・権利擁護事業委員会委員）
	・厚生労働省「地域ケア会議コーディネーター育成研修 企画委員会」（崎山理事）
	・HIT「相談支援機関設置・運営方針の作成に関する調査研究」委員（高橋理事）
	・自殺予防総合対策センター自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会（小嶋常任理事）
	・日本老年医学会介護連携検討委員会委員（菊地和則氏・権利擁護事業委員会委員）
	・厚労省老健局「地域ケア会議に係る演習事業企画委員」委員（崎山理事）
	・支援の三角点設置研究会「精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業」委員（石井理事、鶴田安弘氏）
	・南高愛隣会「障がい者地域生活支援全国ネットワーク事業」実行委員（石井理事、市川知律氏）
	・三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）「認知症高齢者等の利用に資するグッズ、日用品等に関する調査研究事業」（栗林理事）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の要因分析に関する調査研究事業」（石崎剛氏・権利擁護事業委員会委員）
	・社養協「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」委員会委員（柏常任理事）
	・消費者庁「高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材の作成等に関する検討委員会」委員（東京社会福祉士会大輪会長）
2014年度	・社会保障審議会福祉部会委員（鎌倉会長）
	・社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会委員（鎌倉会長）
	・厚生労働省福祉人材確保対策検討会構成員（鎌倉会長）
	・社会福祉専門職団体協議会委員（鎌倉会長、愛沢副会長、大島了氏・国際委員会委員）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会委員（鎌倉会長）
	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域会議会計担当（平田美智子氏・国際委員会委員）
	・社会福祉振興・試験センター評議員（鎌倉会長）
	・日本社会福祉士養成校協合理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉教育学校連盟理事（鎌倉会長）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野理事）
	・福利厚生センター評議員（愛沢副会長）
	・日本社会事業大学評議員（鎌倉会長）
	・日本社会事業大学（専門職大学院）審査委員（松山副会長）
	・日本介護支援専門員協合理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉学会関東部会運営委員（原田欣宏氏・学会運営委員会委員長）
	・日本障害者協議会協議員（服部理事）
	・日本障害者協議会理事（石井理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（石井理事）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（松山副会長）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会委員（松山副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会委員（愛沢副会長）
	・文部科学省子どもを見守り育てるネットワーク推進会議委員（愛沢副会長）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（愛沢副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（山村相談役・鎌倉会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構 認定委員会委員（鹿嶋隆志氏・認定社会福祉士登録機関運営委員会委員長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構 スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（空閑理事）
	・自殺予防総合対策センター 自殺対策ネットワーク協議会（小嶋理事）
	・自殺予防総合対策センター 自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会（小嶋理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（齋藤憲磁氏・成年後見委員会委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク（小嶋理事）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2014年度	・日本社会福祉士養成校協会「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」委員会委員（柏常任理事）、DWAT 研修検討会議委員（角山信司氏・災害支援プロジェクトチーム委員）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の要因分析及地方自治体の施策促進に関する調査研究事業」委員会委員（石崎剛氏・権利擁護事業委員会委員）
	・厚生労働省「地域ケア会議に係る実習事業企画委員会」委員（崎山賢士氏・地域包括ケア推進委員会（高齢在宅班）委員長）
	・日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業／調査2：社会福祉士養成にかかる実習指導者を対象とした調査（指導者調査）」委員会委員（田上明氏・実習指導者研修委員会委員長、熊坂聡氏・実習指導者研修委員会委員、島崎義弘氏（WG）・実習指導者研修委員会委員）
	・日本介護支援専門員協会介護支援専門員研修改善事業研修向上委員会委員（中恵美氏・地域包括ケア推進委員会委員）
	・「日本ソーシャルワーク学会 2015 年度第 32 回大会」実行委員会委員（原田欣宏氏・学会運営委員会委員長）
2015年度	・社会福祉専門職団体協議会委員（鎌倉会長、愛沢副会長、中島理事）
	・社会福祉専門職団体協議会国際委員会委員（中島理事、大島了氏、平田美智子氏）
	・社会福祉専門職団体協議会ハンセン病委員会（愛沢副会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会委員（鎌倉会長、小笹事務局長）
	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域会議会計担当（平田美智子氏・社会福祉専門職団体協議会国際委員会委員）
	・社会福祉振興・試験センター評議員（鎌倉会長）
	・日本社会福祉士養成校協会理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉教育学校連盟理事（鎌倉会長）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野美子氏）
	・福利厚生センター評議員（愛沢副会長）
	・日本社会事業大学評議員（鎌倉会長）
	・日本社会事業大学（専門職大学院）審査委員（松山副会長）
	・日本介護支援専門員協会理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉学会関東部会運営委員（原田欣宏氏・学会運営委員会委員長）
	・日本障害者協議会協議員（山崎副会長）
	・日本障害者協議会理事（市川理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（市川理事）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（山崎副会長）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（松山副会長）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野美子氏）
	・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会委員（松山副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会委員（愛沢副会長）
	・文部科学省子どもを見守り育てるネットワーク推進会議委員（愛沢副会長）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会（愛沢副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（鎌倉会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構 認定委員会委員（鹿嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構 スーパービジョン企画運営委員会委員（前嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏・網紀委員会副委員長）
	・自殺予防総合対策センター 自殺対策ネットワーク協議会（高橋理事）
	・自殺予防総合対策センター 自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会（高橋理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（齋藤憲磁氏・成年後見委員会委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク（高橋理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会 総合リハビリテーション研究大会常任委員（愛沢副会長）
	・日本老年医学会介護連携検討委員会（菊地和則氏）
	・「地域ケアリング」企画編集委員会（愛沢副会長）
	・「日本ソーシャルワーク学会 2015 年度第 32 回大会」実行委員（原田欣宏氏・学会運営委員会委員長）
	・日本社会福祉士養成校協会「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」委員（柏浩文氏）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の解決・共有に関する調査研究事業」プロジェクト委員会及び作業部会委員（市川理事）
	・「平成 27 年度地域ケアを推進するための地域ケア会議運営強化事業」（実施主体：厚生労働省老健局振興課、受託先：日本能率協会総合研究所）企画委員（中恵美氏・地域包括ケア推進委員会委員）
	・日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業」委員会委員（田上明氏・生涯研修センター企画・運営委員会実習担当委員）
	・大阪府立大学「スクールソーシャルワークの評価支援」客員研究員（愛沢副会長）
2016年度	・社会保障審議会福祉部会（鎌倉会長）
	・社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（鎌倉会長）
	・社会福祉振興・試験センター評議員（鎌倉会長）
	・日本社会福祉教育学校連盟理事（鎌倉会長）
	・日本社会福祉教育学校連盟認証評価委員会委員（古井慶治氏、中田雅章氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・日本社会福祉教育学校連盟判定委員会委員（古井慶治氏）
	・日本社会福祉教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋理事）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（鹿嶋理事）
	・福利厚生センター評議員（愛沢副会長）
	・日本介護支援専門員協会理事（鎌倉会長）
	・日本社会事業大学評議員（鎌倉会長）
	・日本社会事業大学（専門職大学院）審査員（松山副会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会本委員会（鎌倉会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会事務局長会議（小笹事務局長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会政策研究会委員（渥塚企画室長）
	・社会福祉専門職団体協議会本委員会委員（鎌倉会長、愛沢副会長、中島理事）
	・社会福祉専門職団体協議会国際委員会（中島理事、大島了氏）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2016年度	・社会福祉専門職団体協議会ハンセン病委員会委員（愛沢副会長）
	・社会福祉専門職団体協議会ナショナル定義検討会（愛沢副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事會理事（鎌倉会長、松山副会長、渡部理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会委員（鹿嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏・網紀委員会副委員長）
	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域会計担当（平田美智子氏）
	・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会委員（松山副会長）
	・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（保正友子氏）
	・日本障害者協議会総会協議員（山崎副会長）
	・日本障害者協議会理事會理事（市川理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（市川理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野美子氏）
	・全国社会福祉協議会理事會理事（鎌倉会長）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（山崎副会長）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（松山副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会（愛沢副会長）
	・文部科学省子どもを見守り育てるネットワーク推進会議委員（愛沢副会長）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（愛沢副会長）
	・自殺予防総合センター自殺予防ネットワーク協議会委員（高橋理事）
	・自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会委員（高橋理事）
	・日本精神保健福祉士協会クロバー運営委員会委員（齋藤憲磁氏・ばあとなあ運営協議会成年後見研修開発プロジェクト委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク（高橋理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（愛沢副会長）
	・日本老年医学会介護連携検討委員会委員（山崎副会長）
	・『地域ケアリング』企画編集委員会編集委員（愛沢副会長）
	・大阪府立大学「スクールソーシャルワークの評価支援」客員研究員（愛沢副会長）
	・「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の解決・共有に関する調査研究事業」（認知症介護研究・研修仙台センター）プロジェクト委員会及び作業部会委員（市川理事）
	・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（松友理事）
	・日本社会福祉士養成校協会「平成28年度地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業」（竹田理事）
	・日本社会福祉士養成校協会「地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業」（社会福祉推進事業） ——親委員会・調査事業委員会（竹田理事、山本繁樹氏） ——カリキュラムポリシー委員会（島野光正氏）
	・社会福祉法人東北福祉会「平成28年度認知症カフェの実態に関する調査研究事業」（竹田理事）
	・日本社会福祉士養成校協会「災害福祉支援活動研修実施事業」（山本理事）
	・内閣府「成年後見制度利用促進委員会」（池田参事）
	・NPO 地域ケア政策ネットワーク「成年後見制度の普及・利用促進を推進するための市町村による広域連携の取組に関する調査研究事業」（池田参事）
2017年度	・社会保障審議会福祉部会（西島会長）
	・社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（西島会長）
	・社会福祉振興・試験センター評議員（西島会長）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟認証評価委員会委員（中田理事、古井慶治氏）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟判定委員会委員（古井慶治氏）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋弘氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（鹿嶋理事）
	・福利厚生センター評議員（山崎副会長）
	・福利厚生センター監事（愛沢隆一氏）
	・日本介護支援専門員協会理事（西島会長）
	・日本社会事業大学評議員（西島会長）
	・日本社会事業大学（専門職大学院）審査員（松山副会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会本委員会委員（西島会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会事務局長会議（小笹事務局長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会政策研究会委員（遅塚企画室長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟本委員会委員（西島会長、中島副会長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会委員（中島副会長、平田美智子氏、大島了氏、森恭子氏）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会委員（中島副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事會理事（西島会長、松山副会長、鎌倉相談役）
	・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会委員（鹿嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋弘氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏）
	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域会計担当（平田美智子氏）
	・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会委員（松山副会長）
	・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（保正友子氏）
	・日本障害者協議会総会協議員（山崎副会長）
	・日本障害者協議会理事會理事（石井理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（石井理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会評議員会評議員（西島会長）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（山崎副会長）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2017年度	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（松山副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会（栗原理事）
	・文部科学省子どもを見守り育てる推進ネットワーク会議委員（栗原理事）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（栗原理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（齋藤憲磁氏・ばあととなあ運営協議会成年後見テキスト開発プロジェクトチーム委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員（島崎理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（愛沢隆一氏）
	・福祉医療機構社会福祉振興助成事業審査・評価委員（遅塚企画室長）
	・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（石井理事）
	・株式会社インターリス্ক総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業（平成29年度厚生労働省社会福祉推進事業）」検討委員（石井理事）
	・大阪府立大学「スクールソーシャルワークの評価支援」客員研究員（愛沢隆一氏）
	・日本医療社会福祉協会「災害福祉支援基礎研修実施事業」委員会委員（山本理事）
	・東京都「自殺総合対策東京会議 計画策定部会」委員（小高真美氏・自殺予防ソーシャルワーク研究委員会委員）
	・宮城県仙台市「いじめ問題再調査委員会」委員（栗原理事）
	・日本医療社会福祉協会「保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修運営委員会」委員（前嶋弘氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「認知症の家族等介護者支援に関する調査研究事業（平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）」委員（中澤伸氏・地域包括ケア推進委員会委員）
	・「介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援方法の整備事業（平成29年度厚生労働省）」委員（佐藤正枝氏・地域包括ケア推進委員会委員）
	・厚生労働省委託事業 SOMPO リスケアマネジメント株式会社「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）」改訂委員会委員（今井理事）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業」委員（今井理事）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待における重篤事案等にかかる個別事例についての調査研究事業」委員（田村満子氏・虐待対応力向上に向けた体制整備のあり方検討プロジェクトチーム委員）
	・内閣府「成年後見制度利用促進委員会」委員（池田参事）
2018年度	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋弘氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（鹿嶋理事）
	・福利厚生センター評議員（山崎副会長）
	・福利厚生センター監事（愛沢隆一氏）
	・日本介護支援専門員協会理事（西島会長）
	・日本社会事業大学評議員（西島会長）
	・日本社会事業大学（専門職大学院）審査員（松山副会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会本委員会委員（西島会長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会事務局長会議（小笹事務局長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会政策研究会（遅塚企画室長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟本委員会委員（西島会長、中島副会長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会（中島副会長、平田美智子氏、大島了氏、森恭子氏）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会（中島副会長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟倫綱領委員会委員（西島会長、中田理事、前嶋弘氏）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ソーシャルワーカー関係団体あり方検討プロジェクト（西島会長、中島副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（西島会長、松山副会長、鹿嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会委員（鹿嶋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋弘氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏）
	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域会計担当（平田美智子氏）
	・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会（松山副会長）
	・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（成田すみれ氏・学会運営委員会）
	・日本障害者協議会総会協議員（山崎副会長）
	・日本障害者協議会理事会理事（石井理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（石井理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会評議員会評議員（西島会長）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会（山崎副会長）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会（松山副会長）
	・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（中島副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会（栗原理事）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会（栗原理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（齋藤憲磁氏・ばあととなあ運営協議会成年後見テキスト開発プロジェクトチーム委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク（島崎理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（石井理事）
	・福祉医療機構社会福祉振興助成事業審査・評価委員（遅塚企画室長）
	・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（石井理事）
	・大阪府立大学「スクールソーシャルワークの評価支援」客員研究員（栗原理事）
	・日本医療社会福祉協会「災害福祉支援基礎研修実施事業」委員会委員（山本理事）
	・東京都「自殺総合対策東京会議計画策定部会」委員（小高真美氏）
	・宮城県仙台市いじめ問題再調査委員会委員（栗原理事）
	・日本医療社会福祉協会保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修運営委員会委員（前嶋弘氏・生涯研修センター企画・運営委員会委員）
	・富山大学いじめ問題調査委員会委員（栗原理事）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2018年度	・認知症介護研究・研修仙台センター「認知症の人の家族等介護者への効果的な支援のあり方に関する研究事業」委員（中澤伸氏・地域包括ケア推進委員会委員） ・全国家庭養護推進ネットワーク（西島会長） ・社会福祉振興・試験センター評議員（西島会長） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事（西島会長） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟認証評価委員会委員（中田理事、古井慶治氏） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟判定委員会委員（古井慶治氏） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋弘氏） ・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野理事） ・福利厚生センター評議員（山崎副会長） ・日本介護支援専門員協合理事（西島会長） ・日本社会事業大学評議員（西島会長） ・日本社会事業大学（専門職大学院）審査員（中山理事） ・ソーシャルケアサービス研究協議会本委員会委員（西島会長、小笹事務局長） ・日本ソーシャルワーカー連盟本委員会委員（西島会長、中島副会長） ・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会委員（伊東理事、平田美智子氏、森恭子氏） ・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会委員（中島副会長） ・日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会委員（西島会長、中田理事、前嶋弘氏） ・日本ソーシャルワーカー連盟ソーシャルワーカー関係団体あり方検討プロジェクト委員（西島会長、中島副会長）
2019年度	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（西島会長、栗原副会長、橋理事） ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会委員（鹿嶋隆志氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋弘氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士登録者7000人達成に向けたタスクフォース（中島副会長、鹿嶋隆志氏） ・中央福祉人材センター運営委員会委員（山崎副会長） ・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（成田すみれ氏・学会運営委員会委員） ・日本障害者協議会総会協議員（山崎副会長） ・日本障害者協議会理事会理事（石井昌明氏）、オブザーバー（伊東理事） ・日本障害者協議会政策委員会委員（石井昌明氏）、オブザーバー（伊東理事） ・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事） ・全国社会福祉協議会評議員会評議員（西島会長） ・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（山崎副会長） ・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（中島副会長） ・法務省「社会を明るくする運動」中央推進委員会委員（山崎副会長） ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（山崎副会長） ・厚生労働省児童虐待防止対策協議会（栗原副会長） ・厚生労働省子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（栗原副会長） ・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（栗原副会長） ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員（島崎理事） ・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（伊東理事） ・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（伊東理事） ・全国空き家対策推進協議会（事務局対応） ・全国社会福祉協議会「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」（国委託事業）企画委員会、演習企画ワーキンググループ（星野理事） ・みずほ情報総研株式会社「被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業」検討委員会委員（星野理事） ・PwC コンサルティング合同会社「法人後見の取り組み推進についての研究」事業検討委員会委員（星野理事）
2020年度	・社会福祉振興・試験センター評議員（西島会長） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事（西島会長） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟認証評価委員会委員（中田理事、古井慶治氏） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟判定委員会委員（古井慶治氏） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋弘氏） ・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野理事） ・福利厚生センター評議員（山崎副会長） ・日本介護支援専門員協合理事（西島会長） ・日本社会事業大学評議員（西島会長） ・ソーシャルケアサービス研究協議会本委員会委員（西島会長、小笹事務局長） ・日本ソーシャルワーカー連盟本委員会委員（西島会長、中島副会長） ・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会委員（伊東理事、平田美智子氏、森恭子氏） ・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会委員（中島副会長） ・日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会委員（西島会長、中田理事、前嶋弘氏） ・日本ソーシャルワーカー連盟ソーシャルワーカー関係団体あり方検討プロジェクト委員（西島会長、中島副会長） ・認定社会福祉士認証・認定機構理事（西島会長、栗原副会長、橋理事） ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会委員（鹿嶋隆志氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋弘氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏、中西一郎氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士登録者7000人達成に向けたタスクフォース（中島副会長、鹿嶋隆志氏） ・中央福祉人材センター運営委員会委員（山崎副会長） ・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（成田すみれ氏・学会運営委員会委員） ・日本障害者協議会総会協議員（山崎副会長）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2020年度	・日本障害者協議会理事会オブザーバー（伊東理事）
	・日本障害者協議会政策委員会オブザーバー（伊東理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会評議員会評議員（西島会長）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（山崎副会長）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（中島副会長）
	・法務省「社会を明るくする運動」中央推進委員会委員（山崎副会長）
	・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（山崎副会長）
	・消費者庁消費者教育推進会議（山崎副会長）
	・厚生労働省児童虐待防止対策協議会（栗原副会長）
	・厚生労働省子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術が必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（栗原副会長）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会（栗原副会長）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員（島崎理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（伊東理事）
	・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（伊東理事）
	・全国空き家対策推進協議会（事務局対応）
	・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」（国委託事業）企画委員会、演習企画ワーキンググループ（星野理事）
	・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかる運営委員会委員派遣（星野理事）、専門相談員の派遣（星野理事、稲吉江美氏・権利擁護センターばあとあ運営協議会）
	・みずほ情報総研株式会社「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」企画委員会委員派遣（星野理事）
	・株式会社博報堂「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業」の制作物における検討委員会委員派遣（星野理事）
	・日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会（山下康氏）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（熊倉千雅氏・後見委員会委員）
	・日本認知症官民協議会（事務局対応）
2021年度	・社会福祉振興・試験センター評議員（西島会長）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事（西島会長）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟認証評価委員会委員（中田理事、古井慶治氏）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋弘氏）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）
	・福利厚生センター評議員（山崎智美氏、中田副会長）
	・日本介護支援専門員協会理事（西島会長）
	・日本社会事業大学評議員（西島会長）
	・日本社会事業大学審査員（中山理事）
	・ソーシャルケアサービス研究協議会本委員会委員（西島会長、中島副会長、牧野事務局長）
	・ソーシャルケアサービス研究協議会事務局長会議（牧野事務局長）
	・ソーシャルケアサービス研究協議会政策研究委員会委員（西島会長、中島副会長、岡本理事）
	・日本ソーシャルワーカー連盟本委員会委員（西島会長、中島副会長、栗原理事）
	・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会委員（伊東理事、森恭子氏）
	・日本ソーシャルワーカー連盟国際関係サポーター（大島了氏、小竹一嘉氏、原口美佐代氏、平田美智子氏、南野奈津子氏）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会委員（中島副会長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ソーシャルワーカー関係団体あり方検討プロジェクト委員（西島会長、中島副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（西島会長、中田副会長、橋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会委員（鹿嶋隆志氏）
	・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋弘氏）
	・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏、中西一郎氏）
	・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（成田すみれ氏・学会運営委員会委員）
	・日本障害者協議会総会協議員（安藤副会長）
	・日本障害者協議会理事（伊東理事）
	・日本障害者協議会政策委員会委員（伊東理事）
	・全国社会福祉協議会評議員会評議員（西島会長）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（安藤副会長）
	・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会委員（中田副会長）
	・中央福祉人材センター運営委員会委員（安藤副会長）
	・全国社会福祉協議会「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」（国委託事業）企画委員会、演習企画ワーキンググループ（星野理事）
	・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかる運営委員会委員派遣（星野理事）、専門相談員の派遣（星野理事、稲吉江美氏・権利擁護センターばあとあ運営協議会）
	・法務省「社会を明るくする運動」中央推進委員会委員（中田副会長）
	・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（安藤副会長）
	・消費者庁消費者教育推進会議委員（安藤副会長）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（中田副会長）
	・西日本こども研修センターあかし運営委員会委員（栗原理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（熊倉千雅氏・後見委員会委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員（公文理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（伊東理事）
	・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（伊東理事）
	・全国空き家対策推進協議会（事務局対応）
	・日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会（山下理事）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2021年度	・身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会構成委員（森戸崇行氏）
	・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員（星野理事）
	・日本認知症官民協議会（事務局対応）
	・地域包括ケア学会評議員（西島会長）
	・日本ボランティアコーディネーター協会 市民の参加と協働を進めるコーディネーションの実践型研修企画委員会委員（佐藤正枝氏）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」検討委員会委員（安藤副会長）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待防止における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業」検討委員会委員（菊地和則氏）
	・一般財団法人日本総合研究所 成年後見利用促進現状調査一式 委員（星野理事）
	・株式会社日本総合研究所「介護支援専門員の資質の向上に資する研修等のあり方に関する事業」委員（中澤伸氏）
	・日本司法支援センター「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」検討委員会委員、ワーキング・グループ委員（星野理事）
	・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」企画委員会委員（星野理事）
	・株式会社 NTT データ経営研究所「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業」調査検討委員会委員、ワーキング・グループ委員（菊地和則氏）
	・自殺総合対策東京会議 計画評価・策定部会委員（小高真美氏）
	・町田市成年後見制度利用促進協議会委員（星野理事）
2022年度	・社会福祉振興・試験センター評議員（西島会長）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事（西島会長）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟認証評価委員会委員（中田副会長・古井慶治氏）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会委員（前嶋弘氏）
	・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野理事）
	・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）
	・福利厚生センター評議員（中田副会長）
	・日本介護支援専門員協会理事（西島会長）
	・日本社会事業大学評議員（西島会長）
	・日本社会事業大学評議員審査員（中山理事）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会（西島会長、中島副会長、牧野事務局長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会事務局長会議（牧野事務局長）
	・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会政策研究会委員（西島会長、中島副会長、岡本理事）
	・日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議（西島会長、中島副会長、栗原理事）
	・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会（伊東理事、平田美智子氏、森恭子氏・多文化ソーシャルワークプロジェクトメンバー）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会委員（中島副会長）
	・日本ソーシャルワーカー連盟ソーシャルワーカー関係団体あり方検討プロジェクト委員（西島会長、中島副会長）
	・認定社会福祉士認証・認定機構理事（西島会長、中田副会長、橋理事）
	・認定社会福祉士認証・認定機構個人認定委員会委員（鹿嶋隆志氏）
	・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン企画運営委員会委員（前嶋弘氏）
	・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏、中西一郎氏）
	・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（丸山晃氏・学会運営委員会委員）
	・日本障害者協議会協議員（安藤副会長、山下理事）
	・日本障害者協議会理事（山下理事）
	・日本障害者協議会総務委員会委員（山下理事）
	・全国社会福祉協議会評議員（西島会長）
	・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（安藤副会長）
	・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会委員（安藤副会長）
	・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」運営委員会委員（星野理事）
	・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」アドバイザー（星野理事、稲吉江美氏（10月まで）、谷川ひとみ氏（11月より）・後見委員会都道府県体制整備支援プロジェクトチームメンバー）
	・法務省「社会を明るくする運動」中央推進委員会委員（中田副会長）
	・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（安藤副会長）
	・消費者庁消費者教育推進会議委員（安藤副会長）
	・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（中田副会長）
	・西日本こども研修センターあかし運営委員会委員（栗原理事）
	・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（熊倉千雅氏・後見委員会委員）
	・生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員（公文理事）
	・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（伊東理事）
	・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（伊東理事）
	・日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会（山下理事）
	・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員（星野理事）
	・厚生労働省社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会委員（竹田理事）
	・厚生労働省子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及び同ワーキンググループ（田村満子氏）
	・厚生労働省身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会構成員（森戸崇行氏）
	・日本認知症官民協議会参加団体（事務局対応）
	・成年後見制度利用促進専門家会議構成員（星野理事）
	・地域包括ケア学会評議員（西島会長）
	・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割のあり方構成員（梅本政隆氏・地域包括ケア推進委員会委員）
	・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会3 相談支援に係る実務的な相互連携のあり方構成員（千野慎一郎氏・生活困窮者支援委員会委員）
	・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター法人後見運営委員会委員（星野理事）

	公的審議会・委員会等への参画一覧
2022年度	・日本ボランティアコーディネーター協会「市民の参加を支える人材の“越境型プラットフォーム”構築事業」実行委員会実行委員（佐藤正枝氏・地域包括ケア推進委員会委員）
	・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」委員（安藤副会長、田村満子氏）
	・みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社「成年後見制度利用促進体制整備研修・広報啓発事業（指導者養成研修）」検討委員会及び作業部会（ワーキンググループ）委員（星野理事）
	・商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会」委員（星野理事）
	・広済堂任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業の制作物における企画委員会委員（星野理事）
	・長寿社会開発センター「成年後見制度利用促進体制整備研修」研修企画委員会委員（星野理事）
	・長寿社会開発センター「成年後見制度利用促進体制整備研修」研修企画委員会応用研修ワーキンググループ（星野理事）
	・自殺総合対策東京会議計画 評価・策定部会委員（小高真美氏）
	・日本医療ソーシャルワーカー協会「3 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）相談対応研修に係る検討会議」委員（伊東理事、公文理事）
	・地域共生政策自治体連携機構「市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会」委員（星野理事）
	・日本ソーシャルワーク教育学校連盟「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究」委員（竹田理事）
	・日本総合研究所「自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業」委員（篠田浩氏・高齢者虐待対応マニュアル改訂に係る調査研究事業プロジェクトメンバー（厚生労働省委託事業））
	・日本総合研究所「成年後見制度利用促進体制整備研修」（国委託事業）委員（星野理事）
	・日本総合研究所「モデル事業研修プログラム等作成及びブレ研修実施業務」委員（星野理事）
	・日本総合研究所「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」「権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業のあり方に関する研究事業」（渡邊一郎氏）
	・日本総合研究所「権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業のあり方に関する研究事業」委員（渡邊一郎氏）
	・日本電気株式会社「自治体による高齢者虐待対応の平準化に資する AI の活用に関する調査研究事業」委員（安藤副会長）

■ 日本社会福祉士会 補助金・助成金事業一覧（2013～2022年度）

	事業名称	補助団体
2013年度	被疑者・被告人への福祉的支援に関する弁護士・社会福祉士の連携モデル事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	社会福祉士のスーパービジョン体制の確立等に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	社会福祉人材養成・研修助成事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
2014年度	生活困窮者自立相談支援機関における主任相談支援員を対象とした現任研修の開発及び試行事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究	厚生労働省老健局（老人保健健康増進等事業）
	障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業	厚生労働省障害保健福祉部
	「家族・地域のつながりの再構築」にむけた介護保険施設相談員の支援のあり方に関する調査研究	公益社団法人全国老人福祉施設協議会（老施協総研調査研究助成金）
	滞日外国人支援に携わる人材の養成に関する調査研究事業	公益財団法人日本社会福祉弘済会
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	社会福祉人材養成・研修助成事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
2015年度	権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究	厚生労働省老健局（老人保健健康増進等事業）
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	社会福祉人材養成・研修助成事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
2016年度	ソーシャルワークの実践現場における自殺予防のアセスメントツール開発および全国展開にむけた人材養成事業	厚生労働省社会・援護局（平成28年度自殺防止対策事業）
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター（ICTを活用した研修提供体制基盤構築及び試行事業）
	ICTを活用した研修提供体制基盤構築及び試行事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター（社会福祉人材養成・研修助成事業）
	西原村及び益城町の被災地住民の生活を支援するための活動	中央共同募金会（赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州」（ボラサポ・九州））
2017年度	地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業	厚生労働省（老人保健健康増進等事業）
	地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	自殺予防ソーシャルワークに関するテキスト開発およびリーダー養成研修事業	厚生労働省社会・援護局（平成29年度自殺防止対策事業）
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	ICTを活用した研修提供体制基盤構築及び試行事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業	社会福祉法人中央共同募金会
	認定社会福祉士等の資質向上に資するグループスーパービジョン・モデル構築に関する研究事業（1年目）	公益財団法人社会福祉振興・試験センター（平成29年度社会福祉振興関係調査研究助成金）
	プロボノプロジェクト	サービスグラント

	事業名称	補助団体
2018年度	成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業	厚生労働省老健局（老人保健健康増進等事業）
	障害児者の相談支援を担う主任相談支援専門員養成研修等一式	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	ICTを活用した研修提供体制基盤構築及び試行事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業	中央共同募金会（赤い羽根福祉基金）
	認定社会福祉士等の資質向上に資するグループスーパービジョン・モデル構築に関する研究事業（2年目）	公益財団法人社会福祉振興・試験センター（平成30年度社会福祉振興関係調査研究助成金）
	愛媛県大洲市の被災地住民の生活支援をするための活動	中央共同募金会（赤い羽根「平成30年7月豪雨災害ボランティアNPO活動サポート基金」）
	障害児者の相談支援を担う主任相談支援専門員養成研修等一式	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
2019年度	中核機関の先駆的取組調査研究事業	厚生労働省社会・援護局 （生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）
	現任社会福祉士に対する実践力向上のための育成等に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	ICTを活用した研修提供体制基盤充実事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省老健局
2020年度	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業	厚生労働省社会・援護局 （社会福祉推進事業）
	地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業	厚生労働省老健局（老人保健事業推進費等補助金）
	社会福祉士リーダー研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	ICTを活用した研修提供体制基盤充実事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省老健局
2021年度	地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業）
	社会福祉士リーダー養成研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	ICTを活用した研修提供体制基盤充実事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省老健局
2022年度	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	厚生労働省老健局（老人保健事業推進費等補助金）
	ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用促進に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（社会福祉推進事業補助金）
	社会福祉士リーダー養成研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	ICTを活用した研修提供体制基盤充実事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）改訂に係る調査等業務一式	厚生労働省老健局

■ 日本社会福祉士会 編集書籍一覧（2013～2022年度）

- 1 社団法人日本社会福祉士会編『権利擁護と成年後見実践——社会福祉士のための成年後見入門 第2版』民事法研究会、2013年5月17日
- 2 社団法人日本社会福祉士会（地域包括ケア推進委員会（高齢在宅班））編『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践——事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト』中央法規出版、2013年6月15日
- 3 公益社団法人日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き【帳票・事例編】』中央法規出版、2013年8月31日
- 4 公益社団法人日本社会福祉士会編『社会福祉士実習指導者テキスト 第2版』中央法規出版、2014年4月15日
- 5 公益社団法人日本社会福祉士会編『障害者虐待対応の手引き——養護者・障害者福祉施設従事者・使用者による虐待対応帳票・事例』中央法規出版、2016年2月15日
- 6 公益社団法人日本社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ運営協議会 後見研修テキストプロジェクト）編『権利擁護と成年後見実践——社会福祉士のための成年後見入門 第3版』民事法研究会、2019年6月15日
- 7 公益社団法人日本社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ運営協議会 意思決定支援プロジェクト）編『意思決定支援実践ハンドブック——「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成』民事法研究会、2019年7月20日
- 8 公益社団法人日本社会福祉士会編『社会を動かすマクロソーシャルワークの理論と実践——あたらしい一歩を踏み出すために』中央法規出版、2021年11月20日
- 9 公益社団法人日本社会福祉士会編『ソーシャルワーカーのための自殺予防対策入門——適切な知識と支援スキルを身につける』ミネルヴァ書房、2021年12月10日
- 10 公益社団法人日本社会福祉士会（倫理綱領・行動規範伝達研修プロジェクトチーム）編『三訂 社会福祉士の倫理——倫理綱領実践ガイドブック』中央法規出版、2022年4月15日
- 11 公益社団法人日本社会福祉士会編『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規出版、2022年4月30日
- 12 公益社団法人日本社会福祉士会編『三訂 成年後見実務マニュアル——基礎からわかる Q & A』中央法規出版、2022年6月15日
- 13 公益社団法人日本社会福祉士会編『学校—家庭—地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック』中央法規出版、2023年1月10日

■ 日本社会福祉士会 災害支援一覧（2013～2022年度）

2013年度	・災害支援コーディネーター研修を開催（2014年3月8日～9日（東京））
	・平成26年11月フィリピン台風被災地支援に係るフィリピンソーシャルワーカー協会への義援金募集実施
	・災害ガイドラインを検討
2014年度	・日本社会福祉士養成校協会 ^(※) 「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」に委員派遣 (※) 現在は一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
	・災害支援コーディネーター養成研修を開催（12月13日～14日（東京））
	・災害ガイドラインを制定
2015年度	・日本社会福祉士養成校協会「災害ソーシャルワークの理論化と教材開発・教育方法の体系化に関する研究」に委員派遣
	・平成27年5月ネパール大地震被災者支援に係るネパールソーシャルワーカー協会への義援金募集実施
	・災害支援活動者養成研修（12月5日～6日（東京））
2016年度	・災害対応マニュアルを制定
	・日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会主催の「災害福祉支援活動基礎研修」及び会議に理事を派遣（3月21日）
	・平成28年熊本地震震災支援活動 4月16日に災害対策本部を立ち上げ、熊本県社会福祉士会と連携しつつ、西原村の地域包括支援センター及び益城町の西部圏域地域包括支援センター（ひろやす荘）へ各2名の社会福祉士を派遣 ・西原村地域包括支援センター ——派遣期間：6月13日～11月4日 ——支援者数：65名、延べ331名 ・益城町西部圏域地域包括支援センター（ひろやす荘） ——派遣期間：8月29日～12月27日 ——支援者数：50名、延べ257名 ——支援金の協力や支援活動者の募集、支援状況などニュースを通して広報
2017年度	・平成28年10月鳥取地震における現地調査、後方支援、見舞金送金
	・災害支援プロジェクトチームの事業移管（移管先・移管内容）の検討
	・災害支援活動者養成研修を認定社会福祉士認証・認定機構へ研修認証申請
2018年度	・災害支援活動者養成研修（12月3日～4日（東京））
	・災害支援活動者養成研修 都道府県社会福祉士会への移管説明会（12月4日（東京））
	・災害支援活動者養成研修「社会福祉士の支援の実際－支援を受け入れた立場から－」DVD製作及び都道府県社会福祉士会への配布
2019年度	・災害支援コーディネーター養成研修を認定社会福祉士認証・認定機構へ研修認証更新申請
	・平成29年九州北部地方豪雨災害支援 <福岡県社会福祉士会> ——災害対策本部設置（7月7日） ——ニーズ調査ののち、7月11日から17日にかけて延べ32名を派遣 ——見舞金の送金 <大分県社会福祉士会> ——災害対策本部設置 ——見舞金の送金 ——日田市災害支援ニーズ調査に協力
	・平成28年熊本地震被災地支援活動の記録の作成・都道府県社会福祉士会へ配布
2020年度	・各都道府県における災害時の福祉支援活動の把握のためのアンケートを実施
	・今後の社会福祉士会の災害支援のあり方や方向性を検討
	・都道府県社会福祉士会における災害時の連絡体制の整備及び災害支援活動の基盤整備の検討
2021年度	・日本医療社会福祉協会 ^(※) 「災害福祉支援活動基礎研修実施事業」委員会への委員派遣及び研修での講師並びにファシリテーター協力 (※) 現在は公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会
	・平成30年6月大阪北部地震における災害対策本部の設置（6月19日）、後方支援
	・平成30年7月豪雨被災地支援 ——災害対策本部設置（7月8日） ——大阪、岡山、広島、愛媛の都道府県社会福祉士会に対し見舞金送金 ——岡山県社会福祉士会と連携し、倉敷市のローラー調査を行う支援者募集や支援拠点整備支援 真備町実態把握ローラー調査 7月25日～8月10日 派遣者 延べ20名 倉敷市ボランティアセンター 7月14日～9月30日 派遣者 延べ115名

2018年度	— 愛媛県社会福祉士会と連携し、地域包括支援センターへの社会福祉士派遣（宇和島市、大洲市） 宇和島市地域包括支援センター 9月2日～9月10日 派遣者 延べ 20 名 - 大洲市地域包括支援センター 9月18日～11月30日 派遣者 延べ 184 名 — 支援金の協力や支援活動者の募集、支援状況などニュースを通して広報
	・平成 30 年 9 月北海道胆振東部地震被災地支援 — 災害対策本部設置（9月9日） — 北海道社会福祉士会に見舞金を送金 — 北海道社会福祉士会の活動支援金を集める募金活動実施
	・新災害対応ガイドラインの制定
	・『これからの災害支援活動に向けて 災害支援あり方検討プロジェクトチーム報告書』の作成
2019年度	・危機管理室の設置
	・令和元年台風第 19 号被災地支援 — 災害対策本部設置（10月15日） — 7 都県社会福祉士会（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県）の活動状況フォローアップ — 活動支援金の募集活動を実施
2020年度	・本会の BCP（事業継続計画）策定に向けた検討 — 本会事務局 業務継続計画骨子（素案）の検討 — 新型インフルエンザ等感染症発生時における業務継続計画（素案）の検討 — 想定図上訓練に係る他団体の実施状況の情報収集
	・都道府県社会福祉士会災害担当学会議（10月24日（オンライン会議室）（Zoom））
	・令和 2 年 7 月豪雨災害被災地支援 — 災害対策本部設置（7月6日） — 九州・沖縄ブロック担当理事やアドバイザーを設定して九州・沖縄ブロック及び熊本県社会福祉士会との連携体制を構築 — 球磨村地域包括支援センター（直営）へ、月～金 2 名体制にて派遣 — 災害見舞金を大分県社会福祉士会及び熊本県社会福祉士会へ送金 — 熊本県球磨村への熊本県社会福祉士会と連名での支援の申し入れや活動支援金の募金活動 — 本会ホームページやニュースを通じた支援状況等の広報
	・関東甲信越ブロック災害連携会議への参加 — 第 13 回関東甲信越ブロック県士会災害支援連携会議（11月14日（オンライン会議室）（Zoom））に参加
	・BCP（事業継続計画）の策定、ブラッシュアップ及び想定図上訓練 — 第 5 回理事会において、「日本社会福祉士会事務局 業務継続計画骨子（素案）」を検討 — 想定図上訓練については、2020 年度第 12 回理事会において、事業計画の見直しが行われ、2022 年度以降に検討
2021年度	・全国災害担当学会議で想定された災害支援活動の課題検討
	・都道府県社会福祉士会災害担当学会議（2月27日（オンライン会議室）（Zoom）） — 災害担当理事から、「これまでの日本社会福祉士会の取り組み」と災害支援に係る法制度について説明し、「令和 3 年 7 月静岡県東部豪雨における熱海市での対応」（静岡県士会）及び「令和 3 年 8 月豪雨における広島県内での支援について」（広島県士会）の報告を受けての質疑、DWAT に関する活動等について、各社会福祉士会がそれぞれの状況や考えを発言し、知見を共有
	・令和 3 年 7 月、8 月の豪雨災害への対応 — 災害対策本部を立ち上げ、熱海市への支援を実施した静岡県社会福祉士会及び広島県内での災害支援を行った広島県社会福祉士会に対し、災害見舞金を送金
	・関東甲信越ブロック災害連携会議への参加 — 関東甲信越ブロック県士会災害支援連携会議に災害担当理事が参加し、日本社会福祉士会の取り組み、DWAT についての各社会福祉会の取り組み状況、養成研修の取り組み状況等の情報共有
	・本会 BCP（事業継続計画）のブラッシュアップ — 災害時における業務継続のため、職員の安否確認や契約先との連携などについて確認
2022年度	・令和 4 年台風第 14 号、15 号への対応 — 台風 14 号、15 号などによる被災状況と対応について被災地の社会福祉士会から情報収集を図り、静岡市清水区への支援を実施した静岡県社会福祉士会に災害見舞金を送金
	・都道府県社会福祉士会災害担当学会議の開催（3月12日（オンライン会議室）（Zoom）） — 災害担当理事から、「これまでの日本社会福祉士会の取り組み」と災害支援に係る法制度について説明するとともに、「令和 4 年 9 月の台風 15 号に関連する支援について」（静岡県社会福祉士会）及び「広域的な災害福祉支援のネットワークの創設時から今日にいたるまでの取り組み」（岩手県社会福祉士会）の報告を受けての質疑、DWAT に関する活動等について、各社会福祉士会がそれぞれの状況や考えを発言し、知見を共有
	・関東甲信越ブロック災害連携会議への参加 — 関東甲信越ブロック県士会災害支援連携会議（8月31日）に災害担当理事が参加し、日本社会福祉士会の取り組み、DWAT についての各県士会の取り組み状況、養成研修の取り組み状況、課題の整理、その他、情報共有を実施

■ 日本社会福祉士会 正会員の構成している会員数推移（2013～2023年）

	2013年 3月31日	2014年 3月31日	2015年 3月31日	2016年 3月31日	2017年 3月31日	2018年 3月31日	2019年 3月31日	2020年 3月31日	2021年 3月31日	2022年 3月31日	2023年 3月31日
北海道	1,663	1,685	1,705	1,726	1,748	1,747	1,781	1,817	1,785	1,771	1,769
青森	506	530	552	576	596	603	631	621	632	645	638
岩手	516	545	579	603	625	672	690	721	739	755	740
宮城	500	502	528	550	588	586	596	610	620	631	618
秋田	287	307	325	338	367	373	382	390	380	394	396
山形	445	461	478	499	526	526	552	564	565	577	580
福島	565	576	579	607	641	679	701	702	712	729	730
茨城	548	555	573	602	613	618	651	693	704	712	699
栃木	436	433	451	480	494	499	518	507	509	521	530
群馬	554	552	550	566	567	594	609	623	620	633	650
埼玉	1,360	1,407	1,464	1,530	1,569	1,627	1,666	1,685	1,698	1,713	1,704
千葉	1,242	1,271	1,316	1,341	1,391	1,411	1,464	1,473	1,477	1,515	1,561
東京	3,370	3,435	3,431	3,550	3,657	3,766	3,947	3,966	3,995	4,047	4,082
神奈川	2,475	2,566	2,682	2,763	2,795	2,843	2,957	3,023	2,996	3,012	3,034
新潟	1,070	1,092	1,119	1,139	1,166	1,172	1,222	1,246	1,241	1,249	1,262
富山	414	429	445	462	474	474	475	475	479	494	475
石川	447	451	468	485	503	526	528	543	525	541	549
福井	342	344	362	379	389	393	406	426	417	418	417
山梨	296	309	322	351	368	375	378	382	381	388	391
長野	917	946	992	1,036	1,077	1,103	1,122	1,133	1,156	1,185	1,180
岐阜	481	480	505	523	535	544	582	598	611	604	609
静岡	1,149	1,207	1,223	1,281	1,343	1,396	1,450	1,486	1,480	1,492	1,478
愛知	1,308	1,299	1,317	1,334	1,368	1,377	1,407	1,404	1,378	1,387	1,415
三重	614	619	618	636	654	656	672	680	634	641	636
滋賀	418	428	447	455	476	489	514	527	534	544	549
京都	836	874	896	932	978	999	1,028	1,061	1,072	1,096	1,087
大阪	1,896	1,938	1,971	2,046	2,076	2,113	2,193	2,225	2,188	2,213	2,213
兵庫	1,350	1,338	1,377	1,396	1,459	1,556	1,648	1,701	1,688	1,715	1,724
奈良	283	298	309	311	339	361	378	396	396	404	418
和歌山	237	251	267	270	275	288	300	312	310	320	314
鳥取	266	274	302	317	320	324	341	344	337	336	341
島根	342	346	355	377	391	410	417	426	427	437	426
岡山	580	587	606	608	598	607	643	638	671	680	684
広島	868	868	903	928	943	988	1,025	1,031	1,028	1,034	1,044
山口	605	608	632	635	650	666	705	690	692	693	701
徳島	232	244	246	255	261	268	278	284	280	282	281
香川	346	363	360	370	372	391	399	399	389	386	391
愛媛	461	464	477	483	513	525	534	543	533	532	533
高知	214	214	214	213	216	210	218	228	229	233	237
福岡	1,387	1,416	1,484	1,512	1,563	1,622	1,661	1,722	1,750	1,765	1,766
佐賀	185	203	211	218	221	228	227	448	480	484	494
長崎	547	554	576	610	639	646	660	644	625	622	609
熊本	671	694	728	763	784	804	820	828	835	839	846
大分	458	477	495	529	551	556	580	568	563	576	580
宮崎	385	405	419	450	477	514	536	564	575	564	564
鹿児島	652	665	694	696	702	705	716	709	723	726	730
沖縄	416	435	457	465	487	505	523	541	572	589	592
合計	35,140	35,945	37,010	38,196	39,345	40,335	41,731	42,597	42,631	43,124	43,267
増減	+1,386	+2,191	+1,870	+1,186	+1,149	+990	+1,396	+866	+34	+493	+143

※各年3月末日現在

増減数は、入会者数から退会者を除いた純増数

氏 名	組織名	社団法人 日本社会 福祉士会	公益社団法人日本社会福祉士会（2014 年～）					
	期間	2011年 4 月 1 日～ 2014年 3 月 31日	2014年 4 月 1 日～ 2014年 6 月 15日通常総 会終了時ま で	2014年 6 月 21日通常総 会終了後～ 2015年 6 月 20日通常総 会終了後ま で	2015年 6 月 20日通常総 会終了時～ 2017年 6 月 17日通常総 会終了後ま で	2017年 6 月 17日通常総 会終了時～ 2019年 6 月 16日通常総 会終了後ま で	2019年 6 月 15日通常総 会終了時～ 2021年 6 月 19日通常総 会終了まで	2021年 6 月 19日通常総 会終了時～ 2023年 6 月 17日通常総 会終了まで
	総会の形式	2012/ 4 / 1 より連合体（代議員総会） 会福祉士会 代表者総会）						
	任期	1 期 2 年 最長 4 期まで						
● 理 事 ●			2014年 3 月 31日辞任者 (○/)	2015年 6 月 20日辞任	2015年 6 月 20日就任	2017年 6 月 17日就任	2019年 6 月 15日就任	2021年 6 月 19日就任
愛沢 隆一	あいざわ りゅういち	○	●	●	●			
安藤 千晶	あんどう ちあき						○	●
石井 昌明	いしい まさあき		○	○		○		
泉 賢祐	いずみ けんすけ	●						
市川 知律	いちかわ とものり				○			
伊東 良輔	いとう りょうすけ						○	○
今井 昭二	いまい しょうじ					○		
岡本 達也	おかもと たつや						○	○
鹿嶋 隆志	かしま たかし		○/		○	○		
柏 浩文	かしわ ひろふみ	○	○	○				
角山 信司	かどやま しんじ		○					
鎌倉 克英	かまくら かつひで		◎	◎	◎			
上地 幸博	かみじ ゆきひろ	○						
木下 大生	きのした だいせい	○						
空閑 浩人	くが ひろと		○	○				
公文 理賀	くもん りか							○
栗原 直樹	くりはら なおき					○	●	○
栗林 孝得	くりばやし たかえ	○						
高良 麻子	こうら あさこ	○	○/					
小堀 和宏	こばな かずひろ	○	○	○				
小山 順子	こやま じゅんこ	○						
崎山 賢士	さきやま けんじ	○	○/					
品川 洋介	しながわ ようすけ	○						
島崎 義弘	しまざき よしひろ					○	○	
鈴木 智敦	すずき ともあつ	●						
清野 光彦	せいの みつひこ	○						
高橋 修一	たかはし しゅういち		○/		○			
竹田 匡	たけだ ただし				○	○	○	○
田村 満子	たむら みつこ	●	●	●				
富田 明裕	とみた あきひろ	○	○	○				
中島 康晴	なかしま やすはる				○	●	●	●
中田 雅章	なかだ まさあき					○	○	●
中山 貴之	なかやま たかゆき						○	○
西島 善久	にしじま よしひさ	○				◎	◎	◎
橋 典孝	はし のりたか						○	○
服部 恭弥	はっとり たかひろ	○	○	○				
原田 欣宏	はらだ よしひろ		○/					
平田 美智子	ひらた みちこ	○	○					
廣瀬 豊邦	ひろせ とよくに		○/					
星野 美子	ほしの よしこ	○	○	○		○	○	○
前嶋 弘	まえじま ひろし	○	○	○	○			
松友 了	まつとも りょう				○			
松山 茂樹	まつやま しげき		●	●	●	●		

氏 名	組織名	公益社団法人日本社会福祉士会（2014 年～）						
	期間	2011年 4 月 1 日～ 2014年 3 月 31日	2014年 4 月 1 日～ 2014年 6 月 15日通常総 会終了時ま で	2014年 6 月 21日通常総 会終了後～ 2015年 6 月 20日通常総 会終了後ま で	2015年 6 月 20日通常総 会終了時～ 2017年 6 月 17日通常総 会終了後ま で	2017年 6 月 17日通常総 会終了時～ 2019年 6 月 16日通常総 会終了後ま で	2019年 6 月 15日通常総 会終了時～ 2021年 6 月 19日通常総 会終了まで	2021年 6 月 19日通常総 会終了時～ 2023年 6 月 17日通常総 会終了まで
	総会の形式	2012/ 4 / 1 より連合体（代議員総会） 会福祉士会 代表者総会）						
	任期	1 期 2 年 最長 4 期まで						
● 理 事 ●			2014年 3 月 31日辞任者 （○／）	2015年 6 月 20日辞任	2015年 6 月 20日就任	2017年 6 月 17日就任	2019年 6 月 15日就任	2021年 6 月 19日就任
柳瀬 恵子	やなせ けいこ		○	○				
山崎 智美	やまざき ともみ				●	●	●	
山下 康	やました やすし							○
山田 純子	やまだ じゅんこ	○						
山村 睦	やまむら むつみ	◎						
山本 純江	やまもと すみえ				○	○		
渡部 健志	わたなべ たけし				○			
● 外 部 理 事 ●								
市川 一宏	いちかわ かずひろ	／○	○／					
上野谷 加代子	うえのや かよこ	○						
白澤 政和	しらさわ まさかず	○／						
久田 恵	ひさだ めぐみ	○	○／					
● 監 事 ●								
江原 伸弘	えはら のぶひろ					○	○	○
本多 洋実	ほんだ ひろみ		○	○	○			
吉村 晃一	よしむら こういち	○						
● 外部監事 ●								
宗 直樹	そう なおき				／○※4	○	○	○
矢田 慶来	やだ けいらい			／※2○	※3○／			
山岸 正夫	やまぎし まさお	○	○	※1○／				
● 相 談 役 ●								
鎌倉 克英	かまくら かつひで					○	○	
村尾 俊明	むらお としあき	○						
山村 睦	やまむら むつみ		○	○				
● 参 事 ●								
池田 恵利子	いけだ えりこ				○※5	○	○	

◎会長、2014年度以降は代表理事

●副会長、2014年度以降は業務執行理事

※1 2014年度臨時総会（2015.3.14）辞任

※2 2014年度臨時総会（2015.3.14）就任

※3 2015年度臨時総会（2016.3.12）辞任

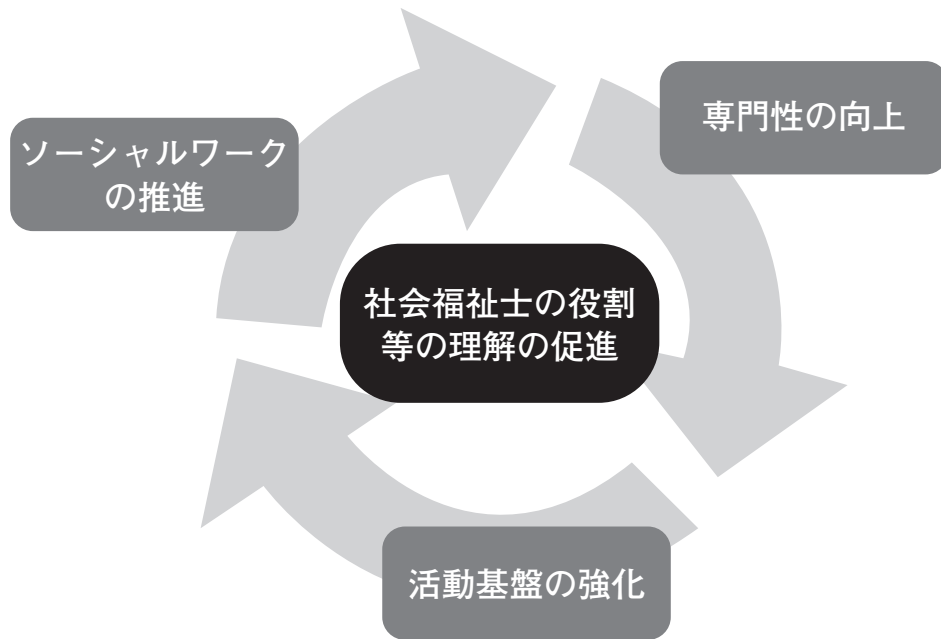
※4 2015年度臨時総会（2016.3.12）就任

※5 2016年10月12日就任

第三期中期計画（2019～2023年度）

私たちは、共生社会の創造をビジョンとして掲げ、社会的使命をもって、社会変革と社会開発、社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進します。私たちは、社会正義、人権、集団的責任、及び多様性尊重の諸原理を改めて自覚するとともに、高齢者・障害者・児童等の地域の人々の人権を尊重したインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し、人々の「生きる」を支えます。

第三期中期計画（2019～2023年度）では、地域共生社会の実現のために、ソーシャルワークの機能を発揮できる体制づくりを推進します。そのための手段として、社会福祉士の任用を拡大し実質的な業務独占を図ります。



ソーシャルワークの推進
●情報収集力、政策提言等発信力の強化 ●権利擁護活動の強化 ●地域共生社会の実現に向けた活動の推進 ●世界に向けた発信力強化

活動基盤の強化
●日本と県士会の組織目標・指向性の共有 ●財政の健全化・安定化 ●県士会の組織強化支援（会員数 50,000 人） ●実質的な業務独占の獲得 ●ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合の促進 ●災害時における業務継続体制の確保

専門性の向上
●地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化 ●生涯研修制度の充実 ●認定社会福祉士制度の普及・推進（2025 年に 7,000 人）

第三期中期計画（2019～2023年度）

基本指針		5年後の目標	事業項目
分類	内容		
Ⅰ ソーシャルワークの推進	1 情報収集力、政策提言等発信力の強化	① 社会福祉の動向を捉えた積極的な情報発信・意見表明の実施（シンクタンク機能の構築） ② 政治的アプローチ、政策提言の活性化 ③ ソーシャルワークの普及・拡大 ④ 社会福祉士の役割等に関する理解の推進	■県士会会員の好事例の収集と紹介 ■調査研究費の確保に向けた情報収集・関係構築 ■調査研究と政策提言が持続的に可能な体制の確立 ■ソーシャルワーク推進のための超党派議員連盟設立への働きかけ ■広報活動の活性化 ・会報・HPの活性化・広報媒体の拡大
	2 権利擁護活動の強化	① 都道府県・市町村等における虐待対応力の向上と体制整備の促進 ② 意思決定支援の普遍化 ③ 中核機関への社会福祉士の必置 ④ 権利擁護支援のための地域連携体制づくり ⑤ 後見に係る人材の養成	■県士会における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取組事例の収集 ■虐待対応における自治体支援のための人材育成及び県士会支援 ■各種研究事業等による発信 ■本人情報シートの普及・定着 ■専門職後見人及び市民後見人の養成支援
	3 地域共生社会の実現に資する体制構築の推進	① 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能の発揮 ② 環境問題への対応	■地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮するための役割や環境整備等の発信 ■国審議会、各種研究事業等による発信 ■市町村・都道府県地域福祉計画策定への県士会参画への支援 ■環境問題と福祉について学ぶ研修会の開催 ■環境に配慮した商品の購入（事務局の物品等） ■会議・研修資料のペーパーレス化の推進 ■e-ラーニングの拡充 ■環境 NGO と福祉団体との交流を促進
	4 世界に向けた発信力強化	① IFSW における発信力の継続 ② 本会としての発信力の強化	■JFSW を基盤とした IFSW への参画推進 ■IFSW 役員の選出等参画
Ⅱ 活動基盤の強化	1 日本と県士会の組織目標・指向性の共有	① 連合体としての体制の強化 ② 倫理綱領・行動規範の見直し	■日本と県士会の連携のあり方の検討 ■小規模な県士会への支援についての検討 ■不祥事案への対応と発生予防 ■理事会及び委員会の運営体制の見直し
	2 財政の健全化及び安定化の確立	① 財源と事業の均衡状態の確立 ② 研修開催可能な事務所の確保検討	■新たな収入源確保 ・寄付金控除活用、新規賛助会員、他
	3 県士会の組織強化支援	① 県士会の事務局体制の強化 ② 会員数増加（5万人に） ③ ブロック等県士会間連携の拡充	■専従職員確保に向けた支援 ■システム以外の支援の検討・実施 ■県士会会員入会促進支援 ■退会抑制策の検討・実施 ■事務委託終了のための支援
	4 実質的な業務独占の獲得	① 社会福祉士必置の拡大 ② 社会福祉士配置加算の拡大	■地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮するための役割や環境整備等の発信（再掲） ■各分野における社会福祉士配置の発信
	5 関係団体との連携強化	① ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合	■連携及び統合の手順策定及び実施
		② ソーシャルワーカー関係団体以外との連携強化（全社協、分野別団体、司法関係、他）	■連絡会等の開催 ■共同事業の実施 ■地域全体での社会福祉士育成のための学び合いの推進
	6 不測の事態における対応の強化	① 災害時における業務継続体制の確保	■事業継続計画（BCP）の策定と実施 ■県士会事業継続計画（BCP）の策定支援
Ⅲ 専門性の向上	1 実践能力の向上	① 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化	■養成カリキュラムの改訂を踏まえた生涯研修の体系検討 ■実習指導者養成の強化
	2 生涯研修制度の充実	① 生涯研修制度をより身近な制度に ② 基礎研修実施体制の確立 ③ e-ラーニングの拡充（30本作成） ④ 認定制度と生涯研修制度の連動性の強化	■e-ラーニングコンテンツの充実（倫理研修など） ■基礎研修におけるe-ラーニングの拡充
	3 専門的力量的形成	① 認定社会福祉士制度の普及・推進（2025年に7,000人）	■認定社会福祉士登録者7,000人達成に向けた検討委員会の実施 ■スーパービジョン実施体制の強化

※日本社会福祉士会を「日本」、都道府県社会福祉士会を「県士会」として略しています。

『日本社会福祉士会三十年史』編集委員会委員

- ◎ 安藤 千晶 (日本社会福祉士会 副会長)
小笹 知彦 (日本社会福祉士会 元事務局長)
鹿嶋 隆志 (日本社会福祉士会 元理事)
遅塚 昭彦 (日本社会福祉士会 元企画室長)
中山 貴之 (日本社会福祉士会 理事)
橋 典孝 (日本社会福祉士会 理事)

◎…編集委員長

五十音順

() 内は 2022 年度における役職名

『日本社会福祉士会三十年史』執筆者

- 西島 善久 (日本社会福祉士会 会長)
中島 康晴 (日本社会福祉士会 副会長)
中田 雅章 (日本社会福祉士会 副会長)
安藤 千晶 (日本社会福祉士会 副会長)
岡本 達也 (日本社会福祉士会 理事)
公文 理賀 (日本社会福祉士会 理事)
栗原 直樹 (日本社会福祉士会 理事)
竹田 匡 (日本社会福祉士会 理事)
中山 貴之 (日本社会福祉士会 理事)
橋 典孝 (日本社会福祉士会 理事)
星野 美子 (日本社会福祉士会 理事)

() 内は 2022 年度における役職名

日本社会福祉士会三十年史

2023 年 12 月 発行

編集 『日本社会福祉士会三十年史』編集委員会

発行 公益社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル 2F

TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543

URL：<https://www.jacsw.or.jp/>

制作 中央法規出版株式会社
印刷 株式会社太洋社

無断で複製・転載することを禁じます。

